

令和 4 年度 認証評価

# 大阪国際大学短期大学部 自己点検・評価報告書

令和 4 年 6 月

## 目次

自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	12
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	19
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	19
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	26
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	43
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	51
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	51
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	73
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	103
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	103
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	111
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	114
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	116
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	125
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	125
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	128
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	133
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11~20] 基礎データ	

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、大阪国際大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 4 年 6 月 30 日

理事長

奥 田 吾 朗

学長

宮 本 郁 夫

ALO

前 川 武

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

## (1) 学校法人及び短期大学の沿革

## &lt;学校法人の沿革&gt;

昭和 4 (1929) 年	帝国女子薬学専門学校の姉妹校として帝国高等女学校を設立
昭和 13 (1938) 年	帝国高等女学校設立者を財団法人帝国学園とする
昭和 22 (1947) 年	学制改革により帝国学園中学校を開設
昭和 23 (1948) 年	学制改革により帝国高等女学校は帝国女子高等学校となる
昭和 26 (1951) 年	財団法人帝国学園を学校法人帝国学園に改組
昭和 27 (1952) 年	帝国学園附属幼稚園を開設
昭和 34 (1959) 年	帝国女子高等学校に商業科を開設
昭和 37 (1962) 年	帝国女子高等学校 (大和田校) を開設
昭和 40 (1965) 年	帝国女子大学 (家政学部家政学科) を開設 帝国学園附属大和田幼稚園を開設
昭和 41 (1966) 年	帝国女子大学家政学部に食物学科を開設
昭和 43 (1968) 年	帝国女子大学家政学部食物学科に栄養士課程を付設
昭和 44 (1969) 年	帝国女子大学家政学部に被服学科を開設
昭和 47 (1972) 年	帝国女子大学家政学部に児童学科を開設
昭和 49 (1974) 年	帝国学園中学校を休校
昭和 50 (1975) 年	帝国女子大学家政学部家政学科を廃止
昭和 52 (1977) 年	帝国女子大学附属幼稚園を開設
昭和 53 (1978) 年	帝国女子高等学校 (大和田校) を帝国女子大学大和田高等学校として独立
昭和 54 (1979) 年	学園創立 50 周年記念式典挙行
昭和 60 (1985) 年	帝国学園中学校を帝国女子大学大和田中学校に名称変更し、再開
昭和 63 (1988) 年	大阪国際大学 (経営情報学部経営情報学科) を開設
平成元 (1989) 年	学園創立 60 周年記念式典挙行
平成 4 (1992) 年	帝国女子大学、帝国女子短期大学、帝国女子高等学校、帝国女子大学大和田中・高等学校、帝国学園附属幼稚園、帝国学園附属大和田幼稚園、帝国女子大学附属幼稚園にそれぞれ「大阪国際」を冠して校名変更 大阪国際大学に政経学部政経学科を開設 大阪国際女子大学家政学部を改組し、人間科学部コミュニケーション学科・人間健康科学科を開設
平成 5 (1993) 年	大阪国際滝井高等学校商業科を廃止 大阪国際大学に大学院経営情報学研究科修士課程、留学生別科を開設 学校法人大阪国際学園に法人名称変更 大阪国際枚方幼稚園を廃止

大阪国際大学短期大学部

平成 7 (1995) 年	大阪国際大学大学院経営情報学研究科に博士課程を開設
平成 8 (1996) 年	大阪国際滝井幼稚園を廃止
平成 9 (1997) 年	大阪国際女子大学人間科学部に国際コミュニケーション学科・スポーツ行動学科を開設
平成 10 (1998) 年	大阪国際大学に大学院総合社会科学研究科修士課程を開設 大阪国際女子大学人間科学部コミュニケーション学科を社会コミュニケーション学科に名称変更
平成 11 (1999) 年	学園創立 70 周年記念式典挙行
平成 12 (2000) 年	大阪国際大学政経学部政経学科を法政経学部法政経学科に名称変更
平成 14 (2002) 年	大阪国際大学に人間科学部（心理コミュニケーション学科・国際コミュニケーション学科・人間健康科学科・スポーツ行動学科）を開設、大阪国際女子大学学生募集停止 大阪国際滝井高等学校に国際科を開設 大阪国際大和田中・高等学校を男女共学化
平成 19 (2007) 年	大阪国際大学人間科学部国際コミュニケーション学科を改組し、国際コミュニケーション学部を開設
平成 20 (2008) 年	大阪国際大学経営情報学部・法政経学部を改組し、ビジネス学部経営デザイン学科・経済ファイナンス学科、現代社会学部情報デザイン学科・法律政策学科を開設
平成 21 (2009) 年	学園創立 80 周年記念式典挙行
平成 26 (2014) 年	大阪国際大学ビジネス学部・現代社会学部を改組し、グローバルビジネス学部を開設
平成 27 (2015) 年	大阪国際大学国際コミュニケーション学部を改組し、国際教養学部（国際コミュニケーション学科・国際観光学科）を開設 大阪国際大和田幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行
平成 30 (2018) 年	大阪国際大学グローバルビジネス学部を改組し、経営経済学部（経営学科・経済学科）を開設 大阪国際大学人間科学部スポーツ行動学科を男女共学化
令和元 (2019) 年	大阪国際大学ビジネス学部（経営デザイン学科、経済ファイナンス学科）及び現代社会学部法律政策学科を廃止 学園創立 90 周年記念式典挙行
令和 3 (2021) 年	大阪国際大学現代社会学部情報デザイン学科を廃止
令和 4 (2022) 年	大阪国際中学校・高等学校を開設

<短期大学の沿革>

昭和 37 (1962) 年	帝国女子短期大学（家政科）を開設
昭和 38 (1963) 年	帝国女子短期大学に英文科を開設、家政科に栄養士課程を付設
昭和 51 (1976) 年	帝国女子短期大学に幼児教育科を開設
昭和 59 (1984) 年	帝国女子短期大学に国際文化学科を開設

大阪国際大学短期大学部

平成元（1989）年	帝国女子短期大学の英文科を英語科に名称変更
平成4（1992）年	帝国女子短期大学に「大阪国際」を冠して校名変更
平成9（1997）年	大阪国際女子短期大学英語科募集停止
平成14（2002）年	大阪国際女子短期大学を大阪国際大学短期大学部に名称変更
平成17（2005）年	大阪国際大学短期大学部幼児教育科を幼児保育学科に名称変更
平成20（2008）年	大阪国際大学短期大学部家政科・国際文化学科を改組し、ライフデザイン総合学科を開設、同学科（栄養士コースのみ）、幼児保育学科を男女共学化
平成22（2010）年	大阪国際大学短期大学部家政科を廃止
平成23（2011）年	大阪国際大学短期大学部国際文化学科を廃止
平成26（2014）年	大阪国際大学短期大学部ライフデザイン総合学科（キャリアデザインコース、観光・英語コース）を男女共学化
令和3（2021）年	大阪国際大学短期大学部ライフデザイン総合学科を栄養学科及びライフデザイン学科に改組

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和4（2022）年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
大阪国際大学 (大学院含む)	大阪府守口市藤田町6丁目21番57号	548	2159	2537
留学生別科	大阪府守口市藤田町6丁目21番57号	120	120	14
大阪国際大学短期大学部	大阪府守口市藤田町6丁目21番57号	290	580	523
大阪国際滝井高等学校	大阪府守口市馬場町2丁目8番24号	—	420	325
大阪国際高等学校	大阪府守口市松下町1番28号	365	1095	939
大阪国際中学校	大阪府守口市松下町1番28号	90	270	233
幼保連携型認定こども園 大阪国際大和田幼稚園	大阪府守口市藤田町6丁目21番57号	—	315	300



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」の守口市の将来人口推計では、令和2（2020）年の13万人台から漸減し、令和27（2045）年には10万人を下回るものと推計されている。75歳以上人口の比率は令和7（2025）年頃まで上昇を続け、その後はいったん横ばいとなるが、令和22（2040）年頃より再び上昇に転じる見込みである。年少人口比率は低下が続くものと見込まれている。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成 29 (2017) 年度		平成 30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度		令和 3 (2021) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北海道	0	0.0	1	0.3	1	0.3	1	0.3	1	0.4
東北	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0	0.0	0	0.0
関東	1	0.3	3	1.0	1	0.3	0	0.0	2	0.7
北陸	4	1.3	3	1.0	6	1.8	4	1.3	2	0.7
中部	0	0.0	0	0.0	3	0.9	5	1.6	2	0.7
三重	2	0.7	3	1.0	4	1.2	2	0.7	1	0.4
滋賀	1	0.3	5	1.7	3	0.9	4	1.3	4	1.5
京都	19	6.2	19	6.4	20	6.1	20	6.4	8	3.0
大阪	237	78.0	224	74.9	226	69.4	227	72.5	212	79.5
兵庫	3	1.0	5	1.7	7	2.1	12	3.8	8	3.0
奈良	7	2.3	4	1.3	8	2.5	6	1.9	2	0.7
和歌山	6	2.0	3	1.0	8	2.5	4	1.3	4	1.5
近畿計	275	90.5	263	88.0	276	84.7	275	90.6	239	89.6
中国	6	2.0	15	5.0	16	4.9	12	3.8	2	0.7
四国	8	2.6	3	1.0	10	3.1	6	1.9	9	3.4
九州	6	2.0	6	2.0	9	2.8	9	2.9	9	3.4
その他	4	1.3	5	1.7	3	0.9	1	0.3	1	0.4
合計	304	100.0	299	100.0	326	100.0	313	100.0	267	100.0

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和3（2021）年度を起点に過去5年間について記載してください。



#### ■ 地域社会のニーズ

大阪国際大学短期大学部（以下、本学と示す）は大阪府守口市に位置し、近隣には門真市、寝屋川市があるが、守口市を含めた近隣の3市には本学以外に短期大学はない。また、本学の令和3（2021）年度の入学者のうち、前述の3市からの入学者数は約22.2%であり、これら近隣の市の事業所、保育所、幼稚園等に多くの卒業生を専門職として輩出している。

行政との連携においても、本学は守口市教育委員会と、平成20（2008）年に「守口市教育委員会と大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部との連携協力に関する協定書」を締結し、学校教育分野において守口市の教育の充実発展を図るために連携を進めている。その後、平成24（2012）年には寝屋川市及び門真市と、平成25（2013）年には枚方市、守口門真商工会議所と、平成26（2014）年には守口市と、いずれも大阪国際学園（以下、本学園と示す）との間に包括連携協定を締結し、地域の活性化や人材の育成に連携して取り組んでいる。例えば、子育て分野では、守口市、門真市より「子育て支援員研修講座」の委託を受け、幼児保育学科の教員が子育てに関する制度や社会状況などの専門的な知識を基に、保育従事者の知識と技術向上に取り組んでいる（令和2（2020）、3（2021）年度はコロナ禍のために中止）。食育分野では、守口市中学給食事業で魅力ある学校給食の提供の一環としてライフデザイン総合学科栄養士コース（以下、栄養士コースと示す）の学生が教員の指導の下、守口市教育委員会、給食事業者と連携し、セミナーなどの授業の中でレシピ開発に取り組み、採用されたメニューは市内全中学校で配膳され、中学生の健康維持に貢献している。

また、地域・社会に向けた公開講座については、本学国際関係研究所と守口市、（公財）守口市文化振興事業団の共催の公開講座「もりぐちeセミナー」を、平成20（2008）年度から実施しており、教員の専門に関わる内容の講座を、例年10月～11月に週1回1時間半全5回実施し、毎回50人程度の受講者がある。地域協働センター主催の「公開講座」についても、平成27（2015）年10月から地域住民を対象に実施している。募集人数は250人、参加者は平均で230人であり、参加者の多くから好評を得ている。

さらに、幼児保育学科では、平成29（2017）年度より年間を通じた子育て支援事業として「わくわくランド」を開催している。プログラムとして「親子ふれあい元気アップ!」（平成24（2012）年度開始）や「親子ぞうけい教室」（平成25（2013）年度開始）に新しい企画を加えて、遊びの場や保護者の子育てを応援する場を広げる活動を展開している。令和3（2021）年度は合計8回のイベント（地域自治体子育て支援施設との共催を含む）を実施した。

以上のように、本学は地域社会における高等教育の一翼を担うとともに地域社会から大きく期待されている。

#### ■ 地域社会の産業の状況

守口市の産業構造は、従業員数では、概ね、第二次産業が43.9%と第三次産業が56.1%（「平成26年経済センサス基礎調査」による）で構成されている。長年、大手家電メーカー（パナソニック株式会社）の協力会社として技術のみならず、生産管理や品質管理など、ものづくりの総合力を高めてきたことから、守口市には、特殊溶接等の技術を持つ

ものづくり企業が多数集積しており、製造業は従業員数業種別で上位に位置し、製造業的色彩を強く持った都市である。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



地図データ <http://yuubinkyoku.sonnabakana.com/map/o/moriguchi.html>

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

<p>(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)</p> <p>基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ D 財的資源]</p> <p>○ 余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門は過去3年間、帰属収支が支出超過となっている。学校法人の経営改善計画に従い、改善に努められたい。</p>
<p>(b) 対策</p> <p>本学園においては、平成27(2015)年度に平成28(2016)年度から令和3(2021)年度までを対象とする「中期経営計画」を策定した。この中期経営計画においては、設置学校ごとにその目指す姿が、教学方針から募集戦略、出口戦略(就職)、人事・財</p>

務方針にいたるまで学校運営に纏わるほぼ全ての項目にわたり策定されている。財務面に関しては、平成 30（2018）年度に教育活動の資金収支の学園全体での黒字化を達成する目標が設定されている。

(c) 成果

平成 30（2018）年度に学園全体の黒字化に加え、併設大学及び本学の教育活動の資金収支が 1 年前倒しで黒字化の実現を見た。また不調であった併設大学と本学の募集状況も年々好転し、安定的な状況を示すようになった。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし。
(b) 対策
(c) 成果

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし。
(b) 改善後の状況等

④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし。
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 3（2021）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

本学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」等に基づき、下記の規程を制定し、公的資金の適正な管理体制をとっている。

- ・大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部における公的研究費の管理・監査の実施方針
- ・大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部における公的研究費の不正使用防止計画
- ・大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部における研究活動に係る行動規範
- ・科学研究費補助金執行手続き要領

## 2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

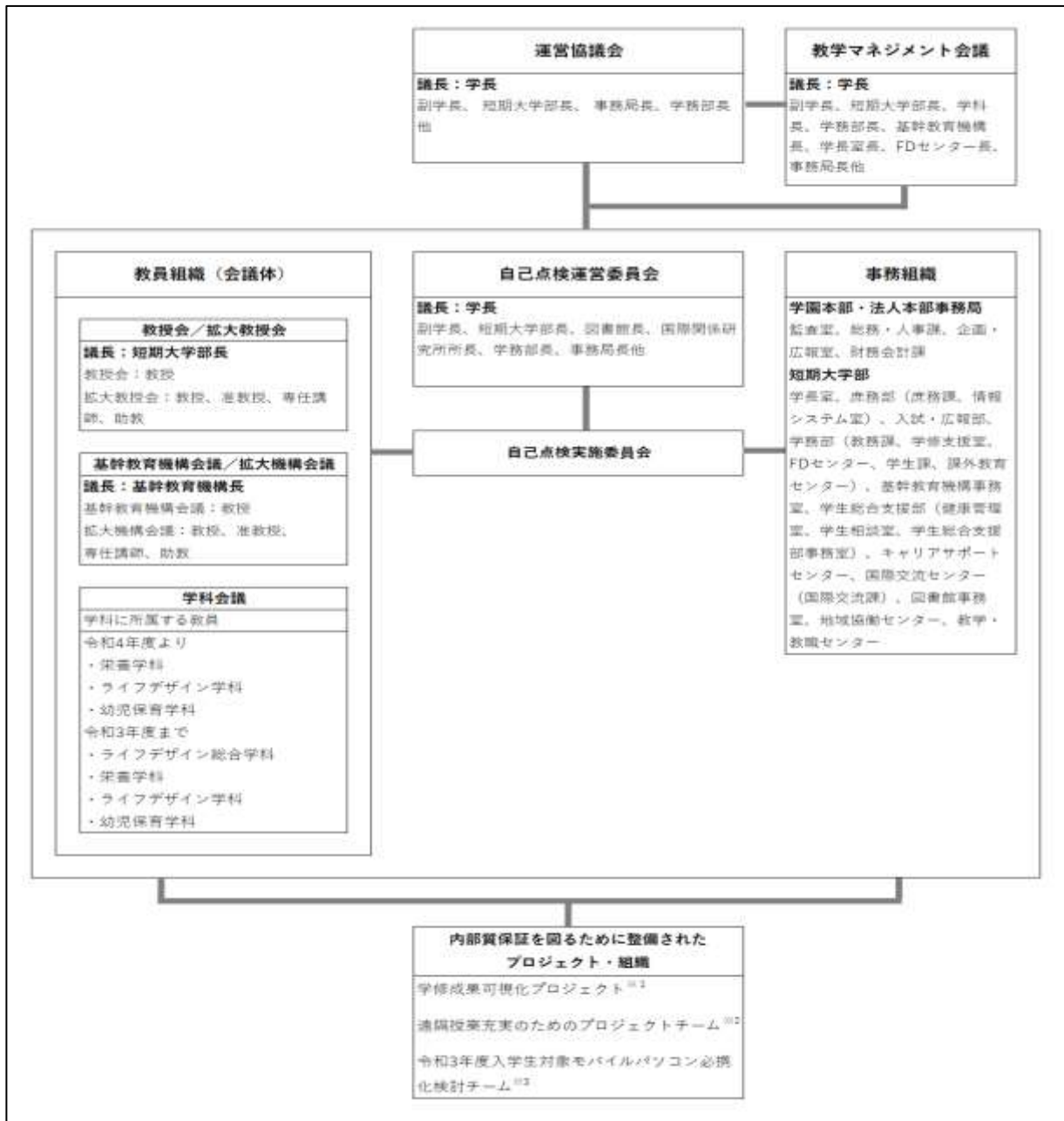
### 【自己点検運営委員会】

- ・委員長：宮本 郁夫（学長）
- ・委員：久保田豊司（副学長 兼 学務部長）
- ・委員：伊藤 省二（副学長 兼 学長室長）
- ・委員：前川 武（ALO、短期大学部長、ライフデザイン学科 教授）
- ・委員：井上 芳光（国際関係研究所長 兼 図書館長）
- ・委員：麻生 哲男（事務局長）

### 【自己点検実施委員会】

- ・委員：久木久美子（委員長、栄養学科 教授）
- ・委員：前川 武（ALO、短期大学部長、ライフデザイン学科 教授）
- ・委員：坂井 孝（ライフデザイン総合学科長、栄養学科長 教授）
- ・委員：秋田 聖子（栄養学科 講師）
- ・委員：平田 祐子（ライフデザイン学科長 教授）
- ・委員：古田 雄一（ライフデザイン学科 准教授）
- ・委員：加藤 淳一（ライフデザイン学科 講師）
- ・委員：久保田健一郎（幼児保育学科長 教授）
- ・委員：古海 忍（学務部副部長、幼児保育学科 教授）
- ・委員：福井真裕子（幼児保育学科 教授）
- ・委員：小野 幸男（学長室 IR・教学企画部長）
- ・委員：石村 年啓（庶務部次長）
- ・委員：貞光 啓史（学務部次長）
- ・委員：廣田 良美（教学・教職センター次長）
- ・委員：村木 照子（学生課長）
- ・委員：中西 喜彦（教務課長）
- ・委員：尾崎 茂夫（学生課主任）
- ・委員：前河 泰正（教学・教職センター主事）
- ・委員：鈴木 和稔（庶務課主事）

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



※1 学修成果可視化プロジェクト（令和2（2020）年4月1日発足～令和5（2023）年3月31日）

学修成果の可視化案の策定、学修成果可視化システムの導入と定着を目的として活動中。

FDセンター長をリーダーとし発足し、大学各学部、短期大学、基幹教育機構より各1人の教員、事務局として、FDセンター、教務課、情報システム室、学長室より職員が参加し推進している。

※2 遠隔授業充実のためのプロジェクトチーム（令和2（2020）年8月20日発足～令和3（2021）年3月31日）

新型コロナウイルス感染症感染拡大の緊急事態であったことから、教務委員会、FDセンター会議、情報教育部会、各学科からの教員及び教務課、情報システム室と各部署からの職員の協力も得てプロジェクトを推進した。

※3 令和3年度入学生対象モバイルパソコン必携化検討チーム（令和2（2020）年12月9日発足～令和3（2021）年8月6日）

上記※2の遠隔授業対応も考慮した課題であったことから、基幹教育機構（特に情報教育部会）構成員、FDセンター会議、教務委員会からの教員及び教務課、学生課、情報システム室、入試・広報部の職員で構成した。

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学の自己点検・評価活動については、主に、(1) シラバスに関する自己点検・評価活動、(2) 授業に関する自己点検・評価活動及び(3) 教育課程に関する自己点検・評価活動を定期的に行っている。これらの活動は、シラバスの点検、教員相互の授業見学及び学習成果の測定指標（表I-C-2 参照）による測定結果に基づき行っている。これらの自己点検・評価活動の詳細は下記のとおりである。なお、学習成果の測定指標は、学生の入学時から卒業時、卒業後までを視野に入れ、科目レベル（授業）、教育課程レベル（学科）及び機関レベル（大学）において多面的に行うもので、各時期、各レベルでの測定結果を組み合わせ、下記の点検・評価活動に活用している。

(1) シラバスに関する自己点検・評価活動（提出-16）

教務課及び教務委員会は、自己点検実施委員会と連携し、学校教育法や短期大学設置基準等の法令の改正動向、認証評価機関の評価基準の改訂動向等に常に注意を払いながら、毎年、シラバスの書式、作成要領、チェックシート及びサンプルについて点検を行い、必要に応じて改善を行う。教務課は、教員から提出されたシラバスを学科・基幹教育機構の部会ごとにとりまとめ、シラバスチェックシートに基づきシラバスの点検（第三者によるチェック）を行うよう各学科・部会に依頼する。各学科・部会はシラバスの点検を行い、不備があった場合は当該教員に是正を求める。以上のように本学では、「シラバス作成要領」及び「シラバスチェックシート」を用いた自己点検・評価活動を行っている。

(2) 授業に関する自己点検・評価活動（備付-13、14、36、36.1、37、37.1）

教員は、「成績評価」、「授業についての学生アンケート結果」、「教員相互の授業見学による意見交換」についての点検・評価を行い、シラバスの改善、授業内容の見直しなどを継続的に行う。

- ① 成績評価（教務課）
- ② 授業についての学生アンケート（FDセンター）
- ③ 教員相互の授業見学による意見交換（FDセンター）

(3) 教育課程に関する自己点検・評価活動（備付-12、15、20、21、26、26.1、29）

各学科は、個々の教員から提出された「授業改善報告書」及び「授業見学報告書」に基づき意見交換会を開く。また、学科から提出された「意見交換会報告書」を基に、FDセンター会議で授業改善に関わる点検・評価を行い、各学科・教員にその結果がフィードバックされる。さらに、学習成果の測定指標に基づく学習進行評価、卒業時評価及び卒業後評価について、以下の①～③のとおり点検を行い、各学科において、カリキュラムの妥当性や教育目的に沿った人材養成ができていくかについての評価を行う（データ及び資料は、教務課、学生課、教学・教職センター、キャリアサポートセンター及び自己点検実施委員会より提供される）。これらの点検・評価活動で得られた結果は、各学科で総合的に検証し、学科の教育の質向上・充実のために活用される。

- ① 学習進行評価：学習進行状況についての点検  
「成績分布」、「在学状況（退学状況）」、「学生生活アンケート（学習時間）結果」等に基づき点検する。

② 卒業時評価：卒業時の学習成果の獲得状況についての点検

「学位取得率」、「就職・大学編入学率」、「免許・資格の取得率」、「専門分野への就業率」等に基づき点検する。

③ 卒業後評価：卒業後、社会に貢献できているか等についての点検

「学生による卒業時自己評価」、「就職先へのアンケート・ヒアリング結果」及び「卒業生へのアンケート・ヒアリング結果」等に基づき点検する。

本学では、シラバス、授業及び教育課程に関する定期的な自己点検・評価活動を、自己点検・評価報告書として作成している。自己点検・評価報告書は、短期大学認証評価基準に基づき、各学科、各部署の責任者及び自己点検実施委員によりまとめられ、「自己点検・評価報告書」として作成される。完成した自己点検・評価報告書は、自己点検実施委員会、各学科会議、自己点検運営委員会及び運営協議会において審議され、拡大教授会に報告後、公表される。以下、5年間に作成した自己点検・評価報告書である（備付-11）。

過去5年間に作成した自己点検・評価報告書

年度	作成範囲
平成30年度*	基準I、基準II-A-1(1)
令和元年度	全て
令和2年度	全て
令和3年度	全て
令和4年度	全て

※平成30年度については公表していない。

本学では、以上のような定期的な自己点検の評価活動に加え、次のような活動も行っている。例えば、令和2（2020）年4月、学修成果の可視化システムの導入を目指し、併設大学と合同の「学修成果可視化プロジェクト」が発足した。令和4（2022）年度の導入に向け活動中である。さらに、令和2（2020）年4月、コロナ禍における教育内容の充実のため「遠隔授業充実のためのプロジェクトチーム」、同年9月には「令和3年度入学生対象モバイルパソコン必携化検討チーム」を併設大学とともに立ち上げ、教員組織に属する教員と事務組織に属する職員が連携し活動を行った。これらの活動の点検・評価であるが、学生及び教員を対象としてアンケート調査を行い、遠隔授業に関しては報告書としてまとめ全教職員に配信し、遠隔授業実施の改善に活かしている（備付-17、17.1、18、19、38、39、40）。なお、モバイルパソコン必携化に関する集計・分析については、令和4（2022）年度に実施する。

以上のように、全学一丸となり自己点検・評価活動に取り組んでいる。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和3（2021）年度を中心に）

次のとおり、自己点検実施委員会、自己点検運営委員会、教学マネジメント会議、運営協議会、常勤理事会、拡大教授会で審議・報告を行った。

令和4（2022）年度自己点検・評価報告書完成までの記録（時系列で記述）

<令和3（2021年度）自己点検実施委員会>

開催回等	開催年月日	主な議題
第2回	令和3年6月16日	1.令和3年度自己点検評価活動における取り組むべき課題の抽出とその対応について（審議）
第3回	令和3年7月14日	1.令和3年度自己点検評価活動における取り組むべき課題の対応について（審議） 2.「令和4年度自己点検・評価報告書」における根拠資料の準備について（報告）

<令和3（2021）年度教学マネジメント会議>

開催回等	開催年月日	主な議題
第1回	令和3年9月8日	1.令和4年度「学習成果」の策定及び大阪国際大学短期大学部ポリシー改定に伴う「大阪国際大学短期大学部 卒業認定・学位授与の方針等に関する規程」の改正について（審議）

<令和3（2021）年度運営協議会>

開催回等	開催年月日	主な議題
第6回	令和3年9月8日	1.令和4年度「学習成果」の策定及び大阪国際大学短期大学部ポリシー改定に伴う「大阪国際大学短期大学部 卒業認定・学位授与の方針等に関する規程」の改正について（審議）

<令和3（2021）年度自己点検実施委員会>

開催回等	開催年月日	主な議題
第4回	令和3年9月15日	1.学習成果の策定と三つのポリシーの改正について（審議） 2.「令和4年度自己点検・評価報告書」作成にあたっての検討事項について（報告）

<令和3（2021）年度拡大教授会>

開催回等	開催年月日	主な議題
第5回	令和3年9月22日	1.令和4年度「学習成果」の策定及び大阪国際大学短期大学部ポリシー改定に伴う「大阪国際大学短期大学部 卒業認定・学位授与の方針等に関する規程」の改正について（審議）

<令和3（2021）年度自己点検実施委員会>

開催回等	開催年月日	主な議題



大阪国際大学短期大学部

第5回	令和3年10月20日	1.「令和4年度自己点検・評価報告書」作成にあたり抽出された課題とその対応について（審議） 2.「内部質保証ルーブリック」本学の現状と目指すべきレベルについて（報告）
-----	------------	--

<令和3（2021）年度常勤理事会>

開催回等	開催年月日	主な議題
第11回	令和3年10月25日	1.令和4年度「学習成果」の策定及び大阪国際大学短期大学部ポリシーの改定に伴う「大阪国際大学短期大学部卒業認定・学位授与の方針等に関する規程」の改正の件（審議）

<令和3（2021）年度自己点検実施委員会>

開催回等	開催年月日	主な議題
第6回	令和3年11月17日	1.「令和4年度自己点検・評価報告書」作成にあたり抽出された追加課題とその対応について（審議）
第7回	令和3年12月15日	1.「令和4年度自己点検・評価報告書」の作成スケジュールについて（報告）
第8回	令和4年1月19日	1.「令和4年度自己点検・評価報告書」作成方針について（審議）
第9回	令和4年2月16日	1.「令和4年度自己点検・評価報告書」進捗状況について（報告）
第10回	令和4年3月23日	1.「令和4年度自己点検・評価報告書」（初稿）について（報告） 2.報告書作成に係わる根拠資料及び学習成果のデータ収集について（報告）

<令和4（2022）年度自己点検実施委員会>

開催回等	開催年月日	主な議題
第1回	令和4年4月20日	1.「令和4年度自己点検・評価報告書」（初稿・修正版）について（懇談）
メールでの依頼	令和4年4月25日	1.専任教員の研究活動状況及び外部研究資金獲得状況についての情報提供のお願いについて 2.専任教員の「教員個人調書」及び「教育研究業績書」作成のお願いについて
第2回	令和4年5月18日	1.「令和4年度自己点検・評価報告書」（最終稿・途中経過）について（報告）
メール審議	令和4年5月26日	1.「令和4年度自己点検・評価報告書」（最終稿）について（審議）

<令和4（2022）年度自己点検運営委員会>

開催回等	開催年月日	主な議題
------	-------	------

第1回	令和4年6月8日	1.「令和4年度自己点検・評価報告書」(最終稿)について(審議)
-----	----------	----------------------------------

<令和4(2022)年度運営協議会>

開催回等	開催年月日	主な議題
第3回	令和4年6月8日	1.「令和4年度自己点検・評価報告書」(最終稿)について(審議)

<令和4(2022)年度常勤理事会>

開催回等	開催年月日	主な議題
第3回	令和4年6月14日	1.「令和4年度自己点検・評価報告書」(最終稿)について(審議)

<令和4(2022)年度拡大教授会>

開催回等	開催年月日	主な議題
第3回	令和4年6月22日	1.「令和4年度自己点検・評価報告書」(最終稿)について(報告)

## 【基準 I 建学の精神と教育の効果】

## [テーマ 基準 I -A 建学の精神]

## &lt;根拠資料&gt;

## 提出資料

1 ウェブサイト「建学の精神」、2 ウェブサイト「SNSでOIU/OICをもっと知る」、3 「授業力向上マニュアル [令和3年度版]」 p.2、19 2021 SCHEDULE & DIARY (学生手帳) p.1、24 OIC Osaka International College Guide Book 2021、25 OIC Osaka International College Guide Book 2022

## 提出資料-規程集

5 大阪国際大学短期大学部教授会規程 第 2 条、35 大阪国際大学短期大学部科目等履修生規程

## 備付資料

1 帝国学園学校要覧、3 奥田政三の人とその業績、4 大阪国際学園創立 90 周年記念誌、5 大阪国際学園創立 90 周年記念 DVD、6 地方公共団体等との協定書の写し、8.1 公開講座等、8.2 地方公共団体、企業、教育機関等との連携、8.3 ボランティア活動、41 科目等履修生、62 短大自己点検実施委員会議事録

## [区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

## &lt;区分 基準 I -A-1 の現状&gt;

本学の建学の精神は、「全人教育」である。この言葉は、昭和 4（1929）年の学園誕生時の学校要覧（備付-1）に「本校教育の眼目」として記載された「人間を作る教育」に由来する。ここで、「人間」とは「知情意の円満に発達した人」とされ、次のように示されている。

- 一．為すべき事と為すべからざる事とを弁えて実行する人。曰く、物のわかった人。
- 二．相当の感激性を有し、而もよく他と親愛協和し得る人。曰く、血あり涙ある人。
- 三．正義を愛し邪悪を悪み、常に正しき道を歩み得る人。曰く、真面目な人。

平成4(1992)年、建学の精神は学園創立時から流れる「人間を作る教育」を「人間を人間らしく育む教育」と捉え、学園本部に設置された「学園SI推進委員会」(委員長:法人本部事務局長)において「全人教育」という言葉で表すことを決定し今日に至る。また、本学の理念は、建学の精神である「全人教育」を基礎として、礼節を重んじ、世界に通じる心豊かな人間を育成することであり、「GLOBAL MIND」は理念を表すキーワードである(提出-1)。

建学の精神である「全人教育」とは、忠孝両全、なでしこの精神「明るい心、清き心、直き心、優しい心、強き心」を祖として、どのような時代の移り変わりにも動かぬ人間教育、すなわち「人間を人間らしく育てる」とする考え方であり、教育基本法第一条の「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」という教育の目的並びに私立学校法第一条の「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。」とするこの法律の目的及び第二条以降の趣旨に基づいた公共性を有している。

建学の精神や理念は、例年、「新年互礼会」においては理事長が、年度初めに教学方針を表明する「学長方針発表会」においては学長が、全教職員に対して表明している。また、教室、会議室、事務室等には建学の精神及び理念を掲げ、常に教職員や学生の目に触れる環境を作るなどの工夫を行っている。学生に対しては、例年、入学宣誓式において、理事長及び学長より建学の精神について言及している。なお、年度当初の学科オリエンテーションにおいても、新入生及び在学生在に学科長から建学の精神について言及する機会を持っている。また、学生全員に配付する「SCHEDULE & DIARY(学生手帳)」(提出-19)に建学の精神及び理念を記載し周知している。

建学の精神の学外への表明としては、例年、入学宣誓式直後の保護者懇談会において、保護者に向けて建学の精神について言及している(令和3(2021)年度はコロナ禍により実施できなかった)。さらに、在学生・受験生・社会など広く学内外へ向けて、本学ウェブサイト、公式SNS(提出-2)や「OIC Osaka International College Guide Book」(大阪国際大学短期大学部案内)(提出-24、25)をとおして、建学の精神に関する情報発信を行っている。このほか、本学の建学の精神をより深く理解してもらうために、本館1階に歴史資料室メモリアルルームを開設し、本学及び本学園の開設以来の様々な資料等を展示するとともに、広報誌なども備え、学内者のみならず、学外からの来校者が随時自由に見学できるようにしている。また、戦後、学園の礎を築いた第二代理事長で、本学初代学長である奥田政三の功績を記念する書籍(備付-3)を刊行し、その業績を広く関係者に周知するように努めてきた。学園の創立記念誌(備付-4、5)を節目に刊行し、それによって本学の教育・研究に関する歴史・現状を明らかにしてきた。

また、教職員は身分証明書であるIDカードを常に携帯しているが、裏面に建学の精神が印刷されており、常にそれを意識するようにしている。さらに、建学の精神を教育課程や授業に反映するために、「授業力向上マニュアル」(提出-3 p.2)に掲げ、これを非常勤講師も含む全教職員に配付し、建学の精神の共有を図っている。例年、年度末には、新年度に向けた非常勤講師と専任教員との懇談会(全体会及び各学科)を開いており、ここでも、短期大学部長及び学科長等から建学の精神を表明することでその共有を図っている。

学生には、建学の精神「全人教育」を掲げし目に触れるようにしているが、その意味や教育目的・内容との関連が十分に説明されていなかった。そこで、令和3（2021）年度、各学科で説明する機会を設けた。説明終了後、学生がどの程度理解できたか、アンケート調査を行い、その結果に基づき自己点検実施委員会（基準I-C-1 参照）において意見交換が行われ、次年度の周知方法の改善に活かすこととなった（備付-62）。

建学の精神は、普遍的なものであり、制定以来変わることはないが、年1回、自己点検実施委員会にて定期的な確認を行っている。今後、拡大教授会（提出-規程集5）において建学の精神の定期的な確認を予定している。

一方、建学の精神を基礎とする理念は、急速な時代の変化を見据え、必要に応じて内容の見直しを行ってきた。平成元（1989）年には、「21世紀をにやう人材を育成する」ことを新たに表明した。併せて、この理念を表すキーワードを「GLOBAL MIND」とし、今日、このキーワードは学園に根付いている。平成15（2003）年には「学園将来ビジョン委員会」を立ち上げ、教職員の行動規範として、「国際」という名を冠する本学の存在意義と役割を具体的に明らかにする理念とした。

#### 〔区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

#### <区分 基準 I-A-2 の現状>

本学では社会の知的基盤としての大学の役割を果たすべく、学科独自の特徴を活かしつつ、教職員、学生、組織がそれぞれの専門性や組織力を活かし、地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放等として以下の取組みを行っている（備付-8.1）。

##### ① もりぐち e セミナー

もりぐち e セミナーは、本学国際関係研究所、守口市及び（公財）守口市文化振興事業団（令和元（2019）年度より、守口市人権協会）の共催の公開講座として、平成19（2007）年度から実施している。教員の専門に関わる内容の講座を、例年10月～11月に週1回1時間半全5回実施し、中高年を中心に毎回50人程度の受講者がある。令和3（2021）年度は新型コロナウイルス感染症の感染予防を行うため、換気が可能な会場を確保し対面参加定員を30人とし Web による同時配信を行った。

##### ② 公開講座

本学地域協働センター主催の公開講座は、平成27（2015）年10月から地域住民を対象に実施している。募集人数は250人、参加者は平均で230人である。なお、令和2（2020）年度からは、コロナ禍により Web 版公開講座に切り替えて開催した。

③ わくわくランド

幼児保育学科では、平成 29（2017）年度より年間を通じた子育て支援事業として「わくわくランド」を開催している。プログラムとして「親子ふれあい元気アップ!」（平成 24（2012）年度開始）や「親子ぞうけい教室」（平成 25（2013）年度開始）に新しい企画を加えて、遊びの場や保護者の子育てを応援する場を広げる活動を展開している。令和 3（2021）年度は合計 8 回のイベント（地域自治体子育て支援施設との共催を含む）を実施した。これ以外に 2 回が新型コロナウイルス感染症感染拡大により中止となった。イベント参加者は 217 人（子どもと保護者）で、イベントをサポートするために参加した学生は 49 人、体験や見学した高校生は 13 人であった。

④ 科目等履修生の受入れ

本学では、社会人を対象とした正課授業の開放の取組みとして科目等履修生の受入れを行っている。科目等履修生の受入れについては、「大阪国際大学短期大学部科目等履修生規程」（提出-規程集 35）に基づき行い、通常の授業のほか集中講義の履修など、資格取得や専門技術の向上等個々のニーズに対応し、生涯学習に寄与している（備付-41）。なお、令和 3（2021）年度は、コロナ禍により本学卒業生以外の科目等履修生の受入れを停止したが、年間 4 人の卒業生を受け入れた。

また、本学では、地域の活性化や人材の育成、教育の充実・発展を図るため、地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等との連携事業として以下の取組みを行っている（備付-8.2）。

① 地方公共団体、企業（等）、教育機関との協定の締結

表I-A-2（1）のとおり近隣の地方公共団体等と協定を締結している（備付-6）。

表I-A-2（1）近隣の地方公共団体等との協定締結状況

協定先	協定の種類	締結年月日
守口市教育委員会	包括連携協定	平成 20 年 9 月 1 日
公益財団法人枚方体育協会	包括連携協定	平成 24 年 3 月 6 日
寝屋川市	包括連携協定	平成 24 年 4 月 27 日
門真市	包括連携協定	平成 24 年 9 月 3 日
枚方市	包括連携協定	平成 25 年 2 月 18 日
守口門真商工会議所	包括連携協定	平成 25 年 7 月 1 日
京都府南山城村	包括連携協定	平成 25 年 8 月 5 日
守口市	包括連携協定	平成 26 年 2 月 14 日
大阪府枚方土木事務所	包括連携協定	平成 26 年 10 月 10 日
社会福祉法人守口市社会福祉協議会	連携協定覚書	平成 28 年 3 月 29 日
NPO 法人いんしゅう鹿野まちづくり協議会	連携協定覚書	平成 28 年 5 月 27 日
京阪ホールディングス株式会社	包括連携協定	令和元年 8 月 22 日
沖縄県	就職支援協定	令和 2 年 3 月 27 日
神戸市教育委員会	スクールサポーター制度協定	令和 2 年 6 月 17 日
枚方信用金庫	包括連携協定	令和 2 年 7 月 21 日

これらの協定を基礎に、本学主催の「防災フェスタ」(元は平成 26 (2014) 年 3 月実施の「災害避難所の模擬体験と情報収集のつどい」で、平成 29 (2017) 年より名称変更)は、守口市・門真市の後援、守口市社会福祉協議会・門真市社会福祉協議会との共催、守口消防署、自衛隊大阪地方協力本部北東地区隊、大阪府枚方土木事務所、守口市赤十字奉仕団、(株)ライフサポート関西などの団体や企業の協力により、一大防災イベントとして地域・社会に貢献しており、ライフデザイン総合学科・栄養学科・ライフデザイン学科・幼児保育学科の教員及び栄養士コースの学生が活躍している。

また、子育て分野では、守口市、門真市より「子育て支援員研修講座」の委託を受け、幼児保育学科の教員が子育てに関する制度や社会状況などの専門的な知識を基に、保育従事者の知識と技術向上に取り組んでいる(令和 2 (2020)、3 (2021) 年度はコロナ禍のために中止)。食育分野では、守口市中学給食事業で魅力ある学校給食の提供の一環として栄養士コースの学生が教員の指導の下、守口市教育委員会、給食事業者と連携し、セミナーなどの授業の中でレシピ開発に取り組み、採用されたメニューは市内全中学校で配膳され、中学生の健康維持に貢献している。

沖縄県との就職支援協定は、同県が抱える観光産業を中心とした慢性的な人手不足解消のため、同県での就職を希望している学生を支援するために締結された。沖縄県の理解から始まり県内企業とのマッチングなどを進めていくこととしている。

#### ② 教育機関との連携によるイベントの実施

ライフデザイン総合学科と大久保中学校区学校支援地域本部・連携推進協議会との共催で「地域共催イベント」を平成 17 (2005) 年度より実施している(平成 30 (2018) 年度は大雨のため中止となった)。イベントの内容としては、小学生によるプレゼンテーション、中学校吹奏楽部によるミニコンサート、学生による親子料理教室・子ども料理教室・アトラクション、学校支援地域本部・連携推進協議会による講演会などがある。令和 3 (2021) 年度は、コロナ禍により学内でのイベントは中止となったが、代わりに学生の発表の場として、栄養士コース 2 年次生のセミナーで企画したイベントの動画と冊子「地域共催イベント 2021～つながろう私たちの地域 語り合おう私たちの未来～食育資料集」を作成し、栄養士コースと栄養学科の学生、地域の小学校 4 年生に配付した。

#### ③ 行政や教育機関からの依頼に基づく講師等の派遣

本学では、市の生涯学習支援関連機関や教育委員会からの依頼に基づき、講演会や講座の講師として教員の派遣を行っている。例えば、令和 3 (2021) 年度は、門真市の公民連携子どもの居場所「子ども LOBBY」に、栄養学科及び幼児保育学科の教員を派遣し、小学生・中学生を対象にキャリア教育のイベントを実施した。

#### ④ 地域の高等学校での出張授業の実施

本学では、地域の高等学校からの「職業理解」や「学科・コース・分野の理解」等をテーマとした依頼に基づき、教員を派遣し出張授業を実施している。

さらに、課外教育センターや学科等が、地域からのボランティア要請に対して、ボランティア活動研究会等の学生を派遣し、地域・社会に貢献している(備付-8.3)。平成 27 (2015) 年度からは、学生の社会活動への積極的参加をさらに推進するために、地域協働センター内に「ボランティアバンク」を設立し、ボランティア活動に興味のある学生の参加登録を呼びかけており、現在、登録している学生は 52 人(ライフデザイン総合学科

33人、ライフデザイン学科16人、幼児保育学科3人)であり、このうち令和3(2021)年度の新規登録者は23人(ライフデザイン総合学科4人、ライフデザイン学科16人、幼児保育学科3人)である。令和3(2021)年度の学生によるボランティア活動等の状況は表I-A-2(2)のとおりであり、地域の子どもたちの居場所づくり、防犯活動や外国人旅行者への支援、文化イベントサポートなど幅広い分野での地域貢献と学生にとっての貴重な社会参加の機会となっている。また、教職員も積極的に学生のボランティア活動のサポートを行い、地域の活性化に貢献している。

**<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>**

建学の精神に関して、学生、教職員の理解を一層深めるとともに、外部関係者に対する周知をさらに強化し、継続していく必要がある。

**<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>**

特になし。



表I-A-2 (2) 令和3(2021)年度 学生によるボランティア活動等の状況

実施年月日	場所	参加学生数 (ライフ総合・栄養・ ライフ・幼児保育)	主な活動
2021/6/4	学内	5(5.0.0.0)	関空リーダーズミーティング
2021/6/15	学内	3(3.0.0.0)	ボランティアバンク交流会(対面)
2021/6/16	学内	2(2.0.0.0)	ボランティアバンク交流会(オンライン)
2021/6/17	学内	2(2.0.0.0)	ボランティアバンク交流会(対面)
2021/6/22	学内	2(2.0.0.0)	AKV(関空ボランティア)説明会
2021/6/22	学内	4(3.0.1.0)	観光マップ事前ミーティング
2021/6/29	FMひらかた本社	1(0.0.0.1)	ラジオ出演(FMひらかた)
2021/7/2	学内	1(0.0.0.1)	野菜スタンプで葉書を作ろう
2021/7/2	学内	4(4.0.0.0)	観光マップ事前ミーティング
2021/7/4	JR天王寺・百舌鳥周辺	3(2.0.1.0)	観光マップ作成活動
2021/7/18	門真市	3(3.0.0.0)	子どもLOBBY(食育活動)
2021/9/19	南山城村	2(0.0.2.0)	稲刈り
2021/10/4	学内	1(0.0.1.0)	サイバー事前研修会
2021/10/7	学内	1(0.0.1.0)	サイバー防犯教室
2021/10/7	門真市	2(2.0.0.0)	門真国際映画祭
2021/10/8	門真市	4(4.0.0.0)	門真国際映画祭
2021/10/9	門真市	3(3.0.0.0)	門真国際映画祭
2021/10/10	門真市	4(4.0.0.0)	門真国際映画祭
2021/10/12	学内	1(0.0.1.0)	サイバー防犯教室
2021/10/21	学内	1(1.0.0.0)	観光マップ作成活動事前説明会
2021/10/30	京都市	3(3.0.0.0)	観光マップ作成活動
2021/11/1	よつば小学校/藤田小学校	3(1.0.2.0)	乾パンお菓子レシピ開発
2021/11/3	学内	1(1.0.0.0)	四天王寺ワッソ 舞姫練習
2021/11/11	学内	3(3.0.0.0)	JR協働プロジェクト学生ミーティング
2021/11/13	学内	1(1.0.0.0)	四天王寺ワッソ 舞姫練習
2021/11/17	学内	1(1.0.0.0)	四天王寺ワッソ 舞姫練習
2021/11/21	大阪市	1(1.0.0.0)	四天王寺ワッソメンバーズミーティング
2021/11/24	学内	2(0.0.2.0)	AKV(関空ボランティア)×EnglishIsland
2021/11/25	学内	4(4.0.0.0)	JR協働プロジェクトミーティング
2021/11/28	門真市	8(0.6.0.2)	子どもLOBBY(保育/食育活動)
2021/12/1	FMもりぐち本社	1(0.0.0.1)	ラジオ出演(FMハナコ)
2021/12/2	学内	4(4.0.0.0)	JR協働プロジェクト学生ミーティング
2021/12/8	FMもりぐち本社	2(0.0.0.2)	ラジオ出演(FMハナコ)
2021/12/11	JR関西空港駅	3(3.0.0.0)	JR協働プロジェクト撮影
2021/12/21	FMもりぐち本社	1(0.0.0.1)	ラジオ出演(FMハナコ)
2021/12/16	学内	1(0.0.0.1)	ボランティアバンク交流会
2022/1/16	南山城村	3(0.0.3.0)	南山城村トライアルウォーク
2022/1/20	FMもりぐち本社	1(1.0.0.0)	ラジオ出演(FMハナコ)
2022/1/25	FMもりぐち本社	2(2.0.0.0)	ラジオ出演(FMハナコ)

※ ( ) 内の数値は内数で、ライフ総合：ライフデザイン総合学科、栄養：栄養学科、ライフ：ライフデザイン学科、幼児保育：幼児保育学科の順である。

## [テーマ 基準 I-B 教育の効果]

### <根拠資料>

#### 提出資料

1 ウェブサイト「建学の精神」、3 授業力向上マニュアル [令和 3 年度版] p.38、4 大阪国際大学短期大学部学則第 1 条・第 2 条の 2、5 ウェブサイト「学科ごとの教育目的」、6 在学生ポータルサイト「カリキュラム・フロー」、7 大阪国際大学短期大学部卒業認定・学位授与の方針等規程 別表 短大ポリシー030401、7.1 教職員サイト「大阪国際大学短期大学部卒業認定・学位授与の方針等に関する規程別表 短大ポリシー030401」、8 ウェブサイト「3 つの方針 (ポリシー)」、9 在学生ポータルサイト「カリキュラム・マップ」、16 シラバスの作成依頼及びシラバスチェックシート、21 在学生ポータルサイト、22 学生支援システム OIU UNIPA、26 「インターネット出願要項」2021、26.1 「インターネット出願要項」2022、27 ENTRANCE EXAMINATION GUIDE (入試ガイド) 2021、27.1 ENTRANCE EXAMINATION GUIDE (入試ガイド) 2022、41.1 常勤理事会議事録、42 拡大教授会議事録

#### 提出資料-規程集

3 大阪国際大学短期大学部卒業認定・学位授与の方針等に関する規程、77 基幹教育機構規程

#### 備付資料

7 大阪国際大学短期大学部幼児保育学科連携協議会に関する資料、9 教員懇談会資料、12 外部からの意見聴取に関する記録、32 オリエンテーション配付資料、62 短大自己点検実施委員会議事録、63 教学マネジメント会議議事録、64 運営協議会議事録、66 学科会議議事録

### [区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

### <区分 基準 I-B-1 の現状>

本学の教育目的は、大阪国際大学短期大学部学則（以下、学則と示す）第 1 条に「教育基本法の精神に則り、高い教養を授けると共に、専門の職業教育を施し、よき社会人を育成することを目的とする」として定めている（提出-4 学則第 1 条）。また、本学の理念は、建学の精神を基礎にどのような人材を育成したいのか定めたものであり、次のように理念が示されている（提出-1）、(図I-B-2 (1) 参照)。

理念：建学の精神である「全人教育」を基礎として、礼節を重んじ、世界に通じる心豊かな人間を育成します。

理念の「建学の精神である『全人教育』」は、教育目的の「高い教養」に、さらに「礼節を重んじ、世界に通じる心豊かな人間の育成」は、「専門の職業教育を施し、よき社会人の育成」につながるものであり、本学の教育目的は建学の精神に基づき確立しているといえる。

学科ごとの教育目的は、本学の教育目的に従って以下のように学則第2条第2項に定めている。なお、ライフデザイン総合学科（栄養士コース、キャリアデザインコース及び観光・英語コース）は、令和3（2021）年度、栄養学科とライフデザイン学科（キャリアデザインコース及び観光・英語コース）の2学科に改組した。したがって、令和3（2021）年度は、ライフデザイン総合学科（2年次生）、栄養学科（1年次生）、ライフデザイン学科（1年次生）及び幼児保育学科の4学科体制である。

#### 【各学科の教育目的】

##### ライフデザイン総合学科（令和2（2020）年度入学生まで適用）

高い教養を基礎にし、ビジネス・地域貢献・国際交流に必要な専門知識・技能を修得し、豊かな生活を創造する人材を育成することを目的とする。

##### 栄養学科（令和3（2021）年度入学生より適用）

高い教養を基礎にし、心豊かな人間性と生命の尊厳に対する倫理観を有し、食と栄養の専門職として、使命感と責任感をもって人々の健康増進に貢献できる人材を養成することを目的とする。

##### ライフデザイン学科（令和3（2021）年度入学生より適用）

高い教養とグローバルな視野を有するとともに、暮らしや社会の変化に対応できる知識・能力を備え、ビジネス社会、地域社会、国際交流に貢献できる人材を養成することを目的とする。

##### 幼児保育学科

高い教養を基礎にし、保育に必要な専門知識・技能を修得した人材を育成することを目的とする。

さらに、ライフデザイン総合学科及びライフデザイン学科の各コースの教育目的については学科会議にて定め、本学ウェブサイトにて教育目的として掲げられている（提出-5）。

#### 【ライフデザイン総合学科各コースの教育目的】令和2（2020）年度入学生まで適用

##### 栄養士コース

食と栄養に関する専門的知識と実践的能力を備えた人材を育成する。具体的には、栄養士、栄養教諭などの人材育成である。

##### キャリアデザインコース

ビジネス全般にかかわる知識と実践的能力を備えた人材、福祉・医療に関する幅広い知識を備えた人材、情報ビジネスにかかわる知識と実践的能力を備えた人材を育成する。具体的には、一般事務職・販売職・医療事務職・介護職スタッフなどの人材育成である。

##### 観光・英語コース

観光・国際ビジネスにかかわる知識と実践的能力を備えた人材を育成する。具体的には、ホテル・旅行・エアライン・鉄道業界のスタッフなどの人材育成である。

**【ライフデザイン学科各コースの教育目的】令和3（2021）年度入学生より適用**

**キャリアデザインコース**

ビジネス全般にかかわる知識と実践的能力を備えた人材、福祉・医療に関する幅広い知識を備えた人材、情報ビジネスにかかわる知識と実践的能力を備えた人材を育成する。具体的には、一般事務職・販売職・医療事務職などの人材育成である。

**観光・英語コース**

観光・国際ビジネスにかかわる知識と実践的能力を備えた人材、英語を活かして社会で活躍できる人材を育成する。具体的には、統合型リゾート・ホテル・旅行・エアライン・鉄道業界のスタッフ、商社、メーカー、英語学校のスタッフなどの人材育成である。

学科の教育目的・目標の学内外への表明は次のように行っている。

①学内に向けての表明

1) 学生への表明

年度当初のオリエンテーション及びセミナー時に教育目的についての周知を図っている。さらにカリキュラム・フローは、年度当初の4月から在学生ポータルサイトに掲載し、常に教育目的及び学習目標が確認できるようにしている（提出-6）。

2) 教職員への表明

専任教員は学科会議や学科内の小委員会などで常々の課題を教育目的に照らして議論することで、職員は局内会議（大学・短期大学部事務局及び法人本部事務局の管理職で構成される会議。毎月2回開催される。なお、令和3（2021）年度から、2回のうち1回を中堅から若手職員の参加としている）や部署ごとの定期的なミーティングを通じて教育目的についての理解を図っている。非常勤講師に対しては、「教員懇談会」を例年開催し、短期大学・学科・コースの教育目的の共通理解を図っている（備付-9）。

②学外への表明

ウェブサイト「学科ごとの教育目的」をとおし行っている。

学科の教育目的に基づく人材育成が地域・社会の要請に込えているかの点検であるが、栄養士コースでは、栄養士免許や栄養教諭二種免許状取得のための学外の実習先（栄養士校外実習先及び栄養教育実習先）において、栄養士養成の教育全般に対する意見や現場が求める人材についての意見の聴取を行い確認している。栄養学科でも引き続き同様の点検を行う（表I-C-2 参照）（備付-12）。なお、令和3（2021）年度は、栄養教諭二種免許状取得希望者がいなかったため、栄養教育実習先へのヒアリングは実施していない。

ライフデザイン総合学科キャリアデザインコース及び観光・英語コース（以下、キャリアデザイン／観光・英語コースと示す）並びにライフデザイン学科では、令和3（2021）年度、インターンシップ先への訪問時に意見の聴取を予定していたが、「インターンシップ（国内）」の履修希望者がいなかったため、意見の聴取は行われていない。

また、幼児保育学科では、平成 30（2018）年度より地域の保育現場、自治体及び幼児保育学科との連携協議会を設置し（備付-7）、定期的に幼児保育学科に求める人材育成についての意見・要望を直接聴取する機会を設け点検している（備付-12）。

**【区分 基準 I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

**<区分 基準 I-B-2 の現状>**

本学は、建学の精神である「全人教育」に基づき、短期大学としての三つの方針、すなわち「卒業認定・学位授与の方針（以下、ディプロマ・ポリシーと示す）」、「教育課程編成・実施の方針（以下、カリキュラム・ポリシーと示す）」、「入学者受入れの方針（以下、アドミッション・ポリシーと示す）」を定めている（提出-4、7、7.1）。

本学の学習成果は、ディプロマ・ポリシーの中に示された「知識・理解」、「汎用的技能」、「態度・志向性」の各能力とし、以下のとおり定めている。

**【令和 3（2021）年度 大阪国際短期大学部のディプロマ・ポリシー】**

本学は、建学の精神である「全人教育」のもと、以下の能力を備え、学則その他諸規定に定める卒業要件を満たした者に学位を授与する。

1. 知識・理解

- (1) それぞれの分野における知識、技能等を体系的に理解している。
- (2) 習得した知識や技能等を実社会や職業に結びつけて理解することができる。

2. 汎用的技能

- (1) 他者との良好なコミュニケーションを保つことができる。
- (2) 実社会や職業生活に必要なスキル等を身につけている。
- (3) 獲得した情報を論理的に分析することができる。
- (4) 自己及び社会の課題を発見し、解決に向けて取り組むことができる。

3. 態度・志向性

- (1) 自らを律して行動する姿勢を持っている。
- (2) 他者を尊重し、他者と協調、協働して行動することができる。
- (3) 自己の良心と社会規範に則り、誠実に物事に取り組むことができる。
- (4) 社会の一員としての自覚を持ち、主体的に行動することができる。

ライフデザイン総合学科、栄養学科、ライフデザイン学科及び幼児保育学科では、各学科の教育目的を達成するために必要な各能力をディプロマ・ポリシーの「知識・理解」、「汎用的技能」、「態度・志向性」等の中に示し、これらを学習成果とし定めている。

### 【令和3(2021)年度 各学科のディプロマ・ポリシー】

#### 【ライフデザイン総合学科】令和2(2020)年度入学生に適用

ライフデザイン総合学科は、建学の精神である「全人教育」と「教学の基本」のもと、グローバルな視野を持ち、暮らしや社会の変化に対応できる知識・能力を備え、ビジネス社会、地域社会、国際交流に貢献できる人材を育成することを目的とし、以下のとおり卒業時において学生が身につける能力を定める。これらの能力を身につけ本学所定の卒業要件を満たした者に短期大学士（総合人間学または栄養学）の学位を授与する。

##### 1. 知識・理解

- (1) 社会人として必要な基礎的知識を身につけている。
- (2) 職業人として社会に貢献できる専門的知識と技術を身につけている。
- (3) 栄養士コースにおいては、栄養士の実務に関して必要な専門的知識や技術を身につけている。

##### 2. 汎用的技能

- (1) パソコンを用いた基本的な文書の作成・データの集計などのコンピュータの活用能力を身につけている。
- (2) 日本語や特定の外国語を用いたコミュニケーション能力を身につけている。
- (3) 問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理して、その問題を解決し、その内容を他者にわかりやすく説明する能力を身につけている。

##### 3. 態度・志向性

- (1) 社会人として必要な職業意識・マナーを身につけている。
- (2) 他者の状況を察して思いやりをもって接することができる。
- (3) 他者と協調し、協働して行動する態度を持っている。

##### 4. 統合的な学習経験と創造的思考力

本学学生として、基本的・汎用的なスキルを身につけ、良好なコミュニケーションのもと、社会の一員に相応しい行動を取る態度・志向性を体得している。

#### 【栄養学科】令和3(2021)年度入学生に適用

栄養学科は、建学の精神である「全人教育」と「教学の基本」のもと、高い教養を基礎にし、心豊かな人間性と生命の尊厳に対する倫理観を有し、食と栄養の専門職として、使命感と責任感をもって人々の健康増進に貢献できる人材を育成することを目的とし、以下のとおり、卒業時において学生が身につけている能力を定める。これらの能力を身につけ本学所定の卒業要件を満たした者に短期大学士（栄養学）の学位を授与する。

##### 1. 知識・理解

(食事を中心とした栄養管理を実践するための基礎的知識の理解)

- (1) 食べ物に関する基礎的・専門的知識と技術を身につけている。
- (2) 栄養管理の実践のための基礎的・専門的知識を身につけている。

##### 2. 職業上必要な能力

(食事を中心とした栄養管理を実践するための能力：人々の健康増進に貢献できる能力)

- (1) 食の安心・安全を理解し、適切な食事を提供することができる。
- (2) 対象者の特性を理解し、食事を中心とした栄養管理を実践することができる。

### 3. 汎用的技能

(栄養士の業務を遂行するために必要な能力)

- (1) 栄養管理を実践するためのコミュニケーション能力を身につけている。
- (2) 栄養士の業務に必要な ICT を使うことができる。
- (3) 食と栄養に関わる課題を発見し、科学的根拠に基づき解決に向けて取り組むことができる。

### 4. 態度・志向性

(栄養士として使命感と責任感をもって職務を遂行するために必要な能力)

- (1) 目標とする栄養士像に近づくため、主体的に学ぼうとする態度を身につけている。
- (2) 栄養の専門家として、人々の健康増進のために、自らの果たすべき役割を理解している。

### 5. 統合的な学習経験と計画実行力

(社会人として行動する際に必要な能力)

これまでの体系的な学習により獲得した知識、態度、スキルを総合的に活用し、自らが立てた計画を実行し、最後までやり遂げることができる。

## 【ライフデザイン学科】令和3(2021)年度入学生に適用

ライフデザイン学科は、建学の精神である「全人教育」と「教学の基本」のもと、高い教養とグローバルな視野を有するとともに、暮らしや社会の変化に対応できる知識・能力を備え、ビジネス社会、地域社会、国際交流に貢献できる人材を育成することを目的とし、以下のとおり卒業時において学生が身につける能力を定める。これらの能力を身につけ本学所定の卒業要件を満たした者に短期大学士（総合人間学）の学位を授与する。

#### 1. 知識・理解

- (1) 社会人として必要な基礎的知識を身につけるとともに、その意味を以下のことがらと関連付けて理解することができる。

- ①多文化・異文化に関する知識の理解
- ②人類の文化、社会、自然に関する知識の理解

- (2) 職業人として社会に貢献できる専門的知識と技術を身につけている。

#### 2. 汎用的技能

- (1) 基本的な文書の作成・データの集計などのコンピュータの活用能力を身につけている。
- (2) 日本語や特定の外国語を用いたコミュニケーション能力を身につけている。
- (3) 問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理して、その問題を解決し、その内容を他者にわかりやすく説明する能力を身につけている。

#### 3. 態度・志向性

- (1) 社会人として必要な職業意識・マナーを身につけている。
- (2) 他者の状況を察して思いやりをもって接することができる。
- (3) 他者と協調し、協働して行動することができる。

#### 4. 統合的な学習経験と創造的思考力

- (1) 上記1～3で得られる能力を総合的に活用し、生活の質の向上を図ることができる。

(2) 上記 1～3 で得られる能力を総合的に活用し、地域や社会の中で活動することができる。

**【幼児保育学科】令和 3（2021）年度入学生まで適用**

幼児保育学科は、建学の精神である「全人教育」と「教学の基本」のもと、高い教養を基礎にし、保育に必要な専門知識・技能を習得した人材を育成することを目的とし、次の能力を身につけ本学所定の卒業要件を満たした者に短期大学士（幼児教育学）の学位を授与する。

1. 知識・理解

- (1) 保育の理念・歴史・制度やその意義、また保育者の役割について理解している。
- (2) 子どもの発達過程や健康・安全、子ども理解の方法に関して、基礎的知識を身につけている。
- (3) 子どもの福祉に関して、基礎的知識を身につけている。

2. 汎用的技能

- (1) 保育内容について理解し、それに基づいて保育を実践することができる。
- (2) 音楽・美術・体育などに関する基礎的技術を習得し、それに基づいて保育を実践することができる。
- (3) それぞれの子どもの特性を理解し、一人一人に応じた保育を実践することができる。
- (4) 保護者や地域の子育て家庭と信頼関係を築き、支援をすることができる。

3. 態度・志向性

- (1) 保育者としての崇高な使命を自覚し、自己の資質能力や専門性の向上のために、絶えず研究と修養に励むことができる。
- (2) 保育に対する情熱を持ち、子どもたちの将来を見据えて、仕事に取り組むことができる。
- (3) 社会の一員として保育の専門性を生かし、協力しながら仕事に取り組むことができる。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

本学学生として、基本的・汎用的なスキルを身につけ、良好なコミュニケーションのもと、社会の一員に相応しい行動を取る態度・志向性を体得している。

なお、短期大学は、学生の学習成果を焦点とした教育を実践・実行することで「教育の質保証」が確保できるとされている。しかしながら、本学の学習成果はディプロマ・ポリシーに包含される形で示していたため、学習成果が非常にわかりにくい構造となっていた（図I-B-2（1）参照）。そこで、自己点検実施委員会において「学習成果を焦点とした教育の質保証」に関わる観点を整理し（図I-B-2（2）参照）、各学科、教学マネジメント会議、運営協議会等で議論を重ね、学習成果の策定と三つのポリシーの改正を行い、令和 4（2022）年度入学生より適用される（備付-62、63、64、66）、（提出-41.1、42）。

学習成果の学内外への表明については、次のような方法で行っている。なお、上述したように、学習成果はディプロマ・ポリシーに掲げる諸能力として定めているため、ディプロマ・ポリシーの表明について述べているが、令和 4（2022）年度からは学習成果として同様に表明する。



①学内に向けての表明

1) 学生向け

本学及び各学科のディプロマ・ポリシーを、年度当初のオリエンテーションやセミナーで周知している。

2) 教職員向け

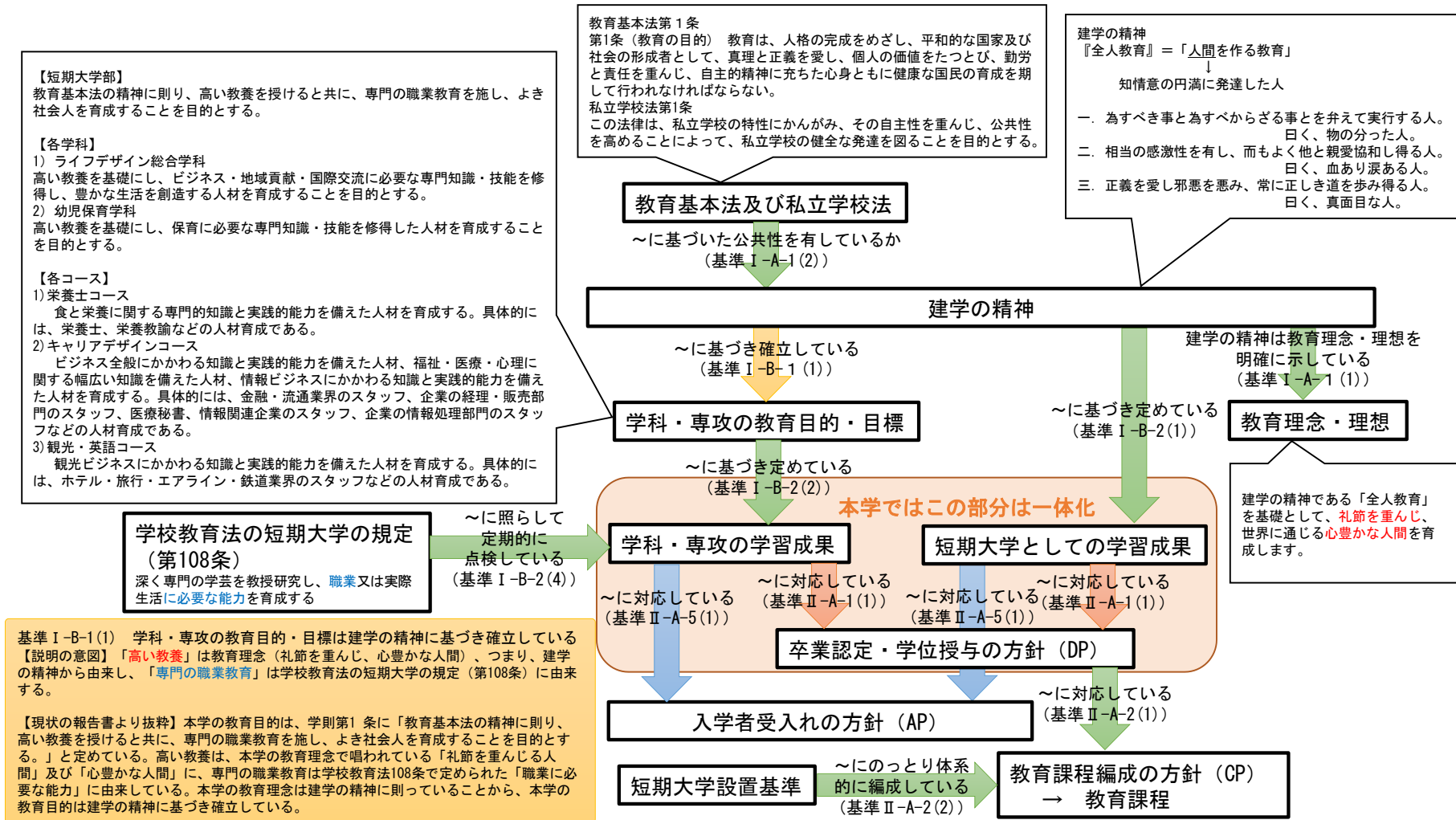
- ・教職員サイト「大阪国際大学短期大学部規程」の A. 学則等に、「大阪国際大学短期大学部卒業認定・学位授与の方針等に関する規程」を公開している（提出-7.1）。
- ・教員懇談会において毎年共通理解のためディプロマ・ポリシーを周知している。
- ・全教員向けに授業改善を目的に配付している「授業力向上マニュアル」（提出-3 p.38）にディプロマ・ポリシーを掲載している。

②学外に向けての表明

本学ウェブサイト上で三つの方針を公開している（提出-8）。

本学では、「短期大学は、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする」と規定する学校教育法第 108 条第 1 項に鑑み、本学の教育目的を「教育基本法に則り、高い教養を授けると共に、専門の職業教育を施し、よき社会人を育成することを目的とする」と学則第 1 条に定めている。したがって、学校教育法第 108 条第 1 項の「職業に必要な能力」の育成を各学科の「ディプロマ・ポリシーに掲げる諸能力」が担い、「實際生活に必要な能力」の育成を短期大学の「ディプロマ・ポリシーに掲げる諸能力」が担う（図I-B-2（1）参照）。これらの関係性を示したマップを表I-B-2 に示す。

なお、これまでの点検は定期的にはなく、学生の学習成果の獲得状況や社会の情勢・要請等に応じ基幹教育機構（提出-規程集 77）及び各学科において実施してきた。令和 4（2022）年度から学習成果を焦点にした教育の質保証のための点検を定期的に行えるよう自己点検実施委員会の短期・中期スケジュールに盛り込んだ。



図I-B-2 (1) 令和3(2021)年度：「建学の精神」と「学習成果」との関係性について

※ライフデザイン総合学科、幼児保育学科を例にとり示している。

基準Ⅰ-A-1 (1)

建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。

<p><b>【建学の精神】</b></p> <p>「全人教育」とは、大阪国際学園グループ共通の建学の精神です。「全人教育」とは「人間を人間らしく育む教育」であり、「人間」とは「知情意の円満に発達した人」を言います。「知情意」：知性・感情・意志</p>	<p><b>【理念】</b></p> <p>建学の精神である「全人教育」を基礎として、礼節を重んじ、世界に通じる心豊かな人間を育成します。</p>
---	---

基準Ⅰ-B-2 (1)

短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

※短期大学の教育目的 (学則第1条)  
教育基本法の精神に則り、高い教養を授けると共に、**専門の職業教育**を施し、よき社会人を育成することを目的とする。

基準Ⅰ-B-2 (4)

学習成果を学校教育法 (第108条第1項) の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

※学校教育法の短期大学の規程 (第108条)

深く専門の学芸を教授研究し、**職達**または**実際に生活に必要な能力**を育成する。

基準Ⅰ-B-1 (1)

学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき定めている。

**【学科の教育目的】 (学則第2条)**

〇〇学科 高い教養〜を養成 (育成) することを目的とする。

基準Ⅰ-B-2 (2)

学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。

**【学習成果】 基準1-B-2 (3) 学習成果を学内外に表明している。**

短期大学 学習成果 (高い教養)

本学は、「人間を人間らしく育む教育」即ち「全人教育」を建学の精神とし、この建学の精神に基づき以下のとおり学習成果を定める。

- ・
- ・

〇〇学科 学習成果 (専門の職業教育)

〇〇学科では、〜を教育目的とし、この教育目的に基づき以下の学習成果を定める。

- ・
- ・
- ・

基準Ⅱ-A-5

(1) 入学者受入の方針は学習成果に対応している。

基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) を明確に示している。

(1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

**【三つの方針】**

基準Ⅰ-B-3

(1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

〇〇学科 入学者受入の方針 (アドミッション・ポリシー)

〇〇学科では、学科の教育目的を理解し、学習成果を達成できる資質を持つ人、具体的には次のような人を求める。

- ・
- ・

上記の人物像を踏まえ筆記試験を中心とする一般選抜試験と面接などを中心とする各種選抜試験を実施し、学力の3要素〜を評価する。

【高等学校等で履修・取得しておくことが望ましい科目分野・資格等】

- ・

基準Ⅱ-A-5 (2) 学生募集要項に入学者受入の方針を明確に示している。

(3) 入学者受入の方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

〇〇学科 卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)

〇〇学科では、学習成果を収め、本学所定の卒業要件を満たした者に短期大学士 (〇〇) の学位を授与する。

基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針を明確に示している。

(1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

〇〇学科 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)

〇〇学科では、学習成果を体系的に達成するために、全学で共通に展開する「基本教育科目」と、それらを基礎とし相互に密接に関連しながら専門性の高い実践力を育む「学科専門教育科目」の教育課程を編成する。

- 1.カリキュラム編成の方針
- ・
- 2.カリキュラム実施の方針
- ・
- 3.学習成果と評価

教育課程を編成する個々の科目においては、シラバスに定める成績評価基準に基づき、カリキュラムマップによって対応づけられた学習成果の到達度を評価する。

さらに、教育課程全体においては、個々の科目の学習成果の到達度を積み重ねたものに学生の自己評価を取り入れた形で学修ポートフォリオを作成し、それを基に、学科が定める適切な方法によって学習成果の達成度を評価する。

図I-B-2 (2) 令和4 (2022) 年度より適用：「学習成果」と「三つのポリシー」の関係性について

表I-B-2 令和3(2021)年度 ディプロマ・ポリシーに掲げる諸能力と学校教育法第108条第1項との関係性 (◎:強く関係する、○:関係する)

大阪国際大学短期大学部 ディプロマ・ポリシーに掲げる能力	学校教育法第108条 第1項	
	職業に必要な能力	实际生活に必要な能力
<b>知識・理解</b>		
(1) それぞれの分野における知識、技能等を体系的に理解している。	○	◎
(2) 習得した知識や技能等を実社会や職業に結びつけて理解することができる。		◎
<b>汎用的技能</b>		
(1) 他者との良好なコミュニケーションを保つことができる。	○	◎
(2) 実社会や職業生活に必要なスキル等を身につけている。		◎
(3) 獲得した情報を論理的に分析することができる。	○	◎
(4) 自己及び社会の課題を発見し、解決に向けて取り組むことができる。		◎
<b>態度・志向性</b>		
(1) 自らを律して行動する姿勢を持っている。		◎
(2) 他者を尊重し、他者と協調、協働して行動することができる。	○	◎
(3) 自己の良心と社会規範に則り、誠実に物事に取り組むことができる。	○	◎
(4) 社会の一員としての自覚を持ち、主体的に行動することができる。	○	◎
ライフデザイン総合学科(令和2(2020)年度入学生に適用) ディプロマ・ポリシーに掲げる能力	学校教育法第108条 第1項	
	職業に必要な能力	实际生活に必要な能力
<b>知識・理解</b>		
(1) 社会人として必要な基礎的知識を身につけている。	○	○
(2) 職業人として社会に貢献できる専門的知識と技術を身につけている。	○	
(3) 栄養士コースにおいては、栄養士の実務に関して必要な専門的知識や技術を身につけている。	○	
<b>汎用的技能</b>		
(1) パソコンを用いた基本的な文書の作成・データの集計などのコンピュータの活用能力を身につけている。	○	
(2) 日本語や特定の外国語を用いたコミュニケーション能力を身につけている。	○	
(3) 問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理して、その問題を解決し、その内容を他者にわかりやすく説明する能力を身につけている。	○	
<b>態度・志向性</b>		
(1) 社会人として必要な職業意識・マナーを身につけている。	○	
(2) 他者の状況を察して思いやりをもって接することができる。	○	◎
(3) 他者と協調し、協働して行動する態度を持っている。	◎	○
<b>統合的な学習経験と創造的思考力</b>		
本学学生として、基本的・汎用的なスキルを身につけ、良好なコミュニケーションのもと、社会の一員に相応しい行動を取る態度・志向性を体得している。	○	◎

栄養学科（令和3（2021）年度入学生に適用） ディプロマ・ポリシーに掲げる能力	学校教育法第108条 第1項	
	職業に必要な能力	实际生活に必要な能力
<b>知識・理解（食事を中心とした栄養管理を実践するための基礎的知識の理解）</b>		
(1) 食べ物に関する基礎的・専門的知識と技術を身につけている。	○	○
(2) 栄養管理の実践のための基礎的・専門的知識を身につけている。	○	
<b>職業上必要な能力（食事を中心とした栄養管理を実践するための能力：人々の健康増進に貢献できる能力）</b>		
(1) 食の安心・安全を理解し、適切な食事を提供することができる。	○	
(2) 対象者の特性を理解し、食事を中心とした栄養管理を実践することができる。	○	
<b>汎用的技能（栄養士の業務を遂行するために必要な能力）</b>		
(1) 栄養管理を実践するためのコミュニケーション能力を身につけている。	○	
(2) 栄養士の業務に必要なICTを使うことができる。	○	
(3) 食と栄養に関わる課題を発見し、科学的根拠に基づき解決に向けて取り組むことができる。	○	
<b>態度・志向性（栄養士として使命感と責任感をもって職務を遂行するために必要な能力）</b>		
(1) 目標とする栄養士像に近づくため、主体的に学ぼうとする態度を身につけている。	○	○
(2) 栄養の専門家として、人々の健康増進のために、自らの果たすべき役割を理解している。	○	
<b>統合的な学習経験と計画実行力（社会人として行動する際に必要な能力）</b>		
これまでの体系的な学習により獲得した知識、態度、スキルを総合的に活用し、自らが立てた計画を実行し、最後までやり遂げることができる。	○	○
ライフデザイン学科（令和3（2021）年度入学生に適用） ディプロマ・ポリシーに掲げる能力	学校教育法第108条 第1項	
	職業に必要な能力	实际生活に必要な能力
<b>知識・理解</b>		
(1) 社会人として必要な基礎的知識を身につけるとともに、その意味を以下のことがらと関連付けて理解することができる。		○
① 多文化・異文化に関する知識の理解	○	○
② 人類の文化、社会、自然に関する知識の理解	○	○
(2) 職業人として社会に貢献できる専門的知識と技術を身につけている。	◎	
<b>汎用的技能</b>		
(1) 基本的な文書の作成・データの集計などのコンピュータの活用能力を身につけている。	◎	○
(2) 日本語や特定の外国語を用いたコミュニケーション能力を身につけている。	◎	◎
(3) 問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理して、その問題を解決し、その内容を他者にわかりやすく説明する能力を身につけている。	◎	◎
<b>態度・志向性</b>		

(1) 社会人として必要な職業意識・マナーを身につけている。	◎	◎
(2) 他者の状況を察して思いやりをもって接することができる。	◎	◎
(3) 他者と協調し、協働して行動することができる。	◎	◎
<b>統合的な学習経験と創造的思考力</b>		
(1) 上記1~3で得られる能力を総合的に活用し、生活の質の向上を図ることができる。	◎	◎
(2) 上記1~3で得られる能力を総合的に活用し、地域や社会の中で活動することができる。	○	◎
幼児保育学科（令和3（2021）年度入学生まで適用） ディプロマ・ポリシーに掲げる能力	学校教育法第108条 第1項	
	職業に必要な能力	実際生活に必要な能力
<b>知識・理解</b>		
(1) 保育の理念・歴史・制度やその意義、また保育者の役割について理解している。	○	
(2) 子どもの発達過程や健康・安全、子ども理解の方法に関して、基礎的知識を身につけている。	○	
(3) 子どもの福祉に関して、基礎的知識を身につけている。	○	
<b>汎用的技能</b>		
(1) 保育内容について理解し、それに基づいて保育を実践することができる。	○	
(2) 音楽・美術・体育などに関する基礎的技術を習得し、それに基づいて保育を実践することができる。	○	
(3) それぞれの子どもの特性を理解し、一人一人に応じた保育を実践することができる。	○	
(4) 保護者や地域の子育て家庭と信頼関係を築き、支援をすることができる。	○	
<b>態度・志向性</b>		
(1) 保育者としての崇高な使命を自覚し、自己の資質能力や専門性の向上のために、絶えず研究と修養に励むことができる。	○	○
(2) 保育に対する情熱を持ち、子どもたちの将来を見据えて、仕事に取り組むことができる。	○	○
(3) 社会の一員として保育の専門性を生かし、協力しながら仕事に取り組むことができる。	○	○
<b>統合的な学習経験と創造的思考力</b>		
本学学生として、基本的・汎用的なスキルを身につけ、良好なコミュニケーションのもと、社会の一員に相応しい行動を取る態度・志向性を体得している。	○	◎

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

#### <区分 基準I-B-3の現状>

本学及び各学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年文部科学省令第 16 号：平成 28 年 3 月 31 日公布）を受け、中央教育審議会大学教育部会「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日）などを踏まえ、それぞれを相互に関連付けて一体的な整合性のあるものとして平成 28（2016）年度に学則第 2 条の 2 に規定した（提出-4）。

本学の三つの方針は、短期大学としての三つの方針と各学科としての三つの方針とが定められているが、短期大学、各学科ともディプロマ・ポリシーは、建学の精神に基づき教育目的を学則で定め、その達成に必要な諸能力を学習成果としてディプロマ・ポリシーの中で示している。また、カリキュラム・ポリシーでは、ディプロマ・ポリシーを体系的に達成するために、教育課程を「総合的な教養教育」と「幅広い職業人の養成」を念頭に編成している。主に前者の教育を実施するため「基本教育科目」を配置し、全学で共通に展開する。後者は「基本教育科目」を基礎とし学科・コースの特色を活かした職業人の養成のための科目を「学科専門教育科目」に配置する。特に各学科のカリキュラム・ポリシーには、学習成果の到達度を評価するための「学習成果と評価」についての方法を定めている。さらに、アドミッション・ポリシーには、建学の精神と教育目的に共感し、本学が求める人材育成の考えを理解し、意欲と達成する資質を持った人を求めることとし、三つの方針の一体性・整合性を重視した編成としている。

上述したとおり、三つの方針は平成 28（2016）年度に各学科及び自己点検実施委員会、拡大教授会、教学マネジメント会議等で議論を重ね策定された。その後、平成 29（2017）年、ライフデザイン総合学科において、カリキュラム・ポリシーについて各コースで見直しを行い、学科会議、教学マネジメント会議等での議論を経て、平成 30（2018）年 4 月に改正した。また、平成 30（2018）年度、幼児保育学科では、令和元（2019）年度に保育士養成課程改正及び教職課程再課程認定審査に伴うカリキュラム改正を予定していたため、カリキュラム・ポリシーの見直しを行い、ライフデザイン総合学科と同様の手続きを踏み、平成 31（2019）年 4 月に改正を行った。さらに、令和 3（2021）年度、自己点検実施委員会において、ディプロマ・ポリシーに包含されていた学習成果を独立させ、本学の三つの方針を示す必要があるとの意見をとりまとめたことから、各学科会議、教学マネジメント会議及び運営協議会等での議論を経て改正を行った。令和 4（2022）年度の入学生より、新たな学習成果と三つの方針が適用される。

三つの方針を踏まえた教育活動の例を以下に三つ示す。

①シラバス執筆に関する活動

各学科は、ディプロマ・ポリシーに定める各諸能力（学習成果）の達成を踏まえた教育課程を編成しているが、どの科目によって学習成果が育成されるのかカリキュラム・マップ（提出-9）により確認できるようにしている。したがって、シラバス執筆にあたり教員は、担当する科目の学習成果をカリキュラム・マップにより確認し、学習成果につながる到達目標を考え、授業科目の成績評価に到達目標の達成状況が的確に反映されるよう成績評価基準を定め教務課に提出する。シラバスの点検に際しては、教務課と教務委員会が作成した「シラバスチェックシート」（提出-16）に基づき、各学科、基幹教育機構による点検が行われ、教育課程の全授業科目に対して学習成果につながる到達目標とその達成度を精査している。

②学生の履修指導に関する活動

本学では、履修系統図であるカリキュラム・フロー（提出-6）を「在学生ポータルサイト」に公開し、オリエンテーション時に説明をしている。学生はカリキュラム・フローから免許や資格取得等の目的に対応した科目を系統的に選び、シラバスで科目ごとの到達目標を確認し、自己が獲得すべき能力やスキルを認識し計画的に時間割を組み立てる。教員は学生が目指す免許・資格に応じ時間割が組み立てられているかを確認し、必要に応じ指導を行う。また、教学・教職センターは学生が履修登録した免許・資格の取得に関わる科目に履修登録漏れがないかを確認するための「免許・資格判定リスト」を作成し、各学科長に配信する。教員はそれを基に学生指導を行う。このように、本学では各学科で目指すべき人材が養成できるよう履修指導についての仕組みを確立している。

③併設高等学校の生徒や入学希望者を対象とした活動

併設高等学校の生徒を対象とした「高大連携授業」、入学希望者を対象としたオープンキャンパスや AO 個別相談会では、アドミッション・ポリシーを含めた三つの方針について説明を行い、入学時にミスマッチが起こらないよう工夫をしている。

三つの方針の表明については、次のような方法で行っている。

①学内へ向けての公表

・在学生ポータルサイト「学生に関する規程等」で本学及び各学科の三つの方針を公開している。また、学生支援システムツール「OIU UNIPA」のリンク集からも誘導される（提出-21、22）。

・教職員サイトの学則等に「大阪国際大学短期大学部卒業認定・学位授与の方針等に関する規程」を公開している。

・年度当初のオリエンテーションやセミナーで本学及び各学科のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーについて周知している（備付-32）。

・教員懇談会において毎年共通理解のためディプロマ・ポリシーを周知している。

・「履修の手引」と「SCHEDULE & DIARY（学生手帳）」に、本学のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを掲載している。

・「授業力向上マニュアル」に、本学及び各学科のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを掲載している。



② 学外へ向けての公表

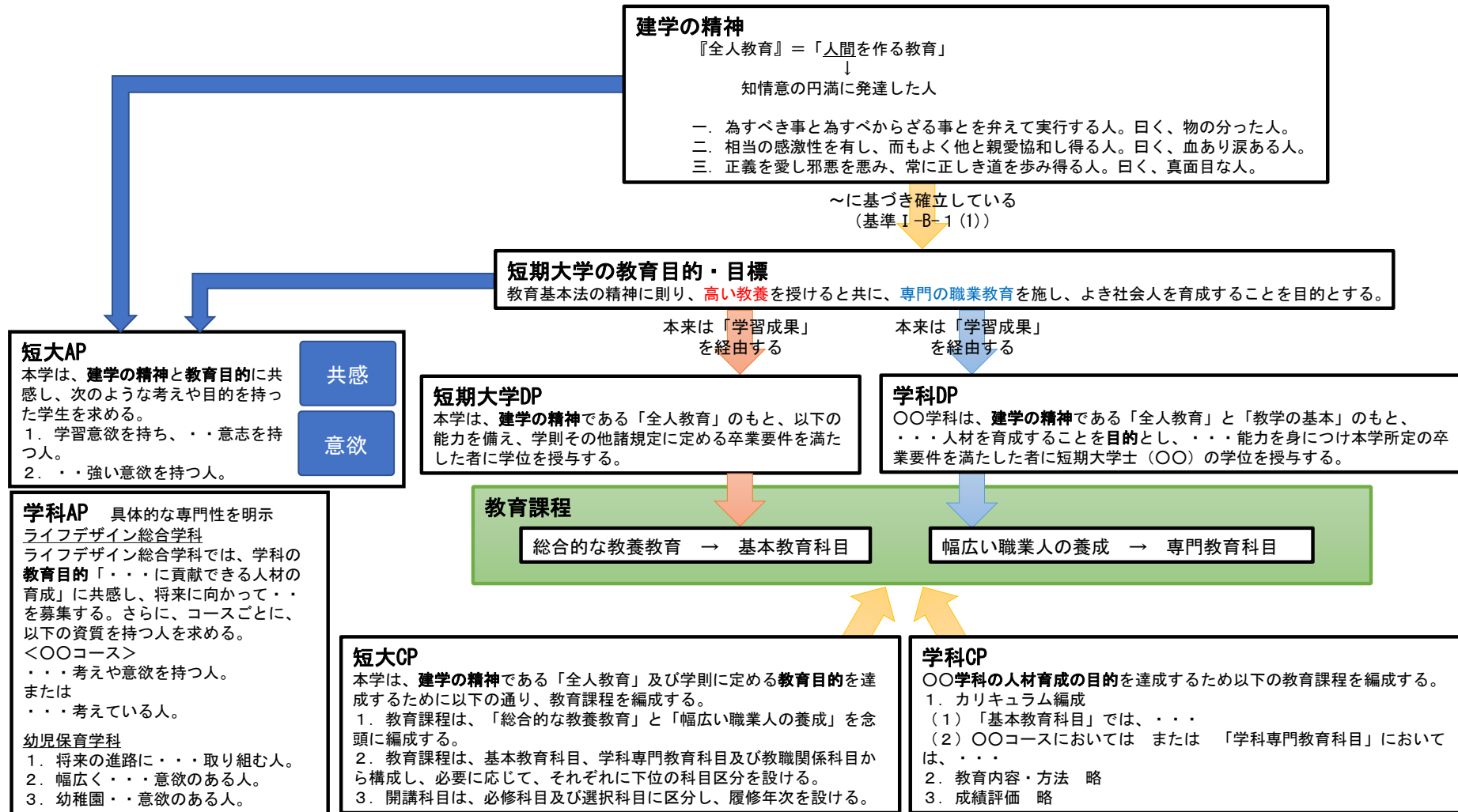
- ・ 本学ウェブサイト上で本学及び各学科の三つの方針を公開している。
- ・ 「インターネット出願要項」や「ENTRANCE EXAMINATION GUIDE (入試ガイド)」に各学科のアドミッション・ポリシーを掲載している (提出 26、26.1、27、27.1)。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

本学が一体的に策定し、公表している三つの方針及び学習成果が、地域・社会の要請に応えるものとなっているか、外部からの意見聴取が十分できていない。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし。



図I-B-3 建学の精神、教育基本法及び三つの方針の関係性について（令和3（2021）年度入学生まで対応）

※DPはディプロマ・ポリシー、CPはカリキュラム・ポリシー、APはアドミッション・ポリシーの略である。

## [テーマ 基準 I -C 内部質保証]

### <根拠資料>

#### 提出資料

10.1 令和 4 (2022) 年度建学の精神、学科の教育目的、学習成果、三つのポリシーとの関係性、16 シラバスの作成依頼及びシラバスチェックシート

#### 提出資料-規程集

4 大阪国際大学短期大学部運営協議会規程、7 大阪国際大学短期大学部教学マネジメント会議規程、25 大阪国際大学短期大学部自己点検運営委員会規程、77 基幹教育機構規程

#### 備付資料

11 大阪国際大学短期大学部自己点検・評価報告書、12 外部からの意見聴取に関する記録、13 授業改善報告書、14 授業見学報告書、15 意見交換会報告書、16 大阪国際大学短期大学部 FD 活動報告書 [平成 29 年度]、16.1 大阪国際大学短期大学部 FD 活動報告書 [平成 30 年度]、17 FD 遠隔授業に関する学生アンケート報告書 [令和 2 年度]、17.1 FD 遠隔授業に関する学生アンケート (第 2 回) 報告書 [令和 2 年度]、20 2 年間の学びについての自己評価、21 表 I-C-2 学習成果の測定指標に関わるデータ一覧表 (エクセルファイル)、26 学生生活アンケート [令和 3 年度]、26.1 学生生活アンケート結果 [令和 3 年度]、29 卒業生へのアンケート・ヒアリング結果、36 授業についての学生アンケート、36.1 授業についての学生アンケート結果、37 セミナー (演習) についての学生アンケート、37.1 セミナー (演習) についての学生アンケート結果、39 2021 年度遠隔授業についての学生アンケートと結果、40 2021 年度 BYOD (PC 必携化) についてのアンケートと結果、62 短大自己点検実施委員会議事録

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

### <区分 基準 I -C-1 の現状>

本学の自己点検に関わる全学的な組織体制を「自己点検・評価の組織図」(p.13) に示す。組織図に示すように、本学では、学長が議長を務める運営協議会及び教学マネジメント会議を上位機関として位置づけ、その下に学長が議長を務める自己点検運営委員会を設置している。自己点検実施委員会は、自己点検運営委員会の委託の下、教員組織と事務組織と相互に連携をとりながら自己点検・評価に関する具体的な活動を行う (提出-規程集 4、7、25)。以

下、運営協議会、教学マネジメント会議及び自己点検運営委員会（自己点検実施委員会を含む）の組織（会議体）の説明である。

① 運営協議会

運営協議会は、将来計画、学則その他重要な規則の制定・改廃、教育課程の編成、自己点検に関する事項など短期大学部の運営に関する基本的な事項について審議するとともに、部門間の連絡・調整を図っている。

② 教学マネジメント会議

教学マネジメント会議は、学士課程教育の構築に向けた諸施策の策定等を図るため、平成30（2018）年に再編した。ここでは三つの方針の策定と検証、教育課程の体系化、教育方法の改善、成績評価及び教員の教育力の向上に関する諸施策の策定と検証、教育課程編成に関する事項、その他本学の教学改善に資する事項についての審議を行う。

③ 自己点検運営委員会

自己点検・評価の規程については、「大阪国際大学短期大学部自己点検運営委員会規程」を平成16（2004）年度に制定し、平成17（2005）年4月から施行している。この規程に基づき、平成17（2005）年度に自己点検運営委員会が設置された。自己点検運営委員会は、自己点検・評価に関する全学的な企画立案を行うとともに、自己点検・評価制度運営の総括を行う。自己点検運営委員会の下に設置された自己点検実施委員会は運営委員会から委託された項目について具体的な自己点検・評価を行う。なお、実施委員会の構成員については p.12 に示すとおり、令和3（2021）年度は、各学科より教員10人、事務局より職員9人の合計19人で構成している。

本学の自己点検・評価活動については、主に、(1) シラバスに関する自己点検・評価活動、(2) 授業に関する自己点検・評価活動及び(3) 教育課程に関する自己点検・評価活動を定期的に行っている。これらの活動は、「シラバスチェックシート」によるシラバスの点検、教員相互の授業見学による意見交換及び学習成果の測定指標（表I-C-2 参照）による測定結果に基づき行っている。これらの自己点検・評価活動の詳細は下記のとおりである。なお、学習成果の測定は、学生の入学時から卒業時、卒業後までを視野に入れ、科目レベル（授業）、教育課程レベル（学科）及び機関レベル（大学）において多面的に行うもので、各時期、各レベルでの測定結果を組み合わせ、下記の点検・評価活動に活用している。

(1) シラバスに関する自己点検・評価活動（提出-16）

教務課及び教務委員会は、自己点検実施委員会と連携し、学校教育法や短期大学設置基準等の法令の改正動向、認証評価機関の評価基準の改訂動向等に常に注意を払いながら、毎年、シラバスの書式、作成要領、チェックシート及びシラバスサンプルについて点検を行い、必要に応じて改善を行う。教務課は、教員から提出されたシラバスを学科・基幹教育機構の部会ごと（提出-規程集 77）にとりまとめ、「シラバスチェックシート」に基づきシラバスの点検（第三者によるチェック）を行うよう各学科・部会に依頼する。各学科・部会はシラバスの点検を行い、不備があった場合は当該教員に是正を求める。以上のように本学では、「シラバス作成要領」及び「シラバスチェックシート」を用いた自己点検・評価活動を行っている。

(2) 授業に関する自己点検・評価活動（備付-13、14、36、36.1、37、37.1）

教員は、「成績評価」と「授業についての学生アンケート結果」（セミナー（幼児教育演習）については、「セミナー（演習）についての学生アンケート結果」）に基づいて、学生の学習成果の獲得状況を点検し、課題を抽出する。さらに、教員相互の授業見学を行い、授業内容や方法について意見交換を行う（令和2（2020）、令和3（2021）年度については、コロナ禍により教員相互の授業見学は実施できなかった）。以上のように教員は、授業に関する自己点検・評価を行い、次年度のシラバスや授業内容の改善など、教育の向上・充実のために活用する。

(3) 教育課程に関する自己点検・評価活動（備付-12、15、20、21、26、26.1、29）

各学科は、個々の教員から提出された「授業改善報告書」及び「授業見学報告書」に基づき意見交換会を開く。FDセンター会議は、各学科から提出された「意見交換会報告書」を基に、授業改善に関わる点検・評価を行い、その結果を各学科・教員にフィードバックする。学科や教員はフィードバックされた結果を教育内容の向上や改善に活用する。

さらに、各学科では、学習成果の測定結果（データ及び資料は、教務課、学生課、教学・教職センター、キャリアサポートセンター及び自己点検実施委員会より提供を受ける）に基づき、学生の学習進行状況や卒業時の学習成果の獲得状況、卒業後の社会における貢献度等について、以下の①～③を用い点検を行う。点検結果に基づいて、カリキュラムの妥当性や教育目的に沿った人材養成ができてきているかについての評価を行う。

これらの点検・評価活動で得られた結果は、各学科で総合的に検証し、学科の教育の向上・充実のために活用される。

① 学習進行評価：学習進行状況についての点検

カリキュラム・ポリシーに則り学習が進められているかについて、「成績分布」、「在学状況（退学状況）」及び「学生生活アンケート（学習時間）結果」等に基づき点検する。

② 卒業時評価：卒業時の学習成果の獲得状況についての点検

カリキュラム・ポリシーに則り設計されたカリキュラムが適切であったか、また、ディプロマ・ポリシーを満たす人材になったかについて、「学位取得率」、「就職・大学編入学率」、「免許・資格の取得率」及び「専門分野への就業率」等に基づき点検する。

③ 卒業後評価：卒業後、社会に貢献できているか等についての点検

ディプロマ・ポリシーを満たす人材として社会に貢献できているかについては、卒業時に行う「学生による卒業時評価」、「就職先へのアンケート・ヒアリング結果」及び「卒業生へのアンケート・ヒアリング結果」に基づき点検する。

本学では、以上のようなシラバス、授業及び教育課程に関する定期的な自己点検・評価活動の結果をFD活動報告書及び自己点検・評価報告書にまとめている。FD活動報告書は、「授業改善報告書」等に基づきFDセンター会議構成員がまとめ、全教職員に配付される（備付-16、16.1、17、17.1）。また、自己点検・評価報告書については、短期大学認証評価基準に基づき各学科、各部署の責任者及び自己点検実施委員がまとめる。完成した自己点検・評価報告書は、自己点検実施委員会、各学科会議、自己点検運営委員会及び運営協議会において審議され、拡大教授会に報告後、公表される。自己点検・評価報告書の作成・公表の経緯は次の表I-C-1のとおりである（備付-11）。

表I-C-1 自己点検・評価報告書の作成・公表の経緯

回	年度	作成範囲	公表
1	平成 20 年度	全て	○
2	平成 25 年度	全て	×
3	平成 26 年度	全て	○
4	平成 27 年度	全て	○
5	平成 30 年度	基準I 基準II-A-1 (1)	×
6	令和元年度	全て	基準I・II○
7	令和 2 年度	全て	○
8	令和 3 年度	全て	○

※○：実施を表す ×：未実施を表す

上述したとおり、自己点検・評価は、「自己点検・評価の組織図」(p.13)に示す教員組織に属する全教員と事務組織に属する全職員が積極的に関与し、教育の質向上・充実のための活動を行う。

自己点検・評価活動にあたって高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れる必要性を認識し、令和 4 (2022) 年 2 月に併設高等学校との懇談を予定していたが(備付-62)、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、中止となった。改めて併設高等学校との懇談を計画し、継続的な意見聴取に努める。

自己点検・評価結果の改善・改革への活用状況であるが、上述したとおり、(1) シラバスに関する自己点検・評価活動、(2) 授業に関する自己点検・評価活動については、次年度のシラバスの改善及び授業改善に、(3) 教育課程に関する自己点検・評価活動は、教育課程プログラムのみならず、学習成果及び三つの方針の改善に活用する。さらに、自己点検・評価報告書の作成の中で抽出された課題は、自己点検実施委員会の中で、改善計画を立て、関係部署と連携を取り実行に移す(備付-62)。具体的には、令和 3 (2021) 年度、学習成果を焦点とした教育をさらに充実させるため、シラバスの書式の見直しとシラバスチェックの強化を図った。加えて、学習成果の明確化と三つの方針の改正も行った。令和 4 (2022) 年度、新たに運用される(提出-10.1)。

#### [区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

#### <区分 基準 I-C-2 の現状>

学習成果を焦点とする査定の手法であるが、令和 3（2022）年度、これまで行ってきた自己点検・評価活動から学習成果の測定に関わる指標を整理し、学生の入学時から卒業時、卒業後までを視野に入れ、機関レベル（大学）、教育課程レベル（学科）及び科目レベル（授業）において多面的に行えるよう「学習成果の測定指標一覧表」を策定した。各時期、各レベルに配置される指標は、表I-C-2のとおりである。

なお、機関レベルでは、本学のディプロマ・ポリシーに定められた学習成果の獲得状況について評価し、教育課程レベルでは、各学科のディプロマ・ポリシーに示された学習成果の獲得状況について評価するが、本学の三つの方針が適切であり、適切に機能しているか、また、三つの方針の整合性についての点検もできるようになっている。

表I-C-2 に示す個々の測定指標の中で、定期的に点検する必要のあるものとして、例えば、教育課程レベルの「学生による卒業時自己評価」、「卒業生へのアンケート」及び「就職先へのアンケート」が挙げられる。これらは、自己点検実施委員会において調査項目の妥当性について毎年点検を行っている。また、「学生生活アンケート」も同様に、毎年、学生課及び自己点検実施委員会において、調査方法・時期、アンケートの項目などの点検を行っている。なお、令和 2（2020）年度は、コロナ禍により従来の「学生生活アンケート」ではなく、遠隔授業に関する学生アンケートに変更し実施した。また、令和 3（2021）年度は、「学生生活アンケート」に加え、令和 3（2021）年度より導入されたモバイルパソコン必携化（以下、PC 必携化と示す）に関する情報収集の必要性が自己点検実施委員会より提案されたことを受け、基幹教育機構情報教育部会が主体となり「2021年度BYOD\*（PC必携化）についてのアンケート」を、またFDセンターが主体となり「2021年度遠隔授業についての学生アンケート」を追加し実施した（備付-39、40）。\*BYOD：Bring Your Own Deviceの略。また、科目レベルの「成績評価」は、新年度のシラバス作成要領の準備の際に、成績評価の方法・基準等、成績評価の方針について教務課と教務委員会が中心となり毎年点検を行っている。また、「授業についての学生アンケート」についてはFDセンターにおいて、アンケートの設問項目についての点検を行っている。

本学は、基準I-C-1 で述べた三つの自己点検・評価活動からPDCAサイクルを回し、教育の向上・充実を図っている。一つ目は、シラバスに関するPDCAサイクル、二つ目は、授業改善に関するPDCAサイクル、三つ目は、教育課程に関するPDCAサイクルである。

シラバスに関しては、教務課、教務委員会、各学科及び基幹教育機構の部会が中心となり、シラバス作成要領及びシラバスチェックシートに基づき、シラバスの点検・改善サイクルを回している。また、授業については、成績評価の点検、学生による授業の評価結果の点検、教員相互の授業見学による意見交換などから、教員自ら授業についての検証を行い、継続的な改善サイクルを回している。さらに、教育課程を継続的に点検・評価、改善するために、授業改善に関する意見交換会の実施に加え、学習成果の測定指標を用いたPDCAサイクルを回す。例えば、学生の学習成果の獲得状況は、学習進行評価や卒業時評価の測定結果により評価し、さらに社会で貢献できているかについての卒業後の測定結果を組み合わせ、カリキュラム編成が適切であったか検証し改善する。このような様々なPDCAサイクルを活用し、学習成果を焦点とした教育の質の向上・充実を図っている。

表I-C-2 学習成果の測定指標一覧表

時期	入学時評価	学習進行評価	卒業時評価	卒業後評価	
評価主体	アドミッション・ポリシーで示した資質・能力が適正かどうかの評価	カリキュラム・ポリシーに則り学習が進められているかの評価	ディプロマ・ポリシーを満たす人材になったかの評価	ディプロマ・ポリシーを満たす人材として社会に貢献できているかの評価	
機関レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入学者選抜方法別</li> <li>・各種入学試験とGPA、単位取得状況、休学・退学・留年状況との関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在学状況（退学・除籍・休学など）</li> <li>・在学・退学・転学科率*1</li> <li>○学修ポートフォリオ*6</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○卒業判定（卒業者、不可者、在籍延長者）</li> <li>・学位取得率*1</li> <li>○進路状況</li> <li>・就職・大学編入学率*2</li> <li>○教養教育と職業教育との関係</li> <li>・コンピュータ基礎演習Ⅰ・Ⅱ単位取得率*1</li> <li>・語学履修状況</li> <li>○教養教育科目の効果</li> <li>・コンピュータ基礎演習Ⅰ・Ⅱ単位取得率*1</li> <li>・語学2単位上単位取得率*2</li> <li>・サービ斯拉ーニング単位取得状況</li> <li>・スタディアブロード単位取得状況</li> <li>・科目区分ごとの履修率*6</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就職先へのアンケート・ヒアリング</li> <li>○卒業生へのアンケート・ヒアリング</li> </ul>	
教育課程レベル	全学科共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入学者選抜方法別</li> <li>・各種入学試験とGPA、単位取得状況、休学・退学・留年状況との関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在学状況（退学・除籍・休学など）</li> <li>・在学・退学・転学科率*1</li> <li>○成績（GPAの推移）など</li> <li>○学生生活アンケート（学習関係）</li> <li>○授業受講状況（UNIPAを用いた出席確認）</li> <li>○資格・免許判定リスト</li> <li>○学修ポートフォリオ*6</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○卒業判定（卒業者、不可者、在籍延長者）</li> <li>・学位取得率*1</li> <li>○進路状況</li> <li>・就職・大学編入学率*2</li> <li>・専門分野への就業率*4</li> <li>○学生による卒業時評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*1：母数は入学者数</li> <li>*2：母数は入学後2年間で卒業した者の数</li> <li>*3：入学年度別、半期ごと、単位取得数、母数は履修登録数</li> <li>*4：母数は入学後2年間で就職した者の数</li> <li>*5：母数は66単位</li> <li>*6：令和4（2022）年度から導入</li> </ul>
	栄養士コース 栄養学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入学時教育確認テスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基礎学力テスト・確認テスト</li> <li>○PROGテスト</li> <li>○栄養士免許取得希望者率*1</li> <li>○栄養士免許必修科目の半期ごとのGPA</li> <li>○学外実習成績評価</li> <li>○ポートフォリオ（栄養士基礎演習）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○栄養士免許取得率*1</li> <li>○栄養士実力認定試験成績分布</li> <li>○栄養士校外実習先へのアンケート・ヒアリング</li> </ul>	
	キャリアデザイン／観光・英語コース ライフデザイン学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>○習熟度別クラス分けテスト（英語・情報）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○課外活動参加状況</li> <li>○基礎学力テスト・確認テスト</li> <li>○資格取得状況</li> <li>○留学研修等参加状況</li> <li>○インターンシップ参加状況</li> <li>○サービ斯拉ーニング単位取得状況</li> <li>○PROGテスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学科が推奨する資格の取得率*1</li> <li>○分野ごと単位取得率*5</li> <li>○卒業研究成果</li> </ul>	
	幼児保育学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ピアノレッスン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○免許・資格・必修科目の成績評価の分布*3、</li> <li>○学科必修科目の単位取得率</li> <li>○履修カルテ（幼稚園免許取得希望者のみ）</li> <li>○学修ポートフォリオ（実習後）</li> <li>○学外実習成績評価</li> <li>○実習先からのヒアリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育士資格取得率*1</li> <li>○幼稚園2種免許取得率*1</li> <li>○海外幼児教育実習参加率</li> </ul>	
科目レベル		<ul style="list-style-type: none"> <li>○成績評価</li> <li>○授業についての学生アンケート</li> </ul>			



さらに、本学では、教育の質を保証するために法令遵守に努め、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更等を適宜確認しており、前回の認証評価受審以降、以下のよう  
に教育職員免許法施行規則、指定保育士養成施設の指定及び運営の基準などの改正に対応した。

① 平成 29 (2017) 年度

「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令」(平成 29 (2017) 年文部科学省令第 41 号、平成 29 (2017) 年 11 月 17 日公布) 及び「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、平成 27 (2015) 年 3 月 31 日) に基づき教育課程の見直しを行った。

② 平成 30 (2018) 年度

教職課程(幼稚園教諭二種免許状、栄養教諭二種免許状)について、平成 28 (2016) 年 11 月 28 日付にて改正された教育職員免許法の施行に伴う同法施行規則の改正(平成 29 (2017) 年 11 月) や教職課程コアカリキュラム等の策定(平成 29 (2017) 年 11 月)、これに伴う教職課程認定基準の改正(平成 29 (2017) 年 11 月) 等が公布され、平成 31 (2019) 年 4 月 1 日より施行されることに伴い、本学の教育課程の見直しを行い、再課程認定申請を行った。

保育士養成課程について、平成 30 (2018) 年 4 月 27 日付にて「児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の一部を改正する件」(平成 30 (2018) 年厚生労働省告示第 216 号) が公布され、平成 31 (2019) 年 4 月 1 日より適用されることに伴い、本学の教育課程の見直しを行い、学則変更承認申請を行った。

③ 令和 3 (2021) 年度

令和 5 (2023) 年度からの幼児保育学科の定員削減の方針が示されたことや、幼児保育学科の幼稚園教諭二種免許状の教職課程においては、平成 31 (2019) 年度の再課程認定を受けるにあたり、文部科学省より留意事項の通達を受けており、令和 4 (2022) 年度末までに「領域に関する専門的事項」の科目を開設するとともに事後調査に対応する必要があることから、カリキュラム改正の準備を開始した。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

自己点検・評価活動においては、外部からの意見聴取が十分できていない。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

特になし。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

「建学の精神・教育理念に基づいた教育を行うためには、全教職員への建学の精神・教育理念の浸透が必要であるが、任期制や嘱託などによる教職員の入れ替えがあるため、建学の精神や教育理念を共有する場を随時設け、さらに浸透を図っていく。」については、

本文に記述したとおり、教職員は裏面に建学の精神及び理念が印刷されている ID カードを常に携行し、教室、会議室、事務室に建学の精神及び理念を掲示しているほか、「新年互礼会」、「学長方針発表会」、「非常勤講師と専任教員との懇談会」等における理事長・学長等からの表明及び「授業力向上マニュアル」、「SCHEDULE & DIARY (学生手帳)」の紙媒体での配付やウェブサイト、公式 SNS などの発信等により、建学の精神や理念を浸透させる機会を設けている。

「教育の効果については、教育目的が確立している必要があり、そのために入学前教育や年度当初のオリエンテーションにおいて、教育目的の周知を徹底する。また、学習成果を客観的に測定する手段として、平成 26 年度には GPA 制度を導入し、その活用法についての検討を進める。」については、オープンキャンパスでの教育目的や養成しようとする人材像に関するより詳細なガイダンスや学科の教育目的に沿った入学前教育教材の選定、オリエンテーションでの履修指導の強化等を行っており、毎年、それらの改善に取り組んでいる。GPA 制度については、導入の目的と仕組み等を「履修の手引」やオリエンテーションにおいて詳細に説明するとともに、GPA を毎学期学生に通知することで学習成果の振り返りに役立てている。また、GPA については、履修指導に活用するほか、学業の成果に係る表彰基準や学外実習等への参加基準等にも活用している。

「自己点検・評価については、自己点検・評価報告書を定期的に作成し、公表すると共に相互評価を行う。」については、自己点検実施委員会で検討を行い、計画的に平成 30 (2018) 年度、令和元 (2019) 年度、令和 2 (2020) 年度、令和 3 (2021) 年度、令和 4 (2022) 年度の報告書を作成し、令和元 (2019) 年度より公表している。なお、相互評価については、認証評価が第 3 クールに入り認証評価で求められる自己点検の評価内容が明確になってきたことから実施していない。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

課題「建学の精神に関して、学生、教職員の理解を一層深めるとともに、外部関係者に対する周知をさらに強化し、継続していく必要がある。」については、学科や拡大教授会、さらに各種委員会の活動をとおり理解を深められるような方策を検討する。

課題「本学が一体的に策定し、公表している三つの方針及び学習成果が、地域・社会の要請に応えるものとなっているか、外部からの意見聴取が十分できていない。」及び課題「自己点検・評価活動においては、外部からの意見聴取が十分できていない。」については、今後、高等学校や企業等との意見交換会等を通じて、社会からの評価や意見を取り入れながら、適宜見直しを図ること、さらに、現時点では新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、高等学校との意見交換会が中止になったが、このような状況下でも可能な地域との連携方法についても検討し、定期的な自己点検・評価サイクルに取り入れる。

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

## [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

## &lt;根拠資料&gt;

## 提出資料

4 大阪国際大学短期大学部学則 6 条・第 8 条・第 9 条・第 11 条第 2 項、6 在学生ポータルサイト「カリキュラム・フロー」、7 大阪国際大学短期大学部卒業認定・学位授与の方針等規程 別表 短大ポリシー030401、9 在学生ポータルサイト「カリキュラム・マップ」、10.2 大阪国際大学短期大学部学習成果・ポリシー（2022 年度版）、14 令和 3（2021）年度シラバス、16 シラバスの作成依頼及びシラバスチェックシート、24 OIC Osaka International College Guide Book 2021、25 OIC Osaka International College Guide Book 2022、26 「インターネット出願要項」2021、26.1 「インターネット出願要項」2022、27 ENTRANCE EXAMINATION GUIDE（入試ガイド）2021、27.1 ENTRANCE EXAMINATION GUIDE（入試ガイド）2022、28 ウェブサイト「入試情報サイト」

## 提出資料-規程集

3 大阪国際大学短期大学部卒業認定・学位授与の方針等に関する規程、16 大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部入学者選抜実施規程第 2 条・第 6 条、16.2 大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部入学者選抜に係る入試判定について（申し合わせ）、17 大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部入試委員会規程、34 大阪国際大学短期大学部履修規程第 3 条・第 19 条・第 22 条、77 基幹教育機構規程、99 大阪国際学園組織規則

## 備付資料

12 外部からの意見聴取に関する記録（実習先へのアンケートやヒアリング、大阪国際大学短期大学部幼児保育学科連携協議会）、20 2 年間の学びについての自己評価、21 表I-C-2 学習成果の測定指標に関わるデータ一覧表（エクセルファイル）、22 職業教育の成果、23 PC 必携化に関する資料、28 就職先へのアンケート・ヒアリング結果、29 卒業生へのアンケート・ヒアリング結果、62 短大自己点検実施委員会議事録、63 教学マネジメント会議議事録

## [区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

### ＜区分 基準Ⅱ-A-1の現状＞

基準Ⅱ-B-2 に記述したとおり、本学及び各学科のディプロマ・ポリシーに示された諸能力を学習成果として定めていることから、本学及び各学科のディプロマ・ポリシーはそれぞれの学習成果に対応している。

本学及び各学科のディプロマ・ポリシーに示される「卒業要件」は、学則第 8 条及び大阪国際大学短期大学部履修規程（以下、履修規程と示す）第 3 条に定められ、「成績評価の基準」は学則第 11 条第 2 項で別に定めることを規定し、履修規程第 19 条に明確に示している。なお、本学で取得できる主な免許・資格については、学則第 9 条に規定されている。また、履修規程第 22 条において卒業後に取得することができる免許・資格の種類及び当該免許・資格の取得の場合の履修方法は別に定めることを規定し、具体的な履修要件・方法は、「履修の手引」に示している。

社会的・国際的通用性については、一般財団法人大学・短期大学基準協会の評価基準そのものが社会的・国際的通用性を有するものである。したがって、本学において、一般財団法人大学・短期大学基準協会が示す評価基準を満たすよう、建学の精神・理念に基づき、学習成果及びディプロマ・ポリシーを定め（基準Ⅱ-B-2、基準Ⅱ-B-3 参照）、またその方針の下、学生が獲得すべき学習成果を具体化し査定する教育活動を実践（基準Ⅱ-A-6 参照）し、それらを定期的に点検し PDCA サイクルに活用している（基準Ⅱ-C-2 参照）ことから、学科のディプロマ・ポリシーは社会的、国際的に通用性がある。

本学及び各学科の三つの方針は、カリキュラム改正のみならず学生の学習成果の獲得状況や社会の情勢・要請等により見直していくものであることから、学科・コースではもちろん、自己点検実施委員会及び教学マネジメント会議（基準Ⅱ-C-1 参照）など各関連部署と連携を取りながら、ディプロマ・ポリシーを点検し、改善を行ってきた（備付-62、63）。今後、PDCA サイクルを定期的にかつ着実に回していくために、さらにカリキュラム改正、あるいは学科改組など数年単位の点検も必要となってくることから、令和元（2019）年度の自己点検実施委員会において、中・長期の点検計画（備付-62）を立て、令和 2（2020）年度より実行に移している。

### [区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
  - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

- ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
  - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

#### <区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

本学及び各学科のカリキュラム・ポリシーを以下に示す（提出-7、提出-規程集3）。

#### 【令和3（2021）年度 大阪国際大学短期大学部及び各学科のカリキュラム・ポリシー】

##### 【大阪国際大学短期大学部】

本学は、建学の精神である「全人教育」及び学則に定める教育目的を達成するために以下のとおり教育課程を編成する。

1. 教育課程は、「総合的な教養教育」と「幅広い職業人の養成」を念頭に編成する。
2. 教育課程は、基本教育科目及び学科専門教育科目から構成し、必要に応じて、それぞれに下位の科目区分を設ける。
3. 開講科目は、必修科目及び選択科目に区分し、履修年次を設ける。

##### 【ライフデザイン総合学科】令和2（2020）年度入学生に適用

ライフデザイン総合学科の人材育成の目的を達成するため以下の教育課程を編成する。

1. カリキュラム編成
  - (1) 「基本教育科目」では、「現代社会の基礎理解」、「人間の基礎理解」、「コミュニケーションと情報技術の基礎理解」、「社会生活の基礎理解」の4科目群を配置する。
  - (2) 栄養士コースにおいては、「福祉・心理・医療」、「栄養士基礎」、「社会生活と健康」、「人体の構造と機能」、「食品と衛生」、「栄養と健康」、「栄養の指導」、「給食の運営」の8科目群を配置し、栄養士の実務に必要な専門的知識や能力を育成する。
  - (3) キャリアデザインコースにおいては、「コア科目」、「ビジネス」、「食と生活」、「医療・福祉」、「情報」、「観光」、「英語」の7科目群を配置し、多彩な分野からの選択履修を可能にし、各人の進路に合わせた専門的知識と技術を育成する。
  - (4) 観光・英語コースにおいては、「コア科目」、「観光」、「英語」、「ビジネス」、「食と生活」、「医療・福祉」、「情報」の7科目群を配置し、多彩な分野からの選択履修を可能にし、各人の進路に合わせた専門的知識と技術を育成する。
  - (5) 学科専門教育科目に少人数編成による「セミナー」科目群を配置する。
2. 教育内容・方法
  - (1) 「基本教育科目」では、現代社会を理解するために必要な社会や人間に関する基礎知識、情報化社会やグローバル社会を生きるために必要なコンピュータの活用能力、実践的コミュニケーション能力、社会生活を送るために必要な知識や実践的能力を育成する。

(2)「セミナー」では、少人数編成による教育を行い、勉学に必要な基本的学習スキル（読解、要約、記録、発表等のスキル）、問題解決やレポート作成に必要な能力を育成する。

### 3. 学習成果と評価

定期試験のほか、レポート課題、小テスト、発表あるいは授業への取り組み姿勢など、多角的に学習成果を測り評価を行う。

## 【栄養学科】令和3（2021）年度入学生に適用

栄養学科の人材育成に関する目的を達成するために、以下の教育課程を編成する。

### 1. カリキュラム編成

(1)「基本教育科目」では、「現代社会の基礎理解」、「人間の基礎理解」、「コミュニケーションと情報技術の基礎理解」、「社会生活の基礎理解」の4科目群を配置する。

(2)「学科専門教育科目」では、「栄養士基礎」、「社会生活と健康」、「人体の構造と機能」、「食品と衛生」、「栄養と健康」、「栄養の指導」、「給食の運営」の7科目群を配置する。

(3)学科専門教育科目に少人数編成による「セミナー」科目群を配置する。

### 2. 教育内容・方法

(1)「基本教育科目」では、現代社会を理解するために必要な社会や人間に関する基礎知識、情報化社会やグローバル社会を生きるために必要なコンピュータの活用能力、実践的コミュニケーション能力、社会生活を送るために必要な知識や実践的能力を育成する。

(2)「学科専門教育科目」では、講義や演習、実験・実習をバランスよく配置し、基礎的な学びから専門的、さらに実践的な学びへと展開し、栄養士として必要な知識や実践力を体系的に養成する。

(3)「セミナー」では、少人数編成による教育を行い、勉学に必要な基本的学習スキル（読解、要約、記録、発表等のスキル）、問題解決やレポート作成に必要な能力を育成する。

### 3. 学習成果と評価

定期試験のほか、レポート課題、小テスト、発表あるいは授業への取り組み姿勢など、多角的に学習成果を測り評価を行う。

## 【ライフデザイン学科】令和3（2021）年度入学生に適用

ライフデザイン学科の人材育成に関する目的を達成するために、以下の教育課程を編成する。

### 1. カリキュラム編成

(1)「基本教育科目」では、「現代社会の基礎理解」、「人間の基礎理解」、「コミュニケーションと情報技術の基礎理解」、「社会生活の基礎理解」の4科目群を配置する。

(2)「学科専門教育科目」では、「ビジネス」、「生活」、「医療・福祉」、「情報」、「観光」、「英語」の6科目群を配置し、それぞれの科目群から中心となる科目を「コア科目」と位置付ける。

(3) 学科専門教育科目に少人数編成による「セミナー」科目群を配置する。

## 2. 教育内容・方法

(1) 「基本教育科目」では、現代社会を理解するために必要な社会や人間に関する基礎知識、情報化社会やグローバル社会を生きるために必要なコンピュータの活用能力、実践的コミュニケーション能力、社会生活を送るために必要な知識や実践的能力を育成する。

(2) 「学科専門教育科目」では、講義やアクティブラーニングの手法を取り入れた演習によって、「1. カリキュラム編成」で示した各分野における専門的知識や能力、すなわち、経営や経済の知識、ビジネスマナー、ビジネス実務、食と生活・育児・防災に関する知識や技術、医療事務や介護職に必要とされる知識や技術、ビジネスにおける情報の活用法、観光ビジネスで必要とされる知識や能力、英語によるコミュニケーション力や国際感覚を育成する。

(3) 「セミナー」では、少人数編成による教育を行い、勉学に必要な基本的学習スキル（読解、要約、記録、発表等のスキル）、問題解決やレポート作成に必要な能力を育成する。

## 3. 学習成果と評価

定期試験のほか、レポート課題、小テスト、発表あるいは授業への取り組み姿勢など、多角的に学習成果を測り評価を行う。

### 【幼児保育学科】

幼児保育学科では、将来の保育者としての豊かな教養と幅広い保育に関する専門知識や技能を習得するため、特色のあるカリキュラムを編成・提供する。

#### 1. カリキュラム編成

(1) 「基本教育科目」では、「現代社会の基礎理解」、「人間の基礎理解」、「コミュニケーションと情報技術の基礎理解」、「社会生活の基礎理解」の4科目群を配置する。

(2) 「学科専門教育科目」においては、次の科目群を配置する。

- ・「幼児教育の基礎」
- ・「保育内容の指導法」
- ・「幼児教育の理解」、「幼児教育の内容・方法」
- ・「保育内容の理解」、「保育の内容・方法」
- ・「レクリエーション・インストラクター関連科目」
- ・「認定ベビーシッター関連科目」
- ・「国際幼児教育関連科目」

#### 2. 教育内容・方法

(1) 「基本教育科目」

保育者として必要な幅広い教養を身につけ、礼節を重んじ、世界に通じる心豊かな人間を育成する科目を提供する。

(2) 「学科専門教育科目」

幼稚園教員免許教育課程及び保育士養成課程に必要な科目を提供する。幼稚園教諭二種免許及び保育士資格取得には、学外実習を必修要件とするが、それぞれの学外実習直前ま

で、免許・資格関連科目の履修条件を満たしていない場合は、学外実習に行くことはできない。また、「認定ベビーシッター」や「レクリエーション・インストラクター」資格取得に必要な科目も提供する。加えて、「幼児教育演習Ⅰ・Ⅱ」、「保育技術演習」等の科目を配置し、専門科目で学んだ知識・技能等を、実技発表会、卒業発表会、併設園への保育参加、学科主催の子育て支援事業への参加など、様々な活動によってさらに発展させていくと同時に、それぞれを有機的に統合していく。

### 3. 学習成果と評価

定期試験のほか、レポート課題、小テスト、発表あるいは授業への取り組み姿勢など、多角的に学習成果を測り評価を行う。

本学及び各学科のディプロマ・ポリシーには、獲得すべき諸能力（以下、学習成果と示す）が示されているが、各学習成果は学則に示された教育目的である「高い教養を授ける」ことに対応しており（表I-B-2 大阪国際大学短期大学部の「実際生活に必要な能力」の項目を参照）、これを実現するためにカリキュラム・ポリシーに、「総合的な教養教育」を担うものとして「基本教育科目」を編成している（提出-7）、（提出-規程集3）。さらに、各学科のディプロマ・ポリシーには、それぞれの教育目的に対応した専門的な知識・技能を修得した人材を育成し、これに対応した学習成果を獲得することが求められており（表I-B-2 各学科の「職業に必要な能力」の項目を参照）、この「幅広い職業人の養成」を担うものとして「学科専門教育科目」を編成している。以上のことから、本学及び各学科のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに対応している。なお、基準I-B-2 で記述したとおり、令和3（2021）年度、本学の学習成果を広く表明し、学習成果を焦点とした教育を実践するため、学習成果の策定及び三つの方針についての改正を行い、令和4（2022）年度入学生より学習成果に対応した新たなカリキュラム・ポリシーが運用される（提出-10.2）。

本学の教育課程の編成であるが、教養教育を担う「基本教育科目」は、「現代社会の基礎理解」、「人間の基礎理解」、「コミュニケーションと情報技術の基礎理解」、「社会生活の基礎理解」の4分野で構成している。これらの分野に配置する科目は、学科やコースにおいて専門知識を学ぶ上で必要とされる知識やスキルの習得を含むため、1年次に多く配置される。一方、「学科専門教育科目」については、学科・コースの教育目的に照らし合わせ、分野ごとに基礎から応用と体系的に学習できるよう履修年次と時期を定め、編成している。このように、「基本教育科目」及び学科・コースの「学科専門教育科目」の教育課程は、短期大学設置基準第5条にある教育課程の編成方針に則り体系的に編成されており、履修系統図であるカリキュラム・フローによって確認できる（提出-6）。

各学科の授業科目はカリキュラム・マップ（提出-9）により学習成果と関連付けられていることから、学習成果に対応した授業科目を編成している。

各学科の教育目的に沿った人材育成のため、カリキュラム・ポリシーに示すように、栄養士コースは栄養士免許と栄養教諭二種免許状を、栄養学科では栄養士免許を取得できるように、キャリアデザイン／観光・英語コース、ライフデザイン学科では、多様な分野の学びを通じて様々な資格が取得できるように教育課程を編成している。また、幼児保育学科では幼稚園教諭二種免許状と保育士資格といった二つの免許・資格が取得できるよう



に教育課程を編成している。以上のことから、全ての学科・コースにおいて単位数の上限は定めていない。しかしながら、適正な年次・時期ごとの開講単位数のバランスに配慮するなど、授業科目の配置を常に見直し、シラバスに単位と事前事後学習時間を含めた単位当たりの学習時間を明記し、単位の実質化を図っている（提出-14）。さらに、今後、規程化することも視野に入れて、単位数の上限についてより一層の検討を行っていききたい。

短期大学設置基準第 11 条の 2 において、学生に成績評価とその基準を明示し、厳格に評価することが求められていること、さらに、本学のカリキュラム・ポリシーにおいて学生の学習成果の獲得状況は、定期試験のほか、レポート課題、小テスト、発表あるいは授業への取り組み姿勢など多角的に評価することと定めていることから、本学では、シラバスに成績評価の種類として、「授業内での評価」、「授業外での評価」、「期末試験」、「定期試験」、「その他」を設け、その評価割合（%）を設定し、この基準に従って各授業の到達目標の達成度を評価している。以上のように、成績評価は短期大学設置基準に則り学習成果の獲得状況を判定している。なお、「期末試験」とは「レポート試験」、「口頭試問」など、授業終講後の一定期間に行われる「定期試験」と区別するために便宜上用いられた試験形態であるが、「定期試験」との違いがわかりにくいとの指摘があったことから、令和 3（2021）年度、教務課と教務委員会を中心とした令和 4（2022）年度シラバス作成に係る検討の中で、「期末試験」の表記についても議論され、令和 4（2022）年度より履修規程で定められた試験と成績評価の内容に基づき「定期試験に代わるレポート等」で表記することとなった（提出-16）。

シラバスには、(1) 学習成果につながる「到達目標」、(2) 授業内容にあたる「授業の目的・概要」、「授業計画」、(3) 「事前事後の学習」には、準備学習の内容、授業時間数を、(4) 成績評価の方法・基準として「成績の評価方法・基準（方針）」で評価の概要を示し、その詳細を「成績評価の種類」、「評価割合（%）」、「評価方法・割合」、「評価対象となる到達目標」の組合せで示し、これらのほかに、「課題に対するフィードバックの方法」、「テキスト」、「参考書」、「履修条件・他の科目との関連」などを示している。また、令和 3（2021）年度、シラバスの書式の見直しに伴い、令和 4（2022）年度のシラバスには、「ディプロマ・ポリシーに示される能力または学習成果」、「学修率」（学修率とは、当該科目がディプロマ・ポリシーに示される能力や学習成果のそれぞれにどのように寄与しているのかを示す数値のことである）、さらに「授業形態」の項目が新たに加わった（提出-16）。

本学は通信教育課程を有していない。

教育課程の定期的な見直しについては主に学科で行っている。ライフデザイン総合学科では、コースにより、短期大学士（栄養学）または短期大学士（総合人間学）と異なる学位が授与される。そこで、ディプロマ・ポリシーと学習成果との関連性をより明確にするための改組を行い、令和 3（2021）年度より、栄養学科（短期大学士（栄養学））、ライフデザイン学科（短期大学士（総合人間学））がスタートしている。なお、栄養学科開設に伴い、教職課程（栄養教諭二種免許状）は廃止した。さらに、栄養学科は、令和 3（2021）年 11 月、短期大学士（栄養学）に対応した教育課程編成をより明確にするため、学科専門教育科目に配置される科目の一部必修化を目指し検討を開始した。令和 5（2023）年度から施行予定である。また、ライフデザイン学科でも、新学科のスタートから半年経

過した時点で、カリキュラム・マップやフローの再確認、カリキュラム・ポリシーの見直しなどを行った。幼児保育学科においては、令和元（2019）年度の教職課程再課程認定申請と保育士養成課程の改定への対応にあたり、平成 29（2017）年度よりカリキュラム改正、教員審査への対応、コアカリキュラムに基づくシラバスの作成を行い、平成 30（2018）年度にカリキュラム・マップやフローの作成、また、新カリキュラムと対応したカリキュラム・ポリシーの見直しなどを行った。なお、現状では幼稚園教諭教職課程の「領域に関する専門的事項」を小学校教諭の教職課程「教科に関する専門的事項」で当てているため、「領域に関する専門的事項」の科目を開設するとともに、平成 34（2022）年度末までの事後調査に対応することが求められている。よって、令和 5（2023）年度開設に向けての準備を行った。

**[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

**<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>**

本学の教育課程は、全学科に共通する「基本教育科目」と各学科独自の「学科専門教育科目」からなり、教養教育は「基本教育科目」が担っている（図I-B-3参照）。

「基本教育科目」は、「現代社会の基礎理解」、「人間の基礎理解」、「コミュニケーションと情報技術の基礎理解」、「社会生活の基礎理解」の4科目群で編成される（提出-4学則第6条、別表）。これらの「基本教育科目」の内容については、各学科と全学的な組織である基幹教育機構（「自己点検・評価の組織図」p.13参照）で議論を重ね、決定している。また、教養教育の実施にあたっては、基幹教育機構の下部組織である情報教育部会、語学教育部会、教養教育部会の三つの部会が中心となって行っており、実施体制を確立している（提出-規程集77）。

「基本教育科目」は、「総合的な教養教育」を身につけることを念頭に編成され、現代社会を理解するために必要な社会や人間に関する基礎知識、情報化社会やグローバル社会を生きるために必要なコンピュータの活用能力、実践的コミュニケーション能力、社会生活を送るために必要な知識や実践的能力が学べるようになっている。一方、「学科専門教育科目」は、これらの「基本教育科目」で学んだ基礎的知識や能力を基に、「幅広い職業人を養成」することを念頭に編成され、各人の進路に合わせた専門的知識と技術が学べるようになっている。例えば、基本教育科目に配置される「コンピュータ基礎演習I（ワープロ）」、「コンピュータ基礎演習II（表計算基礎）」は、本学全体で78.6%（対令和2（2020）年度入学者数）の学生が単位を取得している。これらの科目で得られたスキルは、栄養士コース、栄養学科では献立作成や栄養価計算、食事アンケートの作成とその評価に、キャリアデザインコースではプレゼンテーション作成時、幼児保育学科においては、保育実習などの教材作成に活かしている。また、観光・英語コースでは、基本教育科目に

配置された「英語I (Basic Conversation)」、「英語II (Basic Conversation)」に加え、「韓国語I」、「韓国語II」、「中国語I」や「中国語II」なども履修しており、職業と直結した学科専門教育科目の履修につなげている。このように、教養教育と専門教育との関連は明確である。

教養教育の効果については、基本的に基本教育科目の担当者が学習成果に焦点を当てた査定方法で成績評価を行い、学生が各科目の主たる学習成果が獲得できたかどうか確認している。他方、「授業についての学生アンケート」の集計結果を基に「授業改善報告書」を作成し、それを基に各学科で教育の改善・向上のための意見交換を行い、改善に取り組んでいる。

また、ライフデザイン総合学科、栄養学科、ライフデザイン学科では、PROG テスト (p.48、70 参照) を1年次と2年次に実施し、その結果を基に学生の社会人基礎力の傾向や経年比較による伸び率などを用いて教養教育の効果の評価し、改善に活用している。幼児保育学科では、学修ポートフォリオ (実習後) (p.48、70、参照) により学生の学習状況を把握し、教養教育の効果の評価、改善に活用している。

**[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### ＜区分 基準Ⅱ-A-4の現状＞

専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の一貫として、栄養士コース、栄養学科では、社会における栄養士の責務や職業倫理など栄養士としての仕事を理解するための「栄養士基礎演習」を初年次教育に導入し、さらに、栄養士免許取得に向け基礎的な科目から応用・実践的な科目へと学ぶことができるよう教育課程を編成している。特に、2年次前期に開講される「セミナーⅡa」では、地域の子どもたちを対象に「子ども料理教室」、「親子料理教室」、「アトラクション」など食育に関わるイベントを企画し、7月の「地域共催イベント」で実践する (令和3 (2021) 年度は、コロナ禍によりオンラインによる動画配信と食育教材資料の配信)。2年次後期に開講される「給食管理実習Ⅱ」 (令和3 (2021) 年度入学生からは、「実践給食管理実習」と名称変更) では、併設こども園の園児に対し給食提供や食育指導を行う。さらに、「セミナーⅡb」においては、「学食へのレシピ提供」、「守口校区の中学校給食献立提供」など、栄養士職と直結した実践的教育を実施している (備付-22)。

また、キャリアデザイン／観光・英語コース、ライフデザイン学科でも同様に「ライフデザイン論」を初年次教育に配置し、秘書士、情報処理士、観光実務士など仕事で必要とされる資格取得ができるようカリキュラムを編成している。特に、「インターンシップ (国内)」、「インターンシップ (海外)」は、実地体験をとおしてコミュニケーション能力や英語力の実質的な向上を図るものであり、さらに「ワープロ特講」、「表計算特講」、「簿

記会計特講」、「旅行業特講Ⅲ」、「医療事務特講」なども、職業への接続を図る教育として位置づけられている（備付-22）。

一方、幼児保育学科では保育所、幼稚園などで働く際に必要な保育士資格、幼稚園教諭二種免許状の取得を目指したカリキュラムで構成されており、特に「幼児教育演習Ⅰ」、「幼児教育演習Ⅱ」、「保育者論」、「教育実習」、「保育技術演習」、「保育・教職実践演習（幼稚園）」、「保育実習Ⅰ」、「保育実習Ⅱ」などにおける教育は、職業と直結しているといえる。中でも「幼児教育演習Ⅰ」、「幼児教育演習Ⅱ」、「保育技術演習」、「保育・教職実践演習（幼稚園）」は、実習科目ではないが実際の子どもと触れ合う機会を数多く設けている。また、「幼児教育演習Ⅱ」内では、卒業生を招いて保育現場の話聞く「卒業生の話聞こう！」を設け、保育者になる自覚を高めている（備付-22）。

さらに、令和3（2021）年度の入学生からPC必携化に伴い、基本教育科目に配置される「コンピュータ基礎演習Ⅰ（ワープロ）」においてはパソコンの起動からメールの送受信、タイピング練習、セキュリティ、文書作成ソフトの基礎、プレゼンテーションソフトの基礎に至るまで、社会で必要とされるICT（Information and Communication Technology）関連の知識や技術が身につくように指導している。さらに、各学科では授業や事前事後学習、課外活動等でパソコンを積極的に使用することでICTの活用能力の向上を図っている（備付-23）。

以上のことから本学では、職業への接続を図る職業教育の体制が整っていることは明確である。

職業教育の効果については、在学中から卒業時、さらに卒業後と段階的に測定し、ディプロマ・ポリシーを満たす人材として社会に貢献できているかについて総合的に評価し改善に活かすこととした。なお、測定指標は、表I-C-2の中から以下のとおり選択した（備付-20、21、28、29）。

① 在学中の評価

学外実習の成績評価（栄養学科、幼児保育学科）、インターンシップ参加率（ライフデザイン学科）

② 卒業時の評価

免許・資格の取得率、専門分野への就業率、学生による卒業時評価（2年間の学びについての自己評価）

③ 卒業後の評価

卒業生へのアンケート・ヒアリング結果、就職先へのアンケート・ヒアリング結果

これらの測定結果のうち、免許・資格取得率及び専門分野への就業率については表II-A-4（1）、（2）に示す。

表II-A-4 (1) ライフデザイン総合学科 免許・資格取得率及び専門分野への就業率

免許・資格取得率 (%)	入学年度		
	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)
栄養士コース			
栄養士免許	84.9	83.7	76.9
栄養教諭二種免許状	7.5	8.2	0
キャリアデザインコース			
秘書士資格	19.6	18.8	15.0
上級秘書士資格	51.8	62.5	41.0
上級秘書士（メディカル秘書）資格	44.6	39.1	34.2
情報処理士資格	35.7	43.8	41.0
介護職員初任者研修資格	3.6	3.1	0
ピアヘルパー資格	0.0	12.5	1.4
観光・英語コース			
観光実務士（旧：観光ビジネス実務士）資格	31.3	50.0	35.8
秘書士資格	9.4	10.9	7.5
上級秘書士資格	12.5	4.3	7.5
上級秘書士（メディカル秘書）資格	12.5	2.2	3.0
情報処理士資格	18.8	6.5	3.0

※対入学者数

専門分野への就業率 (%)	入学年度		
	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)
栄養士コース			
栄養士	85.0	74.3	60.9
キャリアデザインコース			
営業	12.2	2.5	2.6
販売	17.1	17.5	30.8
事務	51.2	50.0	25.6
接客・サービス	7.3	5.0	5.1
介護	4.9	5.0	0.0
観光・英語コース			
営業	7.7	8.3	2.9
販売	23.1	16.7	20.0
事務	26.9	16.7	30.5
接客・サービス（観光業を含む）	38.4	45.9	28.6

※対入学後から2年間で就職した者の数

表II-A-4 (2) 幼児保育学科 免許・資格取得率及び専門分野への就業率

免許・資格取得率 (%)	入学年度		
	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)
保育士資格	80.0	90.3	78.4
幼稚園教諭二種免許状	79.3	93.1	82.8
レクリエーション・インストラクター資格	7.4	16.6	2.2
認定ベビーシッター資格	48.9	71.0	61.2

※対入学者数

専門分野への就業率 (%)	入学年度		
	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)
保育士	51.5	41.9	48.1
幼稚園教諭	12.1	20.2	25.0
保育教諭	26.3	29.8	25.9

※対入学後から2年間で就職した者の数

以下、職業教育の効果を高めるための各学科の取組み（改善）について述べる。なお、職業教育の効果の測定はライフデザイン総合学科で実施したが、評価・改善については、栄養学科、ライフデザイン学科で行ったため、栄養学科、ライフデザイン学科、幼児保育学科の順で示す。

栄養学科では、上記の結果に加え、栄養士校外実習先へのアンケート・ヒアリング結果（備付-12）、栄養士実力認定試験の成績分布（以上、表I-C-2 参照）から、栄養士としての基礎力及び献立作成能力の向上などの教育強化の必要性を認識した。令和 3（2021）年度、栄養士免許基礎科目の卒業必修化に向けての検討をはじめるとともに、授業内容の見直し、科目間連携の強化を図った。

ライフデザイン学科でも測定結果を踏まえ、新1年次生には就職に対する意識付けに専念した。1年次前期から職業意識を醸成する科目「社会生活の基礎」、「ライフデザイン論」、「自己開発演習」を設置し、1年次後期にはキャリアサポートセンターと連携しながら就職活動のサポートを行った。

幼児保育学科の改善の取組みとしては、子育て支援関連の項目の評価が低かったことから、平成 30（2018）年度には近隣自治体の子育て支援施設への保育参加を行った（令和元（2019）年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響より中止）。

**【区分 基準II-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。

- (2) 学生募集要項に入学受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学受入れの方法は、入学受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

本学では、建学の精神に基づきアドミッション・ポリシーを次のように定めている（提出-7）、（提出-規程集3）。

**【令和 3（2021）年度 大阪国際大学短期大学部及び各学科のアドミッション・ポリシー】**

#### **【大阪国際大学短期大学部】**

本学は、建学の精神と教育目的に共感し、次のような考えや目的を持った学生を求める。

1. 学習意欲を持ち、他者と協働できる社会性を身につけ、各々の分野で活躍するために必要な基礎力を積極的に身につけようとする意志を持つ人。
2. 人間や社会への関心と好奇心を有し、自身が学びたい分野を、自己の成長と将来の可能性につなげ、活躍していきたいという強い意欲を持つ人。

#### **【ライフデザイン総合学科】令和 2（2020）年度入学生に適用**

ライフデザイン総合学科では、学科の教育目的「ビジネス社会、地域社会、国際交流に貢献できる人材の育成」に共感し、将来に向かって何事にも積極的に取り組む人を募集する。さらに、コースごとに、以下の資質を持つ人を求める。

##### <栄養士コース>

栄養士や食のスペシャリストとして、人々や社会に貢献しようとする考えや意欲を持つ人。

##### <キャリアデザインコース>

ビジネスや社会生活でのマナーや知識・技能を学び、様々な出会いや経験を通じて豊かな人生を創造し、社会に貢献したいと考えている人。

##### <観光・英語コース>

国際社会についての知識・マナーや語学力を身につけ、観光業界やビジネス業界で活躍したい、又は国際交流に貢献したいと考えている人。

上記の求める学生像を踏まえ、筆記試験を中心とする一般選抜試験と面接などを中心とする各種選抜試験を実施し、学力の3要素である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を総合的に評価する。

[高等学校等で履修・取得しておくことが望ましい科目分野・資格等]

1. 栄養士コースにおいては、国語、数学、英語、理科（生物・化学）の基礎的な内容を理解していること。
2. キャリアデザインコースにおいては、国語、数学、英語の基礎的な内容を理解していること。
3. 観光・英語コースにおいては、国語、数学、英語の基礎的な内容を理解していること。

#### **【栄養学科】令和3（2021）年度入学生から適用**

栄養学科では、食と栄養の専門職として人々の健康増進に貢献するために、以下の資質を持つ人を求める。

- (1) 高等学校卒業程度の基礎学力を身につけている人。
- (2) 食や栄養、健康に関心があり、その分野を深く学びたいという意欲を持つ人。
- (3) 自ら積極的に学ぼうとする姿勢を持つ人。
- (4) コミュニケーションの重要性を理解している人。
- (5) 自己成長のために努力し続けようとする姿勢を持つ人。
- (6) 栄養士として社会に貢献しようとする意欲のある人。

上記の求める学生像を踏まえ、筆記試験を中心とする一般選抜試験と面接などを中心とする各種選抜試験を実施し、学力の3要素である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を総合的に評価する。

[高等学校等で履修・取得しておくことが望ましい科目分野・資格等]

国語、数学、英語、理科（生物・化学）の基礎的な内容。

#### **【ライフデザイン学科】令和3（2021）年度入学生から適用**

ライフデザイン学科では、学科の教育目的「ビジネス社会、地域社会、国際交流に貢献できる人材の育成」に共感し、以下の資質を持つ人を求める。

- (1) 将来に向かって何事にも積極的に取り組むことができる人。
- (2) 多様な文化や価値観を理解し、他者とのコミュニケーションができる人。
- (3) 様々な出会いや経験を通じて豊かな人生を創造したいと考えている人。
- (4) ビジネス全般に関心を持ち、さまざまな業界で活躍したいと考えている人。
- (5) 特に観光ビジネスに関心を持ち、観光業界で活躍したいと考えている人。
- (6) ボランティア活動などを通じた地域貢献に関心がある人。
- (7) 国内外の文化やことばに関心を持ち、国際交流に貢献したいと考えている人。

上記の求める学生像を踏まえ、筆記試験を中心とする一般選抜試験と面接などを中心とする各種選抜試験を実施し、学力の3要素である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を総合的に評価する。

[高等学校等で履修・取得しておくことが望ましい科目分野・資格等]

国語、数学、英語の基礎的な内容。



### 【幼児保育学科】

幼児保育学科では、学科の掲げる教育目的を踏まえ、次の者を幅広く受け入れる。

1. 保育にかかわるすべての事柄に関心を持っている人。
2. 幅広く様々なことを学ぶ意欲のある人。
3. 1、2をもとに、幼稚園教諭免許と保育士資格の取得を目指す人。

上記の求める学生像を踏まえ、筆記試験を中心とする一般選抜試験と面接などを中心とする各種選抜試験を実施し、学力の3要素である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を総合的に評価する。

〔高等学校等で履修・取得しておくことが望ましい科目分野・資格等〕

1. 言葉によって自らの考えを表現するために、国語の基礎的内容を理解していること。
2. 子どもの表現活動を学ぶ基礎として、音楽・美術・体育に興味を有していること。
3. 特別活動・課外活動に積極的に参加していること。

本学の学習成果は、基準I-B-2 に示したとおりディプロマ・ポリシーに掲げる諸能力であり、基準I-B-3 に示したように、アドミッション・ポリシーを含め、三つの方針は関連付けて一体的に定めている。

例えば、ライフデザイン総合学科のディプロマ・ポリシーに示された諸能力のうち、汎用的技能として挙げられている「(1) パソコンを用いた基本的な文書の作成・データ集計などのコンピュータの活用能力を身につけている。」に対しては、高等学校等で履修しておくことが望ましい科目分野として国語と数学の基礎的な内容の理解を、「(2) 日本語や特定の外国語を用いたコミュニケーション能力を身につけている。」に対しては、国語と英語の基礎的な内容の理解を求めている。また、栄養士コースを希望する学生に対しては、栄養士としての専門的な知識と技術を身につけていることを学習成果として示しており、高等学校等で履修しておくべき科目として数学と理科の基礎的な内容の理解を求めている。

幼児保育学科においても同様に、ディプロマ・ポリシーに示された諸能力のうち、汎用的技能として挙げられている「(1) 保育内容について理解し、それに基づいて保育を実践することができる」に対しては、保育を行う基本として言葉の理解は不可欠であるとして、高等学校等で履修しておくべき科目として、国語の基礎的な内容の理解を求めている。また、「(2) 音楽・美術・体育などに関する基礎的な技術を習得し、それに基づいて保育を実践することができる」に対しては、高等学校等で履修しておくべき科目として、音楽・美術・体育を求めている。また、態度・志向性全般に対しては、特別活動・課外活動に積極的に参加していることを求めている。

このようにアドミッション・ポリシーは学習成果に対応している。

なお、令和4(2022)年度入学生から新たなアドミッション・ポリシーが適用される(提出10.2)。

「インターネット出願要項」や「ENTRANCE EXAMINATION GUIDE（入試ガイド）」には、各学科のアドミッション・ポリシーを記載し明確に示している（提出-26、26.1、27、27.1）。

学科のアドミッション・ポリシーには、入学前の学習成果の把握・評価として、具体的な将来像や学習意欲などを明示している。さらに、「高等学校で履修しておくことが望ましい科目分野・資格等」という項目を設け、入学前に求められる基礎学力、関心事項等を明確に示している。

本学の入学者選抜方法は、表II-A-5 のとおり多彩であり、アドミッション・ポリシーに示された学生像のうちのいくつかに対して、それぞれの入学者選抜方法によって様々な角度から評価を行っている。これは、志願者の得意分野を評価し、それ以外の分野については今後の成長を期待するためである。

アドミッション・ポリシーには、建学の精神及び学科・コースが求める人材の理解に加え、学習意欲や積極的にそれを身につけようとする意志、将来、活躍したいという強い意欲を持つ人を望むことを挙げており、これらについては入試の事前面談や面接、小論文等で評価を行っている。

また、国語や英語の基礎的な内容の理解については、基礎学力試験、小論文、課題作文、課題レポート、調査書等を用いた評価を行っている。

このように、入学者選抜の方法は、アドミッション・ポリシーに対応している。

表II-A-5 入学者選抜方法

入学者選抜方法	概要		選考方法
学校推薦型選抜（専門学科・総合学科）	専門学科・総合学科で学ぶ志願者を対象とする選抜。		小論文・面接
総合型選抜（AO）	学力試験だけで測ることができない個々の能力や可能性を最大限評価する専願選抜。	スタンダード型／資格・活動実績等方式 高等学校等在籍期間中において、各学科が指定する資格を取得した者や活動実績等に該当する者。	資格・活動実績を証明できる書類・事前面談
		スタンダード型／プレゼンテーション方式 志望学科に入学し、叶えたい夢を具体的に持っている者。	プレゼンテーション・事前面談
		スタンダード型／課題方式 志望学科に入学し、叶えたい夢を具体的に持っている者。	課題作文・事前面談
		オープンキャンパス参加型 全体の評定平均値が3.0以上の者。 入学選考を受ける年度に本学で開催するオープンキャンパスに必ず1回以上参加し、志望する	課題レポート・調査書・面接

		学科・コースの特性を理解した者。	
学校推薦型選抜（公募）	調査書、基礎学力調査の組合せ、または一方のみで選考を行う選抜。		調査書・基礎学力調査 基礎学力調査
学校推薦型選抜（指定校）	本学への進学実績があるなどの各学校間との特別な関係で実施される選抜。		志望理由書・面接・調査書・特別推薦書（学校長）
スポーツ・吹奏楽特別選抜	高等学校において体育会系クラブ及び吹奏楽部において、輝かしい活躍・成績を残し、入学後に学業とクラブ活動の両立に積極的な意志を有する者を評価する選抜。		志望理由書・面接・スポーツ競技成績記録+調査書等
ファミリー特別選抜	本学園（併設高等学校を含む）を卒業または本学園（併設高等学校を含む）に在籍している祖父母や親・兄弟姉妹がいる者を対象とした専願の特別な選抜。		面接・調査書
特定地域特別選抜	沖縄県における外国語分野及び観光分野での人材育成を目的に実施する選抜。（対象：ライフデザイン学科）		小論文・調査書・志望理由書・面接
栄養士・保育者適性型選抜	栄養士、幼稚園教諭または保育士として活躍しようとする強い意志を持ち、その適性があると認められる者を求める選抜。（対象：栄養学科・幼児保育学科）		小論文・調査書・志望理由書・面接
一般選抜	本学科で学ぶために必要な基本的な学習能力を、学力検査（国語または英語の試験）により評価する入試。		学力検査（国語または英語）
一般選抜（ラストチャレンジ日程）	学科に関わりなく、小論文（作文）と面接で評価する入試。		小論文・面接

表II-A-5 で示すように、多様な選抜方法ごとに、用いる選考方法や配点などの選考基準が定められており、「インターネット出願要項」や「ENTRANCE EXAMINATION GUIDE（入試ガイド）」等に明示されている。これらを公正かつ適正に実施する体制は以下のとおりである。

入試に関わる広報及び入試事務については、「大阪国際学園組織規則」（提出-規程集 99）に基づき「入試・広報部」を、「大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部入試委員会規程」（提出-規程集 17）に基づき「入試委員会」を設置し、学生の募集、入試関係業務の計画、立案、実施等を遂行している。本学は、これらの入学者選抜においては、公正かつ正確に運営することを目的とし、「大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部入学者選抜実施規程」第2条（提出-規程集 16）に基づき、「入試特別委員会」、「入試実施本部」及び「全学入試判定会議」を設置している。「入試特別委員会」は、入学選考に係る入試問題の作成及び採点業務を行っており、「入試実施本部」は、学長、副学長、短期大学部長、事務局長、入試・広報部長、入試委員長等により構成され、「入試特別委員会」と密接に連絡を取りながら入学者選抜業務を遂行している。採点及び合否判定は、「大阪国際大学・大阪国際

大学短期大学部入学者選抜実施規程」第 6 条に基づき、「全学入試判定会議」において公正かつ正確に審議・決定され、その結果は運営協議会（基準I-C-1 参照）及び教授会に報告される（提出-規程集 16.2）。なお、「全学入試判定会議」は、学長、副学長、入試・広報部長、短期大学部長、各学科長、各学科の入試委員、事務局長等により構成されている。

授業料や、その他入学に必要な経費は、本学ウェブサイト「入試情報サイト」（提出-28）や「OIC Osaka International College Guide Book」（提出-24、25）、「インターネット出願要項」、「ENTRANCE EXAMINATION GUIDE（入試ガイド）」に掲載しており、必要な経費を明示している。

アドミッション・オフィスとして、入試・広報部を整備している。業務としては、入試業務の計画、立案に関する事、学生の募集に関する事、入学志願者の受付及び処理に関する事、入学試験に関する事、学生募集関係の渉外、入試説明会等の広報に関する事、「インターネット出願要項」、大学案内等に関する事、入試委員会に関する事、その他入試・広報に関する事、と規定されており、入試委員会や入試特別委員会、入試実施本部と連携しながら、業務を遂行している（提出-規程集 99）。

入試・広報部を中心に、電話、ファックス、電子メール、ウェブサイトなど、多様な問い合わせ方法を使って問い合わせに対応している。また、直接来学し相談を受けることができるようにするなど、受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

アドミッション・ポリシーについて、高等学校等関係者の意見を聴取し点検する必要性を認識し、令和 4（2022）年 3 月に併設高等学校との懇談を予定していたが、新型コロナウイルスの感染症拡大に伴い実施できなかった。改めて併設高等学校との懇談を計画し、定期的な点検へと繋げる。

#### [区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

##### ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

#### <区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

各学科の学習成果は、ディプロマ・ポリシーに掲げる諸能力とされているが、例えば、「栄養士の業務に必要な ICT を使うことができる」、「音楽・美術・体育などに関する基礎的技術を習得し、それに基づいて保育を実践することができる」等と、具体的な目標として明示されている。そして、ディプロマ・ポリシーに対応したカリキュラムの各科目を履修することで、学習成果は具現化される。各科目のシラバスにおいて、学習成果につながる「到達目標」は原則として「情報社会とコンピュータの関わりについて説明できる」等と、具体的な知識・技能の到達度で記されており、学習成果には具体性がある。また、栄養士免許、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、そのほか学科で推奨する資格等の取得目標は、学習成果の具体性を示すものといえる。

各科目はカリキュラム・マップによって学習成果と関連付けられ、半期（一部は通年）ごとに学習成果を獲得できるように授業計画が立てられている。また、各学科のカリキュ

ラムはそれぞれの教育目的に沿って、半期（一部は通年）ごとに基礎的な科目から応用的な科目へと体系的に組み立て、2年間の学びの中で学習成果が獲得できるように設計している。したがって、学習成果が一定期間内で獲得可能かどうかについては、2年間で卒業要件を満たした者の割合（学位取得率：表II-A-6）と、学科・コースの学習成果を具体的に示す免許・資格の取得割合（免許・資格取得率：表II-A-4（1）、（2））から検証することとした。なお、平成30（2018）年度に栄養士コース、令和元（2019）年度にキャリアデザイン／観光・英語コース、幼児保育学科の教育課程編成の見直しを行ったことから、令和元（2019）年度入学生の学位取得率、免許・資格取得率で検証した。学位取得率及び栄養士免許、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格などの免許・資格取得率をみると9割前後の取得率であった。なお、キャリアデザイン／観光・英語コースの学生については、学生自らキャリアプランを立て資格取得を目指すものであるため幼児保育学科、栄養士コースのようにコースで指定された資格はないが、キャリアデザインコースの学生の約6割が上級秘書士の資格を、観光・英語コースの5割の学生が観光実務士（旧：観光ビジネス実務士）の資格を取得し、各コースの特徴を反映した資格を取得していることがわかる。

以上のことから、本学の2年間の教育期間で学習成果は獲得可能であるといえる。

表II-A-6 学位取得率

学位取得率（％）	入学年度		
	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)
短期大学士	86.6	91.4	88.8
栄養学	90.6	88.9	94.9
総合人間学	80.2	87.3	83.6
幼児教育学	90.4	95.9	92.5

※対入学者数

学習成果の獲得状況は、表I-C-2の学習成果の測定指標で示したとおり、機関レベル（大学）、教育課程レベル（学科）及び科目レベル（授業）で評価する。機関レベルにおいては、学位取得率（表II-A-6）、就職率・大学編入学率（表II-B-1）などで、教育課程レベルにおいては、専門分野への就業率（表II-A-4（1）、（2））及び各学科が定める免許・資格取得率などで学習成果を測定することができる。さらに科目レベルにおいても、シラバスに記載された到達目標をどれだけ達成できたか、成績評価・基準に則り5段階評価を用いて評価することで学習成果を測定することが可能である（提出-規程集 34 履修規程第19条）。

**【区分 基準II-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。

- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

本学では学習成果の獲得状況を、表I-C-2の学習成果の測定指標により評価する。なお、本報告書に求められる観点の活用状況については以下のとおりである。

##### **GPA 分布**

教務課は成績に基づき学生一人ひとりの通算 GPA の算出を行っている。これまで全学的な取組みとして、GPA を用いた学習成果の測定は栄養士コースを除き行っていなかったが、令和元（2019）年度より学長室が中心となり学科・学年別の GPA 分布表を作成するとともに、運営協議会にて、卒業生の GPA 取得状況を報告している。栄養士コース・栄養学科においては、栄養士免許に関わる科目の GPA を算出し、GPA の分布から学生の学習成果の獲得状況を把握し、2年次後期に開講される栄養士校外実習に向けての指導に活かしている。

##### **単位取得率**

単位取得率は、キャリアデザイン／観光・英語コース、ライフデザイン学科においては学習進行評価の指標として用いている。また、分野ごとに求めた単位取得率は同コースの卒業時評価として使用している。

幼児保育学科においては、学習進行評価の測定指標として学科必修科目の単位取得率が用いられている。

##### **免許取得率、資格取得率**

免許・資格取得率は、各学科・各コースの学習成果の指標として活用している。

##### **学生の業績の集積（ポートフォリオ）**

ポートフォリオは、学習成果の指標として栄養士コース（栄養士基礎演習：授業のまとめノート）及び幼児保育学科（「幼児教育演習Ⅰ」、「幼児教育演習Ⅱ」：各実習の「振り返りシート」）で用いている。さらに、令和4（2022）年度からは、学習成果の獲得状況を学生の成績評価までを含めた「学修ポートフォリオ」としてシステム化し、よりきめの細かい履修指導や成果の可視化が図れる仕組みとなるよう予定している。

##### **学生調査（本学では、PROGテストとして実施）**

ライフデザイン総合学科、栄養学科、ライフデザイン学科では、学習進行評価の指標として PROG テスト\*を入学時と2年次後期の2回実施している。2年次で得られたスコアを1年次のスコアと比較している。また、例年、2年次のスコアの向上が顕著に見られた学生に対しヒアリングを行い、成長に関わる因子の抽出を行っている。

\*PROG テスト：河合塾とリアセックが共同開発したジェネリックスキル（社会で求められる汎用的な能力・態度・志向）の成長を支援するアセスメントプログラムで、テストはリテラシーとコンピテンシーの二つの観点から測定し、自身の現状を客観的に把握することができるといわれている。

##### **学生による自己評価**

学生による自己評価は各学科の卒業時評価の指標の一つとして位置づけている（学生による卒業時評価「2年間の学びについての自己評価」）。各学科の学習成果に則りアンケートを作成し、3月に卒業する学生を対象としてアンケートを実施する。なお、収集された結果は次に述べる卒業生及び就職先への調査結果とともに評価し、教育改善のために活用している。

#### **同窓生への調査（本学では、卒業生へのアンケート・ヒアリング）**

卒業生へのアンケートとヒアリングを実施している。この調査は、自己点検実施委員会が中心となり、各学科の学習成果に則り調査項目は作成され、例年3月に実施している。卒業生へのヒアリングについては、ライフデザイン総合学科では（令和3（2021）年度より栄養学科、ライフデザイン学科として）11月に、幼児保育学科では6月に実施している。調査により得られた結果は、各学科会議及び自己点検実施委員会において意見交換がなされ、学習成果の検証及び授業改善やカリキュラム改正時に活用している。

#### **インターンシップの参加率（本学では、インターンシップ単位取得率及び海外幼児教育実習参加率）**

インターンシップ単位取得率はライフデザイン学科の学習成果の指標として定めたが、コロナ禍のためインターンシップが中止となり活用に至っていない。

また、海外幼児教育実習参加率は、幼児教育学科の学習成果の指標として用いている。

#### **留学の参加率（本学では、スタディアブロード単位取得状況）**

本学は国際大学として、短期、長期にかかわらず留学しやすい環境を整備するため、既存の海外研修プログラムの改善や、新規プログラムの開発を行っており、スタディアブロード単位取得状況は、大学の学習成果の指標として活用している。

#### **在籍率（本学では、在学率）・卒業率（本学では、学位取得率）**

学習成果の獲得状況を段階的に把握するために、入学から1年後の在学率、卒業時の学位取得率を活用している。

#### **就職率・大学編入学率**

就職率及び大学編入学率は大学・各学科の卒業時評価として活用している。

そのほか、本学では次の指標も学習成果の測定に用いる。

#### **履修カルテ**

幼児保育学科では学習進行評価として幼稚園教諭二種免許状取得予定者を対象に実施している。学生は自ら「履修カルテ」に学習成果について自己評価を行い、教員は記入内容を基に、学習成果の獲得状況の確認と指導を行っている。

#### **栄養士実力認定試験成績分布**

毎年12月に、全国栄養士養成施設協会主催の栄養士実力認定試験が実施される。成績は、「A」栄養士として必要な知識・技能に優れていると認められた者、「B」栄養士として必要な知識・技能のあと一步の向上を期待する者、「C」栄養士としての知識・技能が不十分で、さらに研鑽を必要とする者の3段階に評価される。栄養士コースでは、栄養士免許取得希望者全員に受験させ、その成績分布を全国区の結果と比較し、卒業時評価として次年度の学習指導に活かしている。

#### **成績評価の分布**

キャリアデザイン／観光・英語コース、ライフデザイン学科では、免許・資格・推奨科目の成績評価の分布を学習進行評価に用いている。また、幼児保育学科では、免許・資格・必修科目の成績評価の分布を学習進行評価に用いている。

#### 専門分野への就業率

ライフデザイン総合学科（コース別）、栄養学科、ライフデザイン学科（コース別）及び幼児保育学科では、キャリアサポートセンターから提供される「専門分野への就業率」を卒業時評価として次年度の学習指導に活かしている。

#### 卒業研究発表会

キャリアデザイン／観光・英語コースでは、卒業研究レポートと卒業研究発表会での発表を評価し、評価結果を学習成果の指標として用いている。

以上のことから、本学では、学習成果の測定指標（表I-C-2）を用い求めた量的・質的データに基づき、各学科等で学習成果を評価し、その結果を自己点検・評価報告書の中で公表している。

#### [区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

卒業生の進路先からの評価の聴取であるが、ライフデザイン総合学科では、複数の卒業生が採用されている企業は限られており、進路先の業種・企業も多種多様なため、卒業生の進路先へ調査票を送付し、回答を依頼する形で評価を聴取している。調査の質問項目は、ライフデザイン総合学科のディプロマ・ポリシーに対応する項目で構成されている。令和2（2020）年度の回答率は48.5%（回答数50／調査対象103）で、前年度の41.8%より約7ポイント上昇した（備付-28）。

幼児保育学科では、進路先の業種は限られており、毎年同一事業所に採用される例が多いことから、卒業生の進路先を直接訪問し回答を依頼する形で卒業生の進路先からの評価を聴取している。しかしながら、令和元（2019）年度、令和2（2020）年度はコロナ禍のため訪問して依頼を行うのではなく郵送による依頼に切り替えて実施した。調査の質問項目は、幼児保育学科のディプロマ・ポリシーに対応する項目で構成されている。なお、訪問による依頼を行った平成30（2018）年度の回答率は80.3%（回答数61／調査対象数76）であったが、郵送による依頼に切り替えた令和元（2019）年度と令和2（2020）年度の調査については、回答率が各々56.6%（回答数60／調査対象数106）、70.7%（回答数53／依頼数75）と低下した。しかしながら、従来、郵送による依頼も行っていなかった遠方の進路先も含めて調査依頼を行ったことから回収数は同程度（平成30（2018）年度、令和元（2019）年度、令和2（2020）年度の順に61件、60件、53件）の件数となった。

また、これらの調査とは別に、栄養士校外実習、保育実習などの実習先への訪問指導、幼児保育学科連携協議会において、卒業生に関する評価を聴取している。



上記の進路先からの評価は学科会議をとおして学科の全教員で共有し、学習成果そのもの、教育課程、授業内容、オリエンテーションの方法等の妥当性について議論を行うなど、学習成果の点検に活用している。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

アドミッション・ポリシーについて、高等学校等関係者の意見を聴取し点検する必要性を認識しているが、定期的な点検を行うことはできていない。また、令和4(2022)年度から本格的に「学修ポートフォリオ」(表I-C-2参照)を導入する予定だが、今後はその全学的な活用に向けて検討する必要がある。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし。

#### [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

#### <根拠資料>

##### 提出資料

4 大阪国大学短期大学部学則第10条、9 在学生ポータルサイト「カリキュラム・マップ」、14 令和3(2021)年度シラバス、19 2021 SCHEDULE & DIARY (学生手帳)、20 履修の手引 2021、21 在学生ポータルサイト、23 OIU/OIC ドリル、29.1. キャリアサポートセンター主催行事一覧、29.2. キャリアサポートセンターと学科の連携行事一覧、29.3. 就活ガイドブック(2023年度卒版)、42.1 卒業判定拡大教授会議事録

##### 提出資料-規程集

5 大阪国際大学短期大学部教授会規程、20 2年間の学びについての自己評価、34 大阪国際大学短期大学部履修規程、37 大阪国際大学短期大学部学生交流規程、38 大阪国際大学短期大学部学生の海外留学に関する規程、44 大阪国際大学短期大学部に係る「資格取得者の学科対応科目の単位認定」の申し合わせ、51 大阪国際大学短期大学部学業優秀者奨学金規程、52 大阪国際大学短期大学部課外活動奨励者奨励金規程/大阪国際大学短期大学部課外活動奨励者奨励金査定内規、54 大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部海外留学・研修奨学金規程、64 学生チャレンジ制度に関する申し合わせ、77、基幹教育機構規程、99 大阪国際学園組織規則、100 学園組織図

##### 備付資料

13 授業改善報告書、15 意見交換会報告書、16 大阪国際大学短期大学部 FD 活動報告書 [平成29年度]、16.1 大阪国際大学短期大学部 FD 活動報告書 [平成30年度]、17 FD 遠隔授業に関する学生アンケート報告書 [令和2年度]、17.1 FD 遠隔授業に関する学生アンケート(第2回)報告書 [令和2年度]、20 2年間の学びについての自己評価、24 資格・免許判定リスト、25 各種免許・資格取得者状況、26 学生生活アンケート [令和3年度]、26.1 学生生活アンケート結果 [令和3年度]、27 学生アンケート(学友会、学生

課) [令和3年度]、27.1 学生アンケート(学友会、学生課)結果[令和3年度]、30 入学手続き案内冊子、31 入学手続き者対象「学習支援」に関わる資料、32 オリエンテーション配付資料、34 進路一覧表、36 授業についての学生アンケート、36.1 授業についての学生アンケート結果、37 セミナー(演習)についての学生アンケート、37.1 セミナー(演習)についての学生アンケート結果、39 2021 年度遠隔授業についての学生アンケートと結果、40 2021 年度 BYOD(PC 必携化)についてのアンケートと結果、42 短期留学(国際交流センター主催)、43 短期留学(学科主催)

**[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
  - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
  - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
  - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
  - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
  - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
  - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
  - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
  - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
  - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
  - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
  - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
  - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

**<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>**

学習成果はカリキュラム・マップ（提出-9）によって各科目に紐づけられ、それを基に科目ごとに到達目標が設定され、シラバスに明記されている（シラバス様式は併設大学と共通）（提出-14）。シラバスには、授業内での評価、授業外での評価、期末試験、定期試験など、多様な手段による評価内容と割合を示した評価基準が示され、この基準に基づき、到達目標の達成状況の評価を行っている。科目の評価は、履修規程「第3章 試験及び成績評価」に基づき「5」～「1」及び「K」の6段階で行っている（提出-規程集 34）。

このように、教員はシラバスに示した成績評価基準によって到達目標の達成度を把握することにより学習成果の獲得状況の評価を行っている。

教員は、学生一人ひとりの学習の進捗状況については、学期中に小テストやレポートなどを用い把握している。さらに、令和3（2021）年度からは、前後期各2～3回、学生の学習がスムーズに進んでいるか、各学科より授業担当教員に欠席・遅刻状況、課題提出状況、小テストの結果、受講態度など Google Forms を用いた聞き取りをはじめた。授業担当教員は、学生の授業受講状況を定期的に整理し回答することで、学生の学習成果の獲得状況を経時的に把握できる。さらに、学科においては、回収された結果を学生ごとに集約し、学習の進行に遅れのある学生に対し、セミナー担任（幼児保育学科ではゼミ担任と称する。以下、セミナー担任と示す。）は面談等を通じて指導を行った。なお、学生への指導状況は、学科より授業担当者へフィードバックするとともに学習成果獲得のために学習指導の協力を依頼した。

学生による授業評価は、FD センターが中心となり、非常勤講師を含めた全教員を対象に、定期的実施している。これらの授業評価は、「授業についての学生アンケート」及び「セミナー（演習）についての学生アンケート」によって毎年2回行われ（備付-36、36.1、37、37.1）、その結果は、各担当教員に示され、それを基に、教員は「授業改善報告書」を作成している（備付-13）。専任教員は、この報告書を基に各学科で意見交換会を行い、「意見交換会報告書」（備付-15）を作成し、次年度への授業改善に活用している。非常勤講師に対しては「授業改善報告書」の作成と提出に留まっていたが、令和元（2019）年度は、「授業についての学生アンケート」などを参考に学科で授業改善が必要であると判断された非常勤講師については、専任教員または役職教員（学科長や短期大学部長など）による授業見学や当該授業担当教員との面談を通じて授業改善に努めた。なお、令和2（2020）年度、令和3（2021）年度の非常勤講師の授業見学や面談は、コロナ禍のために実施できなかった。

これらの授業改善や授業力向上のための取組みの内容は、平成29（2017）年度より大阪国際大学短期大学部 FD 活動報告書としてまとめられ、平成30（2018）年度についても報告書が作成された。これらは非常勤講師を含めた全教員に配付された（備付-16、16.1）。なお、令和元（2019）・2（2020）年度の FD 活動報告書については、コロナ禍に伴い、遠隔授業に関する学生アンケートを実施し、その報告書をもって従来の報告書の代替として位置づけている（備付-17、17.1）。

全学科共通の「基本教育科目」では、基幹教育機構に設置される情報教育部会、語学教育部会が所掌する科目を中心として、複数クラス間での授業内容・方法の統一化を図ることで、授業担当者間の意思の疎通、協力・調整が図りやすい体制としている（提出-規程集 77）。

また、学科の専門教育科目においては、学科会議や専門分野ごとに実施している意見交換会、非常勤講師を含めた教員懇談会を通じて、互いの教育内容・方法等について協議し情報共有を図っている。

教育目的・目標の達成状況については、基準I-C-2 で示したとおり、教育課程レベル（学科）及び機関レベル（大学）の学習進行評価、卒業時評価を用い把握する。例えば、拡大教授会（提出-規程集 5）において、毎月、学生委員から学科・コースの「退学・除籍・休学状況」を、就職委員からは「進路内定状況」が報告される。さらに、教学・教職センターから「資格・免許判定リスト」（年2回）及び「各種免許・資格取得者状況」（年度初め）が報告され、教員は教育目的・目標の達成（進行）状況を把握することができる（備付-24、25）。

また、本学では、9月及び3月に卒業判定拡大教授会が開催されるが、その会議の場において「卒業者・不可者」について審議される（提出-42.1）。さらに、5月の拡大教授会において、就職委員より前年度卒業の「進路・就職状況に関する最終データ」が報告される（備付-34）。これらのデータを基に学位取得率（表II-A-6）、就職率・大学編入学率（表II-B-1）が求められ、自己点検実施委員会及び学科会議において報告される。

表II-B-1 就職率・大学編入学率

就職率・大学編入学率（%）	入学年度					
	平成 30 (2018)		令和元 (2019)		令和 2 (2020)	
	就職率	大学編 入学率	就職率	大学編 入学率	就職率	大学編 入学率
短期大学	79.5	7.7	74.5	12.4	73.4	10.4
ライフデザイン総合学科	82.3	10.0	63.2	16.8	62.3	13.6
栄養士コース	83.3	12.5	72.9	8.3	59.5	13.5
キャリアデザイン／観光・英語 コース	75.3	7.9	58.2	20.0	63.2	13.7
幼児保育学科	81.1	5.7	88.6	7.9	87.1	6.5

※対卒業者数（2年間で卒業した者）

また、令和 3（2021）年 3 月、学生の卒業時評価として学科が主体となり、「2年間の学びについての自己評価」を実施した（備付-20）。集計結果は学科で分析し、令和 3（2021）年度の自己点検実施委員会において意見交換が行われた。

以上のことから教員は、本学及び各学科の教育目的・目標の達成状況を表I-C-2 に掲げる学習成果の測定指標を用いて把握しており、さらに学科会議や小委員会（免許・資格取得に関わる委員会等）においてこれらの結果を用い、学生の学習成果の獲得に向け必要な支援についての検討を行っている。

学生に対する履修指導は、年度当初に行われる学科オリエンテーション及びセミナー（幼児保育学科では、幼児教育演習と称する。以下、セミナーと示す）の中で実施しており、学科ごとに設定された必修科目や資格取得のための必修・選択科目について学生の希望とそれに適したカリキュラムの確認を行い、授業時間割作成の指導を行っている。

セミナー担任は履修登録後、学生支援システム「OIU UNIPA」により確認し、必要に応じて修正及び追加履修の指導を行っている。さらに、目標となる資格や免許の取得に関しては、「資格・免許判定リスト」を用いて、資格・免許取得のために必要な単位数及び履修状況の確認を行っている。

授業の出席状況については、各教科の担当教員は、欠席や遅刻が多い学生について指導を行い、欠席した学生に対しては課題を提出させるなど、個別に対応を行っている。セミナー担任は「OIU UNIPA」上に示された出欠状況に基づき、日常的にセミナーや授業をとおして学生を指導している。

学生生活全般の指導にあたっては、学生課、学生相談室、学修支援室及び健康管理室と教員が連携し、支援が必要な学生に随時対応を行っている。また、必要に応じ、その保護者と連絡を密にし、情報を共有するとともに指導に活かしている。

就職・進学については、学科とキャリアサポートセンターが連携し取り組んでいる。就職については、就職関連の取組みとして「キャリアサポートセンターツアー」や「履歴書講座」、「面接指導」をキャリアサポートセンターが中心となり実施している。進学については、セミナー担任が学生の希望を聞き取り、キャリアサポートセンターへ橋渡しを行うなど、個々の学生のニーズを丁寧に汲み取り、指導に活かしている。就職委員は就職や進学の最新の動向を委員会で意見交換し、学科に情報を提供している。

上記のような仕組みにより、入学時から卒業時まで、学科による全体的な指導と担任制のセミナーの利点を活かしたきめ細かな指導の両面から支援を行っている。

本学の学習成果の獲得に関わる事務組織は、「自己点検・評価の組織図」(p.13)に示すとおりであり、各部署の主な業務は次のとおりである（提出-規程集 99、100）。

① 学務部

- ・教務課：学生の履修、授業・試験の運営、成績・単位認定に関する業務
- ・学修支援室：学生の学習上の支援及びリメディアル教育に関する業務
- ・FDセンター：授業の改善に関する業務
- ・学生課：奨学金、学費の延納、学籍異動、課外活動・学友会、学生の福利厚生施設の運営に関する業務
- ・課外教育センター：学生のクラブ活動活性化に関する企画・立案、クラブ顧問・指導者に関する業務

② 基幹教育機構事務室：基幹教育機構の教育及び各種の教学制度設計の支援に関する業務

③ 学生総合支援部（健康管理室、学生相談室）：学生の健康管理、健康相談、定期健康診断、精神衛生相談等の学生の身体及び心身の健康に関わる支援、令和2（2020）年度末からは新型コロナウイルス感染症の予防のための啓発、学生指導、感染者発生時の対応、大学拠点接種の実施等の業務

④ キャリアサポートセンター：学生の就職及びキャリア教育に関する業務

⑤ 国際交流センター：学生の留学、海外研修に関する業務

⑥ 図書館事務室：図書の貸出し・閲覧に関する業務

⑦ 地域協働センター：学生の地域連携・ボランティアに関する業務

⑧ 教学・教職センター：教職課程、免許・資格の取得、学外実習に関する業務

そのほか、学長室、庶務課、情報システム室、入試・広報部等は、学生の教育及び上記の学生に関わる部署の支援を行っている。

学生の学習成果の獲得状況は、表I-C-2 に示した指標を用い確認している。したがって、学習成果を求めるにあたり必要なデータは上記の部署から提供されており、その結果は教員（学科）ほか、関連部署と共有される。事務職員は職務を通じて学習成果を認識することができる。また、事務職員は、学習成果の獲得が不十分とされる学生に対しては、所属する部署だけでなく関連部署、学科及び保護者と連携を取り、学生の学習状況の把握、さらには必要に応じ学修支援や学生相談などの積極的な介入を行い、学習成果の獲得に向け貢献している。

本学、学科・コースで示された教育目的・目標の達成度は、基準II-B-1 で述べたように、「退学・除籍・休学状況」、「卒業判定」、「進路内定状況」、「各種免許・資格取得状況のデータ」などから把握することができる。退学・除籍・休学については学生課、卒業判定に関しては教務課、進路（就職・進学）に関してはキャリアサポートセンター、免許・資格に関しては教学・教職センターにおいて必要なデータの集約を行い、拡大教授会などの会議や学科に報告される。さらに、学科が主体となって実施する「学生による卒業時評価」の結果は、教職員で構成される自己点検実施委員会にて報告されることから、事務職員は所属部署の職務を通じて、学生の教育目的・目標の達成状況を把握しているといえる。

教務課は、「OIU UNIPA」を活用し、学生の履修申請を受け付け、授業への出席状況、成績状況等をリアルタイムで把握できるようにしている。履修申請で不備があった場合には、学科教員と連携して学生に修正の指導を行っている。各学期末に成績が振るわなかった学生を教務課がピックアップし、各学科教員と連携することで学生へ指導を行っている。また、教学・教職センターは、学生が目標とする資格や免許取得のサポート等を、学修支援室は、学習相談や基礎学力向上、資格試験受験サポート等を、学生課、学生相談室及び健康管理室は、学生生活全般の支援を行い、キャリアサポートセンターは個別面談、就職ガイダンス、履歴書講座、面接指導及び編入学対策指導などを行っている、さらに、パソコンの操作及び遠隔授業についていけない学生のために、令和 3（2021）年度前期には職員及び情報技術の高い学生によるサポートデスクを設置して対応し、後期よりこの業務を学修支援室に移管して対応している。このように、事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。

学生の成績記録については、教務課が「大阪国際学園文書保存規程」（提出-規程集 103）に基づき、適切に保管している。

図書館の専門事務職員は、例年、セミナー単位でライブラリーツアーを実施し、図書館及び図書館システムの利用方法、新聞・雑誌の記事検索方法等を指導している。令和 2（2020）年度、令和 3（2021）年度はコロナ禍のため、換気のできない図書館でのライブラリーツアーを中止し、オンデマンドで学生が受講できるように動画のライブラリーツアーを図書館のウェブサイト公開している。さらに、Zoom を利用したオンラインでのレファレンスサービスなど学習向上のために支援を行っている。令和 3（2021）年度には、閲覧室に高機能の空気清浄機と多数のアクリルパーテーションを導入し、コロナ禍の状況

においても安心して閲覧室を利用できるように環境整備を行った。また、図書館では、学外実習の機会が多い幼児保育学科の1、2年次生や施設実習、卒業研究のあるライフデザイン総合学科の2年次生を対象に、特別の長期貸出制度を設けている。

学生が図書館を利用しやすいように、在学生ポータルサイト「図書館」にマイライブラリを用意し、資料の予約、貸出期間の延長、ILL（貸借・複写申込）、購入希望図書申込など Web を通じて行えるようにしている。また、図書自動貸出機の設置による貸出時間の短縮、学外からデータベースや電子ブックを利用できる仕組みの導入を行い、学生の利便性を向上させている。

学内にはコンピュータ演習室6室、CALL教室2室が整備され、教員はこれらを授業で活用している。授業では、オフィスソフト、統計ソフト、栄養価計算ソフト、会計ソフトなどを専門教育に活用している。また、e-Learning システム「Moodle」の利用環境を整え、情報教育や英語教育に活用している。

職員は、大学の基幹業務の情報を一元管理するシステム「GAKUEN」を利用し学校運営に、教職員は、在学生と授業・教員・職員を繋げるための「OIU UNIPA」を利用し授業や学校運営に活用している。また、教職員専用ポータルサイトを設置し、教職員への情報発信に活用している。さらに、ペーパーレス会議システムを導入し、拡大教授会、局内会議等の各種会議に活用し、会議資料を電子資料として共有している。

令和2（2020）年度9月から、遠隔授業を円滑に行うため、Web会議システムは Google Meet に加え、Zoom のサイトライセンスを契約し、教職員、学生が授業に活用している。また、遠隔授業だけでなく対面授業においても、LMS（Learning Management System）として Google Classroom を活用している。

学生用のパソコンをラーニングコモンズや図書館など5か所に計62台を常設しており、レポート作成や自習等に利用できるようにしている。

令和3（2021）年度入学生から、PC 必携化を実施している。学生のパソコンが授業で活用できるように、令和3（2021）年度8月にキャンパス内の無線 LAN 設備を刷新し、全ての教室において教室定員数の学生が同時に Wi-Fi に接続して授業が受けられるように大幅な能力強化を実施した。これまで無線 LAN が利用できなかった体育館や、ピアノレッスン室でも無線 LAN の利用ができるように増設した。レポート作成に関して、パソコンからの印刷環境は、大学設置の学生用パソコン及び学生のパソコンから印刷要求を行い、学内にある3台のカラープリンターから ID カード（学生証）により認証して、印刷ができる環境を提供しており、課題作成に利用している。

情報システム室が教職員向け学内サイトに、コンピュータ利用のためのガイド（FAQ、各種操作マニュアル等）を掲載し、教職員はそれらを日常業務に役立てている。また、基幹教育機構情報教育部会は、ICT（Information and Communication Technology）活用教育相談会を実施し、教職員はその機会を利用して、コンピュータ利用に関して相談するなど、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

**【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

#### <区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

入学手続き者に対し、「入学手続き案内」冊子（備付-30）を送付し、入学までに行う手続きや新入生登学日（令和3（2021）年度入学生については、3月30日（火））に持参する書類についての情報を提供している。また、「入学手続き案内」を送付する際、入学前教育の一環として、学習課題、e-Learning教材である「OIU/OICドリル」（ベーシックコース：国語・数学・英語・社会・理科の問題を解く）（提出-23）に取り組むための案内を同封している（備付-31）。

本学では、例年、入学者に対し全学共通の内容として、学生課を主体とした事務職員による「入学事務手続きオリエンテーション」と各学科による「履修について」、「OIU UNIPA の使い方と履修登録」などの学科オリエンテーションを行っている（表Ⅱ-B-2（1））。なお、コロナ禍における遠隔授業受講のためのオリエンテーションを「遠隔授業オリエンテーション」として実施した。各学科の新入生オリエンテーションスケジュールは以下のとおりである。

表Ⅱ-B-2（1）令和3（2021）年度 新入生対象オリエンテーションスケジュール

日付	栄養学科	ライフデザイン学科	幼児保育学科
3月30日 （火）	入学事務手続きオリエンテーション 英語・情報クラス分けテスト クラス分け説明会ほか 奨学金説明会	入学事務手続きオリエンテーション 英語・情報クラス分けテスト 奨学金説明会	入学事務手続きオリエンテーション 写真撮影



3月31日 (水)	新入生健康診断 学科オリエンテーション 白衣等の購入	新入生健康診断 学科オリエンテーション	奨学金説明会
4月1日 (木)			新入生健康診断 学科オリエンテーション
4月2日 (金)	入学宣誓式	入学宣誓式	入学宣誓式
4月3日 (土)	履修・遠隔授業オリエンテーション	履修・遠隔授業オリエンテーション	履修・遠隔授業オリエンテーション
4月5日 (月)	前期対面授業開始	前期対面授業開始	前期対面授業開始
4月12日 (月)	前期遠隔授業開始	前期遠隔授業開始	前期遠隔授業開始

なお、令和3(2021)年度、PC必携化に伴う「パソコンの環境整備」に関わるオリエンテーションを各学科のオリエンテーション内で実施した。

**【パソコンの環境整備のためのオリエンテーション】**

パソコンの初期設定 (Windows の設定)、自宅及び学内の Wi-Fi 環境の接続と確認、Google Chrome のインストールと既定ブラウザとしての設定、Zoom アプリのインストール、「在学生ポータルサイト」と「OIU UNIPA」の利用の仕方など。

学科・コースにおける学習の方法や科目の選択のためのガイダンスの実施状況は以下のとおりである。

**【ライフデザイン総合学科栄養士コース、栄養学科】**

2年次生を対象としたガイダンスでは、例年、年間スケジュールを基に、「地域共催イベント」の実施、「栄養士校外実習」の履修、「栄養士実力認定試験」の受験のための学習方法や科目選択についての説明を行っている。1年次生を対象としたガイダンスでは、前述した新入生オリエンテーションの内容に加え、英語の学びを深める教育プログラム（他学科開講の語学科目の履修とハワイ食文化研修への参加）に向けた学習方法や科目選択のための説明を行っている。なお、令和2(2020)年度からは、両ガイダンスにおいて、栄養士養成課程に在籍する学生として、コロナ禍における衛生管理の重要性と体調管理の必要性についての説明を行っている。また、令和3(2021)年度には「学習進行自己チェック表」（学生が自ら学習進度を記録するためのシート）の導入に伴い、記録の仕方や活用方法についての指導を行った。

**【ライフデザイン総合学科キャリアデザインコース及び観光・英語コース、ライフデザイン学科】**

ガイダンスは各コースに分かれ実施される。1年次生を対象としたガイダンスは、各コースの教育目的・目標に沿った内容で構成されており、キャリアデザインコースでは、秘書士・情報処理士・日商 PC 検定・介護職員初任者研修などの資格の取得、また、観光・英語コースでは英語及び観光業に関する資格の取得に向けた学習方法や科目選択の

ための内容となっている。加えて新型コロナウイルス感染症防止対策等の指導を行った。2年次生を対象としたガイダンスは、令和3（2021）年度においては、人数を分散させるためコース別に教室を準備し、時間を短縮して履修指導を中心に実施した。

### 【幼児保育学科】

例年、幼児保育学科における1年次生を対象としたガイダンスでは、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、認定ベビーシッター資格、レクリエーション・インストラクター資格等の取得に向けて学習方法や科目の選択が行えるよう、資格取得のための要件の確認、学習の流れ、学外実習の概要、学科の様々な取組みについて説明を行っている。また、2年次生を対象としたガイダンスでは、免許・資格取得の要件を再度説明している。

しかしながら、令和3（2021）年度においてはコロナ禍のために長時間のオリエンテーションが困難であったことや1年次生についてはPC必携化に伴いパソコンの設定や遠隔授業に参加するためのツールの説明に時間を要したことから、取得できる資格や学外実習、学科での取組みについては説明の時間が十分に取れず、学科オリエンテーションとセミナー別懇談会において履修指導を中心に時間割作成や「OIU UNIPA」を使った履修登録の方法について説明するに留まった。2年次生については対面授業と遠隔授業の区別や授業参加方法、学年暦、学外実習のスケジュールなどを説明するとともに、時間割を示して履修指導を行った。

学生の学習成果の獲得に向け、「在学生ポータルサイト」の作成及び印刷物の配付を行っている。

#### ① 在学生ポータルサイト（提出-21）

在学生ポータルサイトには、「授業に関すること（授業・試験・成績・遠隔授業 Q&A、履修の手引、時間割など）」、「学生生活に関すること（Student's Guide など）」、「学年暦」など、学習支援を含め学生生活全般を支援するためのコンテンツが並び、学生が必要に応じ情報を取り出せる仕組みとなっている。

#### ② 印刷物

「履修の手引」、「SCHEDULE & DIARY（学生手帳）」の配付に加え、各学科から学習支援に必要な冊子等の配付が行われる（提出-19、20）。栄養学科では「栄養学科必携」、「学習進行自己チェック表」、「健康チェック表」、ライフデザイン学科では「資格と履修等に関する資料集」、さらに幼児保育学科では、「学生必携」、「実習に必要な提出書類集」（令和3（2021）年度についてはコロナ禍により配付せず）、「実習の手引き」などである（備付-32）。

学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対して、併設大学とともに「学修支援室」の体制を整え、個別による指導・支援だけでなく、「OIU/OIC ドリル」（Web上で、国語・数学・英語・社会・理科の問題を解く）の実施や「PC SKILL UP 講座」、「教員採用試験に向けた講習会」、「レポート・小論文の書き方講座」、「SPI 試験対策講座」など様々なプログラムを提供している。さらに、学生の幅広いニーズに応えられるよう勉強のみならず、学習上の悩みなどの相談についても対応を行っている。

本学では、担任制の「セミナー」を必修科目として導入しており、セミナー担任がいつでも学習上の相談に応じられるように体制を整えている。また、併設大学とともに常勤の公認心理師3人を配置した学生相談室がセミナー担任から情報を収集し、気になる学生に働きかけるなど積極的に関与している。学生相談室では、必要に応じ他部署（健康管理室・学生課・キャリアサポートセンター等）、他機関（委託顧問医）、各学科と連携を取り、学生の学習上の悩みなどに対し、適切な指導助言を行える体制を整備している。さらに、教学・教職センターの技術助手による「学習相談会」は、栄養士コース、栄養学科に在籍する学生を対象としたもので、授業はもとより学習上の悩みについても相談にのっており、この相談会は、学生の居場所の一つとなっている。

本学では通信による教育を行う学科はない。

進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や高度な学習支援として、以下を実施している。

① 特定の資格取得者に対する単位認定（提出-規程集 44）

「大阪国際大学短期大学部に係る資格取得者の学科対応科目の単位認定の申し合わせ」に基づき、学生が資格を取得した場合に、その資格と関連する必修科目を除いた科目の単位を申請に基づき認定している。

② 入学前の既修得単位の認定（提出-4 学則第 10 条）

本学入学以前に他の大学又は短期大学で単位を修得した学生に対しては、30 単位を限度として本学での単位認定を行っている。

③ 奨学金制度（提出-規程集 51、52、54）

本学では、学業優秀者及び課外活動奨励者（クラブ活動・資格取得者）に対して奨学金や奨励金を支給している。また、海外研修参加者に対しては、選考の上、奨学金を給付している。

本学では、現在留学生の受入れはないが、学生を海外・国内に派遣する留学プログラムは長期・短期の別、研修目的、研修地などに応じて、表II-B-2（2）～（6）のような多様なプログラムを有する。

表II-B-2（2）長期留学（海外）（「大阪国際大学短期大学部学生の海外留学に関する規程」によるもの）（提出-規程集 38）

長期留学	備 考	令和 3（2021）年度 留学者数
交換留学	外国の大学との協定に基づき、本学の許可を得て留学する。原則 1 学期間の留学となる。	—
認定留学	外国の大学又はそれに相当する高等教育機関、又はそれらの附属教育機関で、本学の 1 学期間、正規の授業を受ける。	—

※令和 3（2021）年度は、コロナ禍により留学を停止した。

表II-B-2 (3) 国内留学（「大阪国際大学短期大学部学生交流規程」によるもの）（提出-規程集 37）

	備 考	令和 3（2021）年度 留学者数
派遣先	札幌国際大学短期大学部 福岡女子短期大学	—

※令和 3（2021）年度は、コロナ禍により国内留学を停止した。

表II-B-2 (4) 短期留学（国際交流センター主催）（備付-42）

研修名	研修地	研修期間
<b>【前期プログラム】</b>		
ハワイ食文化研修	アメリカ（ハワイ）	7 日間
ホテルインターンシップ （中級）	ベトナム（ダナン）	5 週間
グローバル短期（インドネ シア）	インドネシア（スマラン）	9 日間
海外チャレンジ研修	世界 20 カ国	1～6 週間
中国文化大学サマープログ ラム	台湾（台北）	3 週間
<b>【後期プログラム】</b>		
ホテルインターンシップ （初級）	インドネシア（バリ）	3 週間
グローバル短期（シンガポ ール）	シンガポール	9 日間
グローバル短期（カンボジ ア）	カンボジア	9 日間
中国フィールドトリップ	中国（青島）	8 日間
海外チャレンジ研修	世界 20 カ国	1～8 週間

※令和 3（2021）年度は、コロナ禍により中止した。

表II-B-2 (5) 短期留学（学科主催）（備付-43）

研修名	研修地	研修日程
ライフデザイン総合学科 インターンシップ（海外）	カナダ（バンクー バー）	2 月 20 日～3 月 10 日（20 日間）
ライフデザイン総合学科 海外異文化研修（韓国）	韓国（釜山）	3 月 2 日～3 月 13 日（12 日間）
幼児保育学科 海外幼児教育実習	オーストラリア （シドニー）	3 月 7 日～3 月 15 日（9 日間）

※令和 3（2021）年度は、コロナ禍により中止した。

ただし、代替研修としてオンラインで、表II-B-2 (6) の研修を実施した。

表II-B-2 (6) オンライン研修 (国際交流センター主催)

研修名	研修日程	令和3(2021)年度 参加者数
長栄大学オンラインサマーキャンプ	8月16日～8月20日(5日間)	2
豪州バーチャルホームステイ	9月1日～9月3日(3日間)	2
ベトナム異文化ワークショップ	8月16日～8月20日(5日間)	1
60時間英語マラソン	2月5日～3月25日(59日間)	0

学習成果の獲得状況に基づき実施している学習支援は、以下のとおりである。

#### 【栄養士コース・栄養学科】

・併設校からの入学生については、「栄養士免許必修科目半期ごとのGPA」、「栄養士免許取得希望者率」の推移、「栄養士免許取得率」など、数年間にわたり評価し、高大連携授業内容及び入学前教育課題の見直しや在学期間中の学習支援に活かしている。

・1年次生に対し入学後、「入学時教育確認テスト」を実施するが、その成績分布から、基礎学力向上のための指導方法について検討し、「セミナーIa」、「セミナーIb」を利用し、学習支援を実施している。なお、基礎学力の獲得状況については、学修支援室と連携して業者による「基礎学力テスト」(年2回)、「OIU/OICドリル」を用いた「確認テスト」(年2回)を実施し、成績推移を求め確認している。

・「栄養士免許必修科目半期ごとのGPA」と「授業受講状況」等から、GPA1.8以下の学生を対象に、長期休み期間に補習課題を出すなど保護者と連携をしながら学習成果の獲得に向け学習サポートを行っている。

・卒業時評価である栄養士校外実習先を対象に実施される「栄養士校外実習先へのアンケート・ヒアリング」の調査結果や「栄養士実力認定試験成績分布」、さらに卒業後評価である「卒業生へのアンケート・ヒアリング」や「就職先へのアンケート・ヒアリング」の結果について点検し、次年度の授業内容の見直しや科目間連携の強化に活用している。

#### 【キャリアデザイン/観光・英語コース、ライフデザイン学科】

・英語や情報科目の能力を向上させるために、入学手続き後、「習熟度別クラス分けテスト」を実施し、適切な学習環境を整えている。また、観光・英語コースでは、「観光」と「英語」に興味ある学生の希望調査をして1年次からセミナー分けを行い、学習支援を実施している。

・基礎学力の獲得状況については、学修支援室作成の「基礎学力テスト」(年2回)、「OIU/OICドリル」を用いた「確認テスト」(年3回)を実施し、成績推移を求め確認している。

#### 【幼児保育学科】

・幼稚園教諭二種免許状の取得希望者には「履修カルテ」を用いて学外実習や教職課程の必修科目の履修状況について確認を行っており、知識や技術の習得や実践の状況について

学生が 5 段階で自己評価した結果に基づいて、セミナー担任が所見を記入し学習支援に役立てている。

・幼稚園教育実習だけでなく、保育士資格取得のための保育実習も合わせて 2 年間で 5 回の学外実習を経験するため、それぞれの学外実習後に習得したい知識や技術などについて自己評価した結果と実習先からの「学外実習成績評価」をそれぞれ 4 段階のレーダーチャートとして表し、次の実習に向けての課題や改善策について振り返りを行っている。これらを積み上げながら「学修ポートフォリオ」として活用している。同時に「学外実習成績評価」に記載された実習先からの所見を参考に実習での自身の学びを客観的な評価によって確認している。

・学外実習時には、学科教員が訪問指導を行うこととしており、令和 3 (2021) 年度についてはコロナ禍のため訪問を控えた実習もあったが、できるだけ訪問することとし「実習先からのヒアリング」の結果や学生の考えや受け止め方などを踏まえて、実習中に改善ができるよう学生指導に活かしている。訪問時のヒアリング内容は学科教員が共有できるようになっており、実習後の指導にも活用している。

以上のように 2 年間で 5 回の学外実習に沿って段階的に学生の学習状況を把握し、セミナー担任が 2 年間をとおして一人ひとりの学生の学習状況を逐次把握し、必要に応じて面談を行うなどの学習支援を行っている。

本学では、以上のような学習支援を各学科で工夫し実施しているが、学習支援の妥当性については、表I-C-2 に示すディプロマ・ポリシーを満たす人材となり社会で貢献できているか、の評価に焦点を当て、卒業時評価の「2 年間の学びについての自己評価」及び卒業後評価の「卒業生や就職先へのアンケート・ヒアリング」結果に基づき各学科で点検している。

**[区分 基準 II-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。

- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

### <区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

本学では、学生の生活支援のための教職員の組織を次のとおり整備している。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 学生委員会：月1回定例開催し、学生生活の諸規程の制定、課外活動、健康管理・保健衛生、育英・奨学、学籍異動、賞罰、厚生補導などについて協議を行っている。</li><li>② 教務委員会：月1回定例開催し、教務関係の諸規程の制定、教育課程、授業運営及び履修に係る教学制度の企画・立案、運営、改編などについて協議を行っている。</li><li>③ 学生課、教務課、教学・教職センター：学生課は奨学金、学籍、厚生など、教務課は授業、履修、成績など、教学・教職センターは教職課程や免許・資格などに関する相談や手続きの窓口として相互に連携し、学生生活全般の支援を行っている。これら学生課、教務課、教学・教職センターと次に述べる地域協働センター、課外教育センターは同一フロアに配置されており、学生の利便性を高めている。</li><li>④ 地域協働センター：地域貢献・地域連携に取り組むための橋渡しを担う組織であり、自治体・各種団体等と連携協定を結び、社会との絆を活性化させる活動を推進する組織として、地域貢献活動、教育・人材養成、実践フィールドで地域と連動し、学生のボランティア活動や地域文化交流などの支援を行っている。</li><li>⑤ 課外教育センター：体育会・文化会のクラブ活動を支援する組織として、指導者の育成、地域貢献活動の促進、学生のエンカレッジ、海外交流の推進などの取組みを行っている。</li><li>⑥ 健康管理室：学校保健安全法に基づく定期健康診断及び体育系クラブ所属学生を対象としたスポーツ健診の実施をはじめとし、学内での発熱や頭痛等による体調不良、けがや捻挫等、軽度の外傷に対する応急処置、健康管理や新型コロナウイルスなどの感染症についての情報発信等、学生の健康管理の支援を行っている。また新型コロナウイルス感染症などの感染症を含む身体の健康に関する心配ごとや悩みの相談も受け付けている。</li><li>⑦ 学生相談室：公認心理士の資格を持つ専門のカウンセラーが、対人関係や学生生活上の悩みや、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う登学に関する不安など学生生活に関わる幅広い悩みに対して学生の相談に応じ、心理面からの支援を行っている。また障がいのある学生に対して、関連部署と連携しながらノートテイクの配置等、支援のコーディネートを行っている。</li><li>⑧ 学修支援室：学科の専門教育や免許・資格取得において、その理解力を深めることに役立ち、最終的に就職に結びつく基礎学力を向上させることを目的とし、その内容は個別</li></ul> |
|--|

による指導だけでなく、さまざまな学修（習）支援プログラムを展開している。また、各学科や関係部署とも連携し、情報の共有化を図っている。

- ⑨ 人権教育センター：学生及び教職員への人権啓発活動を目的とし、人権に関する動画視聴、人権関係ビデオ上映、人権講演会の実施等により、学生の人権擁護に資している。
- ⑩ キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会：学生及び教職員のセクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなどハラスメントの防止と発生時の解決を図っている。
- ⑪ キャンパス・ハラスメント相談員：キャンパス・ハラスメントに関する相談に応じるため、各学科の教員を1人ずつ、また、事務局の職員3人を配置し、相談者のために医療的対応またはカウンセリングが必要と判断した場合には、健康管理室または学生相談室に協力を求める任務を負っている。

また、学生が主体的に参画する活動が円滑に行われるよう、支援体制を次のとおり整備している。

① クラブ・サークル活動

本学のクラブ活動等の課外活動では、専任教職員が顧問・副顧問となり、適切な指導や助言を行うことで、学生の自主的な活動を促している。その結果、クラブ数は表II-B-3(1)に示すように、現在体育会所属23クラブ、文化会所属7クラブを数えており、女子ソフトボール部、女子バレーボール部や陸上競技部などは全国レベルの活躍を見せている。

また、本学は同窓会の協力の下、バス、楽器などの寄付を得て、学生の課外活動を支援している。さらに、学生の主体的な課外活動を促すため、「課外活動奨励者奨励金」制度を設け、奨励金を支給している。

表II-B-3 (1) クラブ活動一覧

学友会本部	
体育会	文化会
女子ソフトボール部	吹奏楽部
女子バスケットボール部	茶道部
女子バレーボール部	軽音楽部
女子硬式テニス部	アコースティックギター部
陸上競技部	ボランティア活動研究会
ダンス部	E.S.S.
女子ラクロス部	華道部
水泳部	
バドミントン部	
女子サッカー部	
空手道部	
プレッパーズ部	
男子バスケットボール部	
男子硬式テニス部	
男子サッカー部	
軟式野球部	



ラグビー部
ワンダーフォーゲル部
極真空手道部
男子バレーボール部
チアダンス部
ボクシング部
ハンドボール部

② 学校行事

学校行事は、学友会が主体的に計画・実施しており、学生課及び課外教育センターがその支援を行っている。代表的な学校行事である大学祭は、学友会顧問の指導・助言の下、学友会の中に組織される大学祭実行委員会が中心となり、例年 10 月に 2 日間にわたって開催される。この行事は、学生が主体的に企画・実行する全学的なものとなっている。なお、令和 3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況が少し落ち着いていたため、実施内容を一部変更し、人数制限や感染対策を施しながら、対面での開催とオンライン配信を併用して実施した。

③ 学友会

学友会の活動に対して、大学構内に学友会室を提供し、専任教職員が顧問・副顧問となり、学生の自主的な活動を支援するために、適切な指導や助言を行っている。

学友会には体育会と文化会が設けられ、それぞれ体育系課外活動団体、文化系課外活動団体の活動を発展及び向上させるべく、顧問・副顧問の支援を受けながら、学友会主催のイベントの実施などの取組みを行っている。例年の主な学友会活動は、表II-B-3（2）のとおりである。

表II-B-3（2）主な学友会活動

4 月	新入生歓迎会 1 人暮らし学生対象食事会
5 月	五月祭（体育会の新入生歓迎会） 桜花祭（文化会クラブの活動紹介）
6 月	
7 月	交流会（文化会の活動発表会・立食パーティ）
8 月	
9 月	
10 月	優花祭（大学祭）
11 月	体育祭
12 月	六華祭（文化会の発表） イルミネーション点灯式
1 月	
2 月	リーダーズトレーニング
3 月	卒業パーティ・卒業記念品贈呈

なお、令和 3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束せず、実施を計画しながら取り止めとなったイベントもあったが、感染者数が比較的落ち着いている時期に、感染防止対策を強化した上で、できる限りのイベントを実施した。

4月：「クラブ勧誘イベント」を中庭にて対面で実施

10月：「優花祭」を一部対面とオンラインを併用して実施

12月：「六華祭」（イルミネーション点灯式、ゲーム大会、文化会クラブの発表）を対面で実施

また、そのほか、より良い学生生活のために、学友会が自主的に行っているサービスは以下のとおりである。

・コピーサービス

コピーカード（A4用紙で100枚印刷可能なチャージ式カード）を入学時に1人1枚無料配付し、勉学に役立てられるよう、支援している。

・文具割引サービス

大学構内のブックセンターで販売されている文具などを定価より安く購入できるよう補助している。

・食堂割引サービス

大学構内の食堂にて、メニューを定価より安く提供できるよう補助している。

また、令和3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症防止策の観点から、食堂やカフェでの密を避けるための方策として、テイクアウトのお弁当やコンビニエンスストアの商品と引き換えできるチケットを配付した。

・課外活動団体への補助

課外活動団体が活動を行う上で必要となる消耗品や施設利用料を補助している。

・卒業アルバム購入時の補助

学生が卒業アルバムを安く購入できるように補助している。

④ ボランティア活動

学生が主体的に行うボランティア活動については、「教育機関における活動」、「公的機関による認可を受けた福祉施設における活動」、「公的機関によるボランティアセンター等を通じた活動」などを推奨している。また、授業科目「サービスラーニング」は、事前研修・ボランティア活動・事後研修から構成され、地域・社会貢献活動（ボランティア活動＝サービス）での経験と、関連した学習（ラーニング）をとおして、視野を広げ、学びを深める等、一定の成果が認められた場合には単位認定を行い、令和3（2021）年度においては3人の認定（内1人は「サービスラーニングII」を認定）を出している。

⑤ 学生によるプロジェクト活動

学生の自主性を喚起し、学生生活の活性化を図ることを目的に学生チャレンジ制度「Challenge the Global Mind」、プレチャレンジ制度を設け、学生から企画を募っている。審査を経て採択された企画に対しては奨励金を交付し、企画の実現のために、教職員がアドバイザーとして指導・助言を行い、支援している（提出-規程集 64）。令和3（2021）年度も、新型コロナウイルス感染症感染拡大が収束していなかったため、中止もしくは一部内容や時期を見直しての取組みとなった。

学生のアメニティ施設等については、次のとおり整備し、学生の生活支援に配慮している。

本学は、イベントホール（本館1階）、ブラウジングルーム（4号館1階）、ラーニングコモンズ（1号館1階、4号館1階）、インターナショナルコモンズ（1号館2階）及びリサー

チラウンジ（1号館5階）を設置し、学生の休息・コミュニケーションの場を提供している。

また、ブックセンター（4号館1階）では、割引価格にて書籍・文具を販売しており、学生の利便性を図っている。パソコンコーナー（1号館3階、6号館1階）では、快適なネット環境下で学生が自由に情報検索等ができるようにしている。学生の飲食環境としては、学生食堂、イタリアンカフェ（1号館1階）とコンビニエンスストアを設置している。加えて、令和元（2019）年度以降、キャンパス内の随所に休憩スペースを設け、昼食や談話のスペースを増設し、学生の多様な嗜好に対応するための飲食物の移動販売も導入している。

また、令和3（2021）年度は、学友会と連携し、食堂やコンビニエンスストアに対する学生アンケートを実施し、学生からの意見を受けて、食堂メニューやコンビニエンスストアの入荷商品を見直し、学生の要望が多かった電気ポットや電子レンジを食堂に増設した。

新型コロナウイルス感染症の予防対策としては、令和2（2020）年度から、随所にアクリルパーテーションを設置し、座席を一つ空けにするなどの対策を継続している。

また、宿舎が必要な学生については、次の支援を行っている。

① アパート等斡旋

本学では、地元の業者と提携して大学から徒歩または自転車で通える範囲の下宿を紹介している。またその際の契約方法手順・条件を詳しく説明している。

② 家賃補助制度

本学では地方から入学する学生への配慮の一つとして、特に沖縄県出身の学生に対して「家賃補助費」を支給し入学初年度の学生生活を支援している。

なお、本学は、通学の便宜を図るため、キャンパスに隣接した自転車・バイクの駐輪場を3ヵ所設けている。また、本学は最寄り駅から徒歩7分の交通至便の位置に立地しているため、通学バスは運行していない。駐車場は、自動車通学を禁止していることから、設置していない。

また、奨学金等、学生への経済的支援のために次のとおり制度及び体制を整えている。

① 日本学生支援機構奨学金の事務手続き支援

本学は、日本学生支援機構奨学金の説明会や事務手続き支援を行っている。令和3（2021）年度の日本学生支援機構奨学金及び給付奨学金の取得状況は、表II-B-3（3）のとおりである。

表II-B-3（3）令和3（2021）年度の日本学生支援機構奨学金・給付奨学金の取得状況（2021.02.28現在）

奨学生一覧			
種類	1年次生 (人)	2年次生 (人)	合計 (人)
第一種奨学金	61	83	144
第二種奨学金	93	117	210

給付奨学金	58	54	112
合計	212	254	466

また、令和3（2021）年度、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的に困窮する学生等を支援するため「学生等の学びを継続するための緊急給付金」が創設され、給付奨学生110人（上記112人のうち2人停止者）に加えて1年次生9人、2年次生9人、計128人の申請業務を行った。

② その他の支援

本学は学資負担者の経済的状況を考慮して、授業料等学納金の延納・分納制度を設けている。また、金融機関と提携し、ローンによる学費納入を支援している。さらに、日常的な経済支援のために、インターネットで求人検索ができる「アルバイト紹介システム」のサービスを提供している。学内における各種業務のアルバイトとして、SA（Student Assistant）、TA（Teaching Assistant）などの「ジョブサポート制度」も設けている。

学生の健康管理やカウンセリング等については、次のとおり体制を整えている。

① 健康管理室

本学では専任看護師が常駐する「健康管理室」を置き、日常的な怪我や体調不良等の対応、健康相談及び健康に関わる情報発信を行っており、必要に応じてセミナー担任とも連携している。令和元（2019）年度～令和3（2021）年度の利用状況は表II-B-3（4）のとおりである。

表II-B-3（4）令和元（2019）年度～令和3（2021）年度健康管理室利用状況

	令和元（2019） 年度（人）	令和2（2020） 年度（人）	令和3（2021）年 度（人）
延べ利用者合計	302	148	66

また、毎年4月に学生定期健康診断を実施し、加えて体育系クラブ所属学生に対して、別途心電図を中心としたスポーツ検診も実施している。令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、いずれも学内で実施することができなかったが、令和3年度（2021）は十分な感染予防対策を施した上で、学内での学生定期健康診断、スポーツ検診のいずれも実施することができた。さらに、教職員・学生を対象としたAEDに関する研修会も例年実施しているが、令和2（2020）年度に続き、令和3（2021）年度も実施を見送った。

② 学生相談室

メンタルヘルスケア・カウンセリングに関しては、学生の様々な心の悩みに応えるために学生相談室を開設している。学生相談室には室長以下、臨床心理士・公認心理師の資格を持つ専任相談員が学生の相談にあたり、必要に応じてセミナー担任とも連携している。また、学生相談室は、健康管理室と連携して、より適切な対応を行っている。令和元（2019）年度～令和3（2021）年度の利用状況は表II-B-3（5）のとおりである。

表II-B-3（5）令和元（2019）年度～令和3（2021）年度学生相談室利用状況

	令和元（2019） 年度（人）	令和2（2020） 年度（人）	令和3（2021） 年度（人）
延べ利用者合計	132	187	258

令和3（2021）年度の利用者が増加した要因としては、長期化するコロナ禍の日常生活や学生生活の変化による学生の心身への影響、これまでの対面および電話面談に加え、令和2（2020）年度7月以降、Google MeetやZoomによる面談形態も導入したこと、さらに、在学生ポータルサイトに学生相談室のページを構築しカウンセラーの紹介、相談室の紹介動画、相談室からの各種お知らせ等の配信など積極的な広報活動により学生相談室の周知度が上がったものと考えられる。

### ③ 学修支援室

本学では、学生の学修面での悩みに応えるために「学修支援室」を開設している。平成29（2017）年度9月より施設設備を充実させ、指導にあたっており、必要に応じてセミナー担任とも連携している。利用状況は、令和元（2019）年度延べ1000人、令和2（2020）年度同1084人、令和3（2021）年度同1220人であった。「学修支援室」では、専任教職員が学科や学生相談室などと連携しながら学生を支援している。

また、学生生活に関する学生の意見や要望等は、日常的に接するセミナー担任はもとより、同一フロアにある学生課、教務課、教学・教職センター、地域協働センター、課外教育センター、国際交流センター、FDセンターで受けている。

さらに、学生課及び自己点検実施委員会が学生を対象に「学生生活アンケート」を毎年実施し、学生の満足度や意見を詳細に聴取した上で、データ分析を行い、PDCAサイクルに活用している（基準II-B-3（3）に改善についての一例を記述）。そのほか、食堂設置の要望記入用紙、学友会が設置するコミュニケーションボックス（目安箱）やクラブ活動等における顧問による意見聴取などをおして、学生の意見や要望の聴取に努めている。また、令和3（2021）年度は、学友会と連携し学生アンケートを2回実施し、食堂、コンビニエンスストアへの要望や学友会の学生補助活動の認知度、学友会に要望するイベント等についても学生からの意見を収集した（備付-27、27.1）。

なお、令和3（2021）年度の「学生生活アンケート」は以下の2項目からなっている（備付-26）。

#### ① 週平均の活動内容と活動時間について

平均の睡眠、学習、課外活動、アルバイト、そのほか余暇に費やす時間

#### ② 学生生活全般について

学生生活の充実度、学内施設、設備、食事環境の満足度、各事務部局の対応についての満足度

また、この調査の回答者数は、平成30（2018）年度234人（ライフデザイン総合学科182人、幼児保育学科52人）、令和元（2019）年度103人（同92人、11人）、令和2（2020）年度実施せず、令和3（2021）年度208人（ライフデザイン総合学科2年29人、

栄養学科 1 年 22 人、ライフデザイン学科 1 年 41 人、幼児保育学科 116 人)であった(備付-26.1)。

令和 3 (2021) 年度は、基幹教育機構情報教育部会が「2021 年度 BYOD (PC 必携化) についての学生アンケート」を、FD センターが「2021 年度 遠隔授業に関する学生アンケート」を併設大学と共同で実施した。本学 1 年次生の回答数は 183 件であった。PC 必携化に関するアンケートでは、PC 購入の積極性、授業での利用率とその用途、授業以外での利用率と今後の持参の有無について意見を聞いた。併設大学と比較して、積極性、利用率ともに低い値となっており、各授業での活用方法などを検討する必要がある。遠隔授業に関するアンケートでは、遠隔授業の受講環境、授業形態、受講満足度、そして学生が困ったことを中心に聞いた。新型コロナウイルス感染症発生時の令和 2 (2020) 年度と比べて遠隔授業の満足度は大きく改善している(備付-39、40)。

留学生の学習及び生活に関する支援については、これまで留学生が在籍していなかったため、特に行っていないが、必要な場合は国際交流センターで対応する体制を整えている。

令和 3 (2021) 年度においては、社会人学生は在籍していない。

障がい者の受入れのための施設としては、次のとおり整備している。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 障がい者用駐車場の確保</li><li>② 障がい者対応エレベーターの設置</li><li>③ 障がい者用トイレの設置</li><li>④ 障がい者用スロープの設置</li><li>⑤ 障がい者対応の実習設備 (障がい者用調理実習台、障がい者用スロープ)</li><li>⑥ 個々の障がいに対応した備品設置 (例: 担架等)</li></ul> |
|--|

また、該当する学生がいる場合は、健康管理室、学生相談室、学生課、教務課及び当該学生所属学科が連携して当該学生の状況を把握し、支援方針を立て、その方針に基づき、次のような支援を行っている。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 当該学生の状況に応じた教室配当等の配慮</li><li>② 所属学科の学生による日常生活面の支援</li><li>③ ジョブサポート制度によるノートテイクなどの支援</li><li>④ 授業担当者による学生の状況に応じた学習支援や実習上の配慮</li><li>⑤ 緊急事態への対応周知 (主治医・保護者等の緊急連絡先、緊急処置方法などの安全面の確保)</li></ul> |
|---|

本学では長期履修生を受け入れる制度はない。

学生の社会的活動の評価については、その方法・評価基準等について、教務課及び地域協働センターにおいて、制度と基準の制定について検討し、基本教育科目に配置される「ボランティア活動」科目により、学生の社会的活動が評価できるか平成 30 (2018) 年度後期に検討を行った。評価可能との結果を受け、令和 2 (2020) 年度より実施している。なお、授業の実態に合わせるため、令和 2 (2020) 年度「サービラーニング」として科目の名称変更を行った。学生の社会的活動の状況については、表I-A-2 (2) に示している。

**[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

**<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>**

本学は、就職の支援のための教職員の組織として、キャリアサポートセンターと就職委員会を設置している。

キャリアサポートセンターは、企業出身者を長とし、キャリアカウンセラー有資格者を配置しており、学生個々に担当者を置いた個別指導を基本とし、お昼休みの時間帯などを利用したキャリアサポートセンター主催行事を行っている（提出 29.1）。また、学科と連携した学科行事をセミナーの時間を利用して小グループに分けて実施するなど、教職員が連携して実施時期や内容を検討しながら学生の支援を行っている（提出-29.2）。

コミュニケーションが苦手な学生に対しては、学生総合支援部と連携し、就職支援講座「コミュニケーションにちょっと自信がつく就職準備講座（9月3回）」を実施している。内容として、①コミュニケーション講座、②自己理解講座、③ビジネスマナー講座と面接講座を行った。また、求人開拓・企業セミナー実施・学生の就職先訪問等を行い、本学と企業との関係を密にし、学生が安心して就職できる環境を整えている。

本学ではセミナー担任制を設けており、キャリアサポートセンターはセミナー担任と連携し、個々の学生の状況を把握した上で、きめ細やかな指導を行っている。例えば、おすすすめ求人や企業説明会に関する情報をセミナー担任に随時提供し、セミナー時に学生に周知できるようにしている。

就職委員会は、教員と職員により構成されており、就職支援に関する基本的な計画を策定し、拡大教授会、短期大学部長・学科長連絡会議及び学科会議をとおして、各種組織と連携を図りながら学生に対する就職支援活動を行っている。

キャリアサポートセンターには、学生の個別相談に応じるための専用ブース（8ブース）、進路関連資料（求人ファイル、受験報告書、就職試験対策問題集等）及び求人検索用パソコン（4台）やプリンター（1台）等を整備しているほか、セミナー単位でのガイダンスや企業説明会等小規模の行事を開催可能な「多目的ルーム」がある。キャリアサポートセンターは祝祭日等を含む全ての授業日に開室しているほか、夏期・年末年始及び春期の学生の長期休暇期間においても、事務局一斉休業日を除いて開室し対応にあたっている。

本学で所定の科目の単位を取得して得られる免許・資格を表Ⅱ-B-4（1）に示す。これらの資格の中には、科目の単位取得だけでなく、試験や学外での事業参加が課されるものがあり、それらを表Ⅱ-B-4（2）に示す。

表II-B-4 (1) 所定の科目単位の取得で得られる免許・資格

学科	免許・資格名称	学科	免許・資格名称
ライフデザイン 総合学科	栄養士免許	栄養学科	栄養士免許
	栄養教諭二種免許状	ライフデザイン 学科	秘書士資格
	秘書士資格		上級秘書士資格
	上級秘書士資格		上級秘書士 (メディカル秘書) 資格
	上級秘書士 (メディカル秘書) 資格		情報処理士資格
	情報処理士資格		観光実務士資格
	観光実務士 (旧: 観光ビ ジネス実務士) 資格	幼児保育学科	保育士資格
	幼稚園教諭二種免許状		
	認定ベビーシッター資格		

表II-B-4 (2) 所定の科目単位の取得に加えて試験合格や学外事業への参加が資格取得の要件となっているもの

学科	資格名称	科目単位以外の 資格取得要件		支援内容		
		試験 合格	学外事 業 参加	対策講座 の実施	受験申込 のとりま とめ	学外民間 講座 受講料援 助
ライフデザイ ン総合学科	介護職員初任者 研修資格*1		●			●
幼児保育学科	レクリエーショ ン・インストラ クター資格		●			
全学科	ピアヘルパー資 格	● ※奨励 金給付 有		●	●	

\*1 令和2(2020)年度入学生まで

科目の単位取得を要件とする資格は、各学科の年度当初オリエンテーションにおいて資格取得要件を丁寧に説明し、学生の希望進路やキャリア形成に合わせた選択ができるよう支援している。また、年度初めに学生が希望する資格を登録することで教学・教職センターが各資格取得に必要な科目の単位取得状況をチェックし、各学科と連携して過不足なく単位が取得できるよう体制づくりを行っている。単位取得だけでなく、試験が課される「ピアヘルパー資格」に対しては、受験対策講座を設け、資格取得を支援している。学外での事業参加が求められる「レクリエーション・インストラクター資格」に対しては担当教員が事業参加者のとりまとめ及び引率を行っている。



上記以外にも、資格取得につながる授業を表II-B-4 (3) のように開講し、資格取得試験を支援する学習環境を整備している。また、在学中に資格が取得できた場合には、奨励金を給付するなど、資格取得の意欲を促す体制を整えている。

表II-B-4 (3) 資格取得に関連する授業の開講や支援内容 一部抜粋  
(ライフデザイン総合学科・ライフデザイン学科)

資格試験名称	資格取得に関連する授業	受験対策講座の実施	奨励金の給付	受験申込のとりまとめ
日商 PC 検定 (文書作成)	コンピュータ基礎演習I ワープロ特講	●	●	●
日商 PC 検定 (データ活用)	コンピュータ基礎演習II 表計算演習 表計算特講	●	●	●
医療事務技能審査試験 (メディカルクラーク)	医療事務のしくみ 診療報酬請求事務 医療事務特講	●	●	
国内旅行業務取扱管理者 試験	旅行業特講I・II・III 旅行業実務 国内観光資源 海外観光資源I・II 総合旅行業特講*	●	●	
日商リテールマーケティング(販売士)検定	接客業務I・II 接客業務総合演習	●	●	
日商簿記検定	簿記会計I・II 簿記会計特講	●	●	●
秘書技能検定	秘書概論 秘書実務I・II	●	●	●
実用英語技能検定	英語総合演習I・III	●	●	
TOEIC	英語総合演習II・IV 夏季特別集中講座 英語集中演習 (English listening I・II) (英語総合演習I・III)	●	●	●

( ) は履修が望ましい科目、

※併設大学が開講する対策講座科目

また、資格を取得した学生には奨励金を給付し(課外活動奨励者表彰のうち各種資格等を取得した者が対象(提出-規程集 52))、ライフデザイン総合学科、栄養学科、ライフデザイン学科では TOEIC の年間 2 回分の受験料を援助することで経済的な支援も行っている。

さらに、学生の資格取得の利便性を高めるために、資格取得試験への受験申込のとりまとめをするなどして、学生が資格取得まで辿り着くよう側面的な支援も行っている。

学生の自主学習を支援するツールとして、「OIU/OIC SPI」や「OIU/OIC ドリル」といったサービスを提供している。これらの学習状況はセミナー担任にも知らされ、資格取得の支援に活かしている。

次に、就職試験対策としては、「就活ガイドブック」(提出-29.3)を学生に配付し、履歴書・面接・グループディスカッション各対策講座、公務員試験対策講座等を設けることで具体的な試験対策を行っている。また、卒業生を招き様々な場で就職活動や就職後の職場経験について語ってもらうことで就職活動を控えた学生の動機付けや不安解消に役立っている。さらに各学科においては、セミナーの時間を利用し、表II-B-4(4)のように就職試験に向けたガイダンス、試験対策、就職体験談などの機会を設けている。

表II-B-4(4) 令和3(2021)年度各学科における就職試験対策

ライフデザイン総合学科	2年次生対象
PROGテスト	10月
フォローアップガイダンス	11月
栄養学科	1年次生対象
PROGテスト	4月
フォローアップガイダンス	6月
一般常識試験・SPI対策の取組み	5月、12月基礎学力テスト 7月、10月「OIU/OICドリル」確認テスト
就職関連対策講座	6月キャリアサポートセンターツアー 11月卒業生の話を知ろう、履歴書書き方講座、在学生就職活動体験談 12月面接指導
ライフデザイン学科	1年次生対象
PROGテスト	4月
フォローアップガイダンス	6月
一般常識試験・SPI対策の取組み	7月、12月基礎学力テスト 7月、10月「OIU/OICドリル」確認テスト
幼児保育学科	2年次生対象
就職関連対策講座	5月就職ガイダンス、履歴書書き方講座 7月卒業生の話を知ろう
就職支援	7月～9月近隣自治体による保育者支援動画視聴
幼児保育学科	1年次生対象
就職関連対策講座	12月就職ガイダンス
公務員対策講座	5月、6月公務員インテンシブプログラム説明会 6月～7月、9月～1月公務員インテンシブプログラム

キャリアサポートセンターでは、表II-B-4(5)「進路一覧表(令和3(2021)年度)」、表II-B-4(6)「就職先一覧表(令和3(2021)年度)」のとおり、毎年卒業時の就職状況を

集計するとともに、3年間にわたる専門分野への就業率についても分析している（表II-A-4（1）、（2）参照）。これらの就職状況の集約結果は学科会議及び就職委員会で検討・評価している。なお、表II-A-4（1）、（2）に示したとおり卒業生の就職状況は、概ね学科・コースの教育目的に沿った職種あるいは業種に就職していると考えられるが、さらに学科・コースの特性を活かした就職を促進するため、毎年、職業理解や不安解消のために職種ごとに卒業生から話を聞く機会を設けたり、職種に特化した企業説明会を企画したりするなど、学生の就職支援に活用している。

表II-B-4（5）進路一覧表（令和3（2021）年度卒業生）

学科・コース	就職者数	進学者数		その他
		4年制	専門学校	
ライフデザイン総合学科	96	21	4	32
栄養士コース	22	6	1	8
キャリアデザインコース	39	4	2	10
観光・英語コース	35	11	1	14
幼児保育学科	108	8	1	7

表II-B-4（6）就職先一覧表（令和3（2021）年度卒業生）

学科・コース		職種・業種	比率 (%)	人数	合計人数 (コース別)
ライフデザイン総合学科	栄養士コース	栄養士	63.8	14	22
		事務	13.7	3	
		調理人	4.5	1	
		販売	0	0	
		介護職	4.5	1	
		検査・品質管理	4.5	1	
		生産・製造	4.5	1	
		その他	4.5	1	
	キャリアデザインコース	営業	2.6	1	39
		販売	30.8	12	
		事務	41.0	16	
		接客・サービス	5.1	2	
		介護	0	0	
		CAD	0	0	
		生産・製造	2.6	1	
		検査・品質管理	0	0	
		その他	17.9	7	
	観光・英語コース	営業	2.9	1	35
		販売	20.0	7	
		事務	31.4	11	
		接客・サービス（観光業を含む）	28.6	10	

	保安・生産工程・輸送ほか	2.9	1	
	その他	14.2	5	
幼児保育学科	保育士	48.2	52	108
	幼稚園教諭	25.0	27	
	保育教諭	25.9	28	
	接客・販売	0	0	
	事務	0	0	
	福祉関連	0	0	
	スポーツインストラクター	0	0	
	営業	0	0	
	生活支援員	0	0	
	レストラン・飲食店	0	0	
	その他	0.9	1	

進学に対する支援は、主に入試・広報部、キャリアサポートセンター及びセミナー担任によって行われている。入試・広報部は併設大学への編入学相談会を実施（表II-B-4（7））し、キャリアサポートセンターでは他大学への編入学支援として、推薦枠の確保のため指定校との関係維持・強化を行うとともに、編入学の情報提供及び面接・書類作成等の指導を行っている。セミナー担任は、毎週行われるセミナーの時間等をとおして、編入学を希望する学生の情報を把握している。併設大学への編入学を希望する学生に対しては、短期大学在学中から編入学を希望する学部・学科の授業を履修し、編入学先の特性を理解する機会を提供したり単位を取得するための支援を行ったりしている。他大学への編入学を希望する場合には、キャリアサポートセンターに相談するよう学生に助言を行うとともに、セミナー担任からキャリアサポートセンターへ学生の希望を伝え、キャリアサポートセンターと連携を図りながら支援を行っている。

留学の支援については、大学卒業後の留学希望者は少なく、その目的や期間などは個別性が高いことから、必要に応じて個別で学生からの留学の相談に応じている。

表II-B-4（7）大阪国際大学への編入学説明会の実施状況

実施回	日付	時間
前期 1 回目	令和 3 年 7 月 2 日（金）	12:20～12:50
前期 2 回目	令和 3 年 7 月 5 日（月）	12:20～12:50
後期 1 回目	令和 3 年 10 月 1 日（金）	12:20～12:50
後期 2 回目	令和 3 年 10 月 4 日（月）	12:20～12:50

#### <テーマ 基準II-B 学生支援の課題>

「学生生活アンケート」など学生を対象としたアンケートの実施方法を、紙媒体によるものから Web 入力に切り替えたところ、回答率が低下した。さらに、令和 3（2021）年度の入学生から PC 必携化を導入したが、PC 利用率等が併設大学に比べ低かった。

#### <テーマ 基準 II-B 学生支援の特記事項>

特になし。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

教育課程における行動計画「既に明文化されている学位授与の方針を学則に規定する。」については、学則第2条の2及び大阪国際大学短期大学部卒業認定・学位授与の方針等に関する規程において定めた。次に、「シラバスに授業の事前・事後の学習内容及び学習時間の事項を加え、質の高い教育を実現する。」については、平成30（2018）年度に元々記載されていた事前・事後の学習内容に事前・事後の学習時間を加えるとともに、課題に対するフィードバックの方法、主体的学びを促す指導法を追加することで教育の質の向上を図り、その後も定期的にシラバスの記載内容について点検を行っている。また、「入学者受け入れの方針について、客観的・定量的な評価ができるよう取り組んでいく。」については、学力以外の評価要素について、面接要項等を改善し、より客観性の高いものとするとともに、段階的に数値で評価できるようにした。「学習成果の査定については、より客観的な定量化手法について検討を進める。」については、学習成果の測定指標（表I-C-2）に示す在学・退学・転学科率、学位取得率、就職・大学編入学率、各学科が定める免許・資格取得率等を用い、より客観的な測定を可能とした。「学生の卒業後評価については、進路先及び卒業生を対象に、定期的にアンケート調査を行い、これを学習成果の点検に活用する。」については、平成28（2016）年度は過去3年間の、平成29（2017）年度以降は前年度の卒業生及び卒業生の進路先を対象に、毎年、ディプロマ・ポリシーに対応する項目で構成したアンケートを実施し、アンケート結果に基づき点検を行い、授業方法の改善やカリキュラムの見直しなどに活用している。

また、学生支援に対しての行動計画の実施状況は以下のとおりである。

(1) 「非常勤講師については、専任教員同様、『自己申告授業改善報告書』の作成の義務付けに向けて検討する。」については、非常勤講師について、専任教員同様、「自己申告授業改善報告書」の作成の義務付けを平成29（2017）年度より行った（現在、報告書の名称は「授業改善報告書」である）（備付-13）。

(2) 「学生による授業評価に関するアンケートの評価項目について多様な授業形態に、より即すようFD委員会（平成26年度にFDセンターに改編）を中心に検討する。」については、学生による授業評価に関するアンケートの評価項目について、多様な授業形態に対応できるように変更した。さらに、コロナ禍での遠隔授業実施に伴い令和2（2020）年度は、遠隔授業充実のためのプロジェクトチーム（「自己点検・評価の組織図」p.13参照）及びFDセンターが、令和3（2021）年度は、FDセンターが主体となり遠隔授業に関する学生アンケートを実施した。

(3) 「基礎学力が不足する学生に対し、自習やグループ学習で自由に利用でき、アドバイザーが常駐する場所を創設し、基礎学力の向上に取り組む。」については、令和元（2019）年度に学修支援室を4号館から1号館に移動し、自習用スペース等を拡充するとともに、新たに専任事務職員及び専任教員を2名配置し、幅広く学生を支援する体制を整え、学生の基礎学力の向上に努めている。

(4)「障がい者対応ができていない一部の施設について整備する。」については、校舎の一部に未整備であった障がい者用トイレや校舎間の渡り廊下にスロープなどを設置した。

(5)「地域活動、地域貢献及びボランティア活動については、多彩な活動をより適切に評価できる仕組みを検討する。」については、教務課及び地域協働センターにおいて、制度と基準の制定について検討し、基本教育科目に配置される「ボランティア活動」科目により単位認定できる仕組みを構築した。さらに、令和 2 (2020) 年度には、「ボランティア活動」の科目名称を授業の実施形態に即した科目名「サービスマーケティング」に変更し、また 1 年次にサービスマーケティングの単位を取得した者が 2 年次にもサービスマーケティングが履修できるよう併設大学の共通基礎科目である「サービスマーケティングⅡ」を履修できる体制を整えた。

(6)「進学支援の一つとして、さらなる編入学指定校卒の獲得及び編入学試験対策の強化を行う。」については、キャリアサポートセンターが中心となり編入学指定校卒の維持及び模擬面接・小論文指導などの編入学試験対策をより強化した。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

課題「アドミッション・ポリシーについて、高等学校等関係者の意見を聴取し点検する必要性を認識しているが、定期的な点検を行うことはできていない。」については、まずは、令和 5 (2023) 年 3 月に併設高等学校との懇談を実施し、定期的な点検へとつなげる予定である。また、「令和 4 (2022) 年度から本格的に『学修ポートフォリオ』(表I-C-2 参照)を導入する予定だが、今後はその全学的な活用に向けて検討する必要がある。」については、学習過程の記録、成果物の蓄積など、学生一人ひとりが「学修ポートフォリオ」を作成するとともに、振り返りの機会を適切に設けながら、自己の学習を省察し、到達点を確認し、以後の学習課題を明らかにするような指導を充実していく。

課題「『学生生活アンケート』など学生を対象としたアンケートの実施方法を、紙媒体によるものから Web 入力に切り替えたところ、回答率が低下した。」については、アンケートの趣旨を説明することをさらに徹底する等して、より回収率を高めていく。さらに、「令和 3 (2021) 年度の入学生から PC 必携化を導入したが、PC 利用率等が併設大学に比べ低かった。」については、職業への接続を図る職業教育として ICT 教育の必要性を学生に丁寧に説明するとともに、教員に対しても授業にて積極的に活用するよう働きかけていく。

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

## 〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

## ＜根拠資料＞

## 提出資料

42.2 教授会議事録、44 科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表（令和元（2019）年度～令和3（2021）年度）

## 提出資料-規程集

27 大阪国際大学短期大学部教員任用規程、27.2 大阪国際大学短期大学部教員任用基準運用含む、30 大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部教員の職務について、66 大阪国際大学短期大学部研究費取扱規程、67 大阪国際大学短期大学部研究旅費取扱規程、68 特別研究費の取扱要領、70 大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部研究倫理委員会規程、70.2 大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部研究倫理委員会規程ガイドライン、70.3 大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部研究倫理委員会規程ガイドライン（細則）、75 大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部における研究活動に係る行動規範、76 大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部における公的研究費の不正使用防止計画、89 FD センター規程、99 大阪国際学園組織規則、105 大阪国際学園就業規則、105.2 大学・短大非常勤講師就業規則、105.3 パートタイム職員就業規則、107 SD 委員会規程、108 育児・介護休業等に関する規程、109.7 職員資格等級制度規程、110 定年規程、112 研修員規程、114 給与規程、116 旅費規程、116.2 国外出張旅費規程

## 備付資料

13 授業改善報告書、15 意見交換会報告書、18 2021 年度遠隔授業に関する教員アンケート報告書、19 遠隔授業に関する学生アンケート（2021 年度）報告書、24 資格・免許判定リスト、26 学生生活アンケート [令和 3 年度]、36 授業についての学生アンケート、37 セミナー（演習）についての学生アンケート、44 教員個人調書及び教育研究業績書、45 非常勤講師一覧表、46 専任教員の年齢構成表、47 「大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部紀要「国際研究論叢」、49 FD 活動記録、49.1 FD 研修会開催案内（令和元（2019）年度～令和 3（2021）年度）、50 SD 活動記録（令和元（2019）年度～令和 3（2021）年度）、65 教務委員会議事録、68 ウェブサイト「教員紹介」、69 NEWS LETTER、70 就業 Web システム

## 〔区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1の現状>

本学の教員組織としては、「大阪国際学園組織規則」により（提出-規程集 99）、学長、副学長、短期大学部長、学科長を置くとともに、カリキュラム・ポリシーに基づき専任教員を適正に配置している（表Ⅲ-A-1（1）参照）。

表Ⅲ-A-1（1）専任教員数一覧表（人）

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に於ける専任教員	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
栄養学科	2	1	3	0	6	5	2	0	105	家政関係	
ライフデザイン学科	4	2	2	0	8	7	3	0		文学関係＋経済学関係＋社会学・社会福祉学関係	
幼児保育学科	4	3	5	1	13	10	3	0		教育学・保育学関係	
（小計）	10	6	10	1	27	22	8	0			
〔その他の組織等〕											
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕							5	2			
（合計）	10	6	10	1	27		27	10	0		

※令和3（2021）年度にライフデザイン総合学科は学生募集を停止し、栄養学科とライフデザイン学科に改組している。

また、年齢の構成は、表Ⅲ-A-1（2）のとおりであり、学科別の平均年齢は、栄養学科 52.2 歳、ライフデザイン学科 54.3 歳、幼児保育学科 46.0 歳となっている（備付-46）。

表Ⅲ-A-1（2）専任教員の年齢構成表（人）

学科	年齢	30歳未満	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上	合計
	栄養学科		0	0	2	3	1	
ライフデザイン学科		0	2	1	0	5	0	8
幼児保育学科		0	3	6	4	0	0	13
合計		0	5	9	7	6	0	27

※令和3（2021）年度にライフデザイン総合学科は学生募集を停止し、栄養学科とライフデザイン学科に改組している。



短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は、表Ⅲ-A-1（1）のとおり、短期大学設置基準第22条別表第1に定める教員数を満たしている。

専任教員の職位は、「大阪国際大学短期大学部教員任用基準」に基づき（提出-規程集27）、学位、教育実績、研究業績、その他経歴等を厳正に審査し、短期大学設置基準の規定を充足するとともに、各専任教員の業績、経歴等は、本学ウェブサイトの各学科の教員紹介において公表している（備付-68）。

本学では、各学科のカリキュラム・ポリシーに基づいて教育課程を編成し、学科のコアとなる科目は基本的に専任教員が担当するようにしている。専任教員だけでは担当し得ない科目については、専門分野に応じて非常勤教員を配置している（備付-45）。各学科の専任教員は、カリキュラム・ポリシーに基づき、表Ⅲ-A-1（3）のとおり配置している。

表Ⅲ-A-1（3） 各学科のカリキュラム・ポリシーに従った専任教員配置

学 科	専任教員の配置
栄養学科	人体の構造と機能：1人、食品と衛生：1人、栄養と健康：1人、 栄養の指導：1人、給食の運営：2人
ライフデザイン学科	ビジネス：1人、生活：1人、医療・福祉：1人、情報：1人、 観光：3人、英語：1人
幼児保育学科	音楽：2人、体育：2人、教育：1人、心理：1人、保健：1人、 美術：2人、保育：3人、福祉：1人

※令和3（2021）年度にライフデザイン総合学科は学生募集を停止し、栄養学科とライフデザイン学科に改組している。

非常勤教員の採用候補者については、各学科からの推薦を原則とし、教務委員会において、候補者の学位、研究業績、経歴等に係る書類審査を実施している（備付-65）。候補者に大学・短期大学での教歴がない場合は、さらに模擬授業を実施することで、総合的な資格審査を行っており、短期大学設置基準に定める「教員の資格」の規定を準用している。また、教務委員会で適判定が示された候補者については、拡大教授会での承認を経た後（提出-42.2）、学長に採用候補者として推薦される。当該候補者の任用については、「大学・短大非常勤講師就業規則」に基づき、学長が申請することとされており、理事長が任用を決定している（提出-規程集 105.2）。

カリキュラム・ポリシーに基づく補助教員については、教育効果を高めるため、幼児保育学科の「ピアノ実技」、「音楽Ⅱ」の授業において、単位認定教員のほかに計18人の非常勤教員（レスナー）を配置している。

教員の採用、昇任については、「就業規則」、「大阪国際大学短期大学部教員任用規程」及び「大阪国際大学短期大学部教員任用基準」に基づき手続きを行っている（提出-規程集 105、27、27.2）。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。  
① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-2の現状＞

専任教員の研究活動の成果は、紀要「国際研究論叢」や学術雑誌に投稿・掲載されるとともに、学会等で発表されている。これらの研究成果は専任教員が担当する授業や教材開発等に活用されている。各教員の研究成果は表Ⅲ-A-2（1）のとおりである（備付-44、47）。

表Ⅲ-A-2（1） 令和元（2019）年度～令和3（2021）年度 教員の研究成果一覧  
（研究成果（口頭発表、論文、著書、展覧会、演奏会、発表会、講演等）の件（点）数）

所属学科名	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度
ライフデザイン総合学科	16	19	—
栄養学科	—	—	16
ライフデザイン学科	—	—	12
幼児保育学科	13	25	29

専任教員の科学研究費補助金の獲得状況は、表Ⅲ-A-2（2）のとおりである（交付金額は、間接経費も含む）（提出-44）。

表Ⅲ-A-2（2） 令和元（2019）年度～令和3（2021）年度 科学研究費助成事業の応募・交付状況

外部資金名	区 分	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	
科学研究費 助成事業 (学術研究 助成基金)	新規応募件数 (件)	2 件	2 件	2 件	
	採択件数 (件)	新 規	0 件	1 件	1 件
		交付金額 (円)	0 円	1,200,000 円	1,820,000 円

助成金)		継 続	2 件	0 件	0 件
		交付金額 (円)	2,080,000 円	0 円	0 円
	研究 分担者	件 数 (件)	1 件	2 件	1 件
		金 額 (円)	416,000 円	221,000 円	91,000 円

本学における専任教員の研究活動に関する規程としては、「大阪国際大学短期大学部研究費取扱規程」、「大阪国際大学短期大学部研究旅費取扱規程」、「特別研究費の取扱要領」等を設けている（提出-規程集 66、67、68）。

専任教員の研究倫理を遵守する取組みとしては、「大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部研究倫理委員会規程」、「同規程ガイドライン」、「同規程ガイドライン（細則）」を定めるとともに、「大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部における研究活動に係る行動規範」、「大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部における公的研究費の不正使用防止計画」を設け、説明会等で配付し周知を図るなど研究者の意識向上に努めている（提出-規程集 70、75、76）。

また、日本学術振興会が提供している研究倫理 e ラーニングコースの受講を義務付けている。

本学では、紀要「国際研究論叢」を発行しており、専任教員の研究発表の場を設けている。また、「特別研究費交付審査委員会」を設置し、本学独自の「特別研究費」を交付している（提出-規程集 68（5）採択審査）。なお、特別研究費の交付を受けた者は、その翌年の 5 月末日までに研究成果の概要報告を学長に提出するとともに、「研究成果学内発表会」で報告することを義務付けている。

専任教員の研究活動を推進するため、研究室については、エアコン、Wi-Fi 及び有線 LAN 環境等を備えた個室（平均面積 20 m<sup>2</sup>）を整備している。

本学では、研究・研修等の時間を確保するために、「教員の職務について」に規定された定例の週 1 日の学外研修日及び学生休暇中の学外研修日を定め、十分な研究活動ができるよう配慮している（提出-規程集 30）。

専任教員を海外に派遣する規程としては、「研修員規程」があり、その中で国内外への研修員の派遣及び出張旅費等に関しては「国外出張旅費規程」を整備している（提出-規程集 112、116.2）。

本学は、FD 活動に関し「大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部 FD センター規程」を定めており、この規程に基づき活動を行っている（提出-規程集 89）、（備付-49）。以下、令和 3（2021）年度の活動である。

① 授業についての学生アンケートの実施（セミナーも含む）（備付-36、37）

・実施期間

前期：令和 3（2021）年 7 月 5 日（月）～7 月 30 日（金）

後期：令和 3（2021）年 12 月 13 日（月）～1 月 17 日（月）

- ・対象：専任教員、非常勤講師
  - ・方法：学生支援システム「OIU UNIPA」を活用した。
  - ・結果の返却と閲覧：アンケート結果が返却されるまで、「OIU UNIPA」で簡易結果を閲覧できる期間を設定した。学科別の集計結果については、教職員サイト及び在学生ポータルサイトで公開した。
  - ・学生への公開：授業について学生アンケート結果を紙ベースで科目別に公開した。
- ② 授業改善報告書の作成（備付-13）
- 教員は、授業についての学生アンケート結果に基づき、授業改善報告書（全科目対象）を作成した。
- ・前期提出期限：専任教員 令和3（2021）年10月29日（金）  
非常勤講師 令和3（2021）年11月30日（火）
  - ・後期提出期限：専任教員 令和4（2022）年4月1日（金）  
非常勤講師 令和4（2022）年4月22日（金）
- 学科長、学科FDセンター会議構成員に当該学科所属教員の「授業改善報告書」を配信した。
- ③ 授業見学報告書の作成
- 令和3（2021）年度、新型コロナウイルス感染症の影響で授業見学は中止となったため、授業見学報告書の作成はしていない。
- ④ 意見交換会報告書の作成（備付-15）
- 授業改善報告書等に基づき、学科内で意見交換を行い「意見交換報告書」として取りまとめた。
- ・前期提出期限：令和3（2021）年12月3日（金）
  - ・後期提出期限：令和4（2022）年6月17日（金）
- ⑤ 遠隔授業に関する学生アンケートの実施
- ・実施期間：令和3（2021）年11月29日（月）～令和3（2021）年12月10日（金）
  - ・対象：本学学生、併設大学学生
  - ・方法：Google Formsを活用した。
- ⑥ 遠隔授業に関する教員アンケートの実施
- ・実施期間：令和3（2021）年5月24日（月）～令和3（2021）年5月31日（月）
  - ・対象：専任教員、非常勤講師
  - ・方法：Google Formsを活用した（アンケートは、日本語版および英語版を作成した）。
- ⑦ 遠隔授業に関する学生アンケート及び遠隔授業に関する教員アンケート結果の報告書を作成（備付-18、19）
- 「遠隔授業充実のためのプロジェクトチーム」（「自己点検・評価の組織図」p.13参照）のFDセンター会議構成員により集計・分析、報告書の作成を行った。
- ・配信先：専任教職員、非常勤講師
- ⑧ 学内研修会「外部講師によるFD・SD研修会（FDセンター・SD委員会共催）」の開催（備付-49）
- ・日時：令和3（2021）年8月4日（水）10:00～11:30（オンラインで開催）
  - ・講師：竹中喜一氏（愛媛大学 教育・学生支援機構 教育企画室）

- ・テーマ：学修成果の可視化の実践に向けて
  - ・参加者数：専任教職員110人
- ⑨ PC活用勉強会の開催
- ・日時：令和4（2022）年2月10日（木）13:00～14:30
  - ・場所：オンライン（Zoom）
  - ・外部講師：宮崎誠氏（帝京大学ラーニングテクノロジー開発室 助教）
  - ・参加者数：38人
- ⑩ 「NEWS LETTER」の発行（備付-69）
- ・発行：第6号（令和3（2021）年7月）、第7号（令和3（2021）年12月）
  - ・配付先：専任教職員、非常勤講師

専任教員は、学習成果を向上させるために事務部門と情報を共有し、互いに連携しながら教育研究活動を行っている。例えば、「授業についての学生アンケート」及び「セミナー（演習）についての学生アンケート」の実施においては専任教員とFDセンターが、情報機器の活用においては専任教員と情報システム室が連携している。

**[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]**

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

**<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>**

事務職員の組織に関しては、「大阪国際学園組織規則」を規定しており、「組織図」（p.7参照）に示された組織で構成されている。それぞれの部門に必要な役職者を配置し、本学の事務を遂行する組織及びその長の指揮監督について定め、責任体制を明確にしている。

事務職員は、職務を遂行する際に必要となるPCスキル、コミュニケーションスキル、スケジュール管理スキルなどの基礎的能力を有している。さらに、就職支援に携わる職員においてはキャリアカウンセラー、図書館業務に従事する職員においては図書館司書、情報システムを管理する職員においては情報処理技術者等の資格を取得しており、職務を遂行するための専門的能力を有している。

専任事務職員、パートタイム職員とも人事評価制度を導入し、所属長とのヒアリングを通じ、組織目標及び個人目標を設定・確認し、業務遂行にあたっている。また、同時に能力開発や適性、異動等の希望についても確認し、適材適所となるよう環境を整えている。

事務関係諸規程については「大阪国際学園規程集」を整備している。規程集は、「第 1 編基本・文書等関係」、「第 2 編任用・サービス等関係」、「第 3 編給与・旅費等関係」、「第 4 編経理等関係」等から編成され、事務遂行に必要な事項について定めている（提出-規程集大阪国際学園規程）。

規定により設置された事務部署には、事務室を設け、事務処理に必要な情報機器及びネットワークを整備している。また、業務に必要な備品を配備している。

本学では、SD 活動として一般職員及び管理職員を対象とした階層別研修会や学外の研修会への職員派遣等を実施している（備付-50）。また、事務職員は毎年度目標設定を行い、それを実現するために管理職からの情報提供・指導・評価を受けている。また、全学的な取り組みとして SD 活動を推進すべく平成 29（2017）年 4 月に法人本部事務局長を委員長とする「SD 委員会規程」を設け、その規程に基づき SD 活動を継続している（提出-規程集 107）。

業務の見直しや事務処理の改善等については、局内会議や部署ごとの定期的なミーティングを行い、問題点を明らかにしその対策を講じている。一例として、従前にはキャンパスセンターと学務課に集約されていた事務組織について、学生に対する迅速な対応と事務の効率化を図るために、当該の組織を教務課、学生課、教学・教職センターなど業務ごとの組織に再編した。なお、各組織の事務処理の改善に資するため、毎年、学生からの要望等を聞き取るアンケート調査を実施している（備付-26）。

事務職員は、学習成果を向上させるために専任教員と情報を共有し、互いに連携しながら事務処理を行っている。例えば、専任事務職員は各委員会・各センター会議等の構成員として参画している。また、教学・教職センターは「資格・免許判定リスト」を提供し（備付-24）、各学科ではそれを基に資格や免許取得のための指導を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する諸規程については、「大阪国際学園就業規則」、「パートタイム職員就業規則」、「給与規程」、「育児・介護休業等に関する規程」、「旅費規程」、「職員資格等級制度規程」、「定年規程」等を整備している（提出-規程集 105、108、109.7、110、114、116）。これらの諸規程は、教職員サイト等により教職員に周知されている。

また、就業規則等の諸規程に基づき、従前まで出勤簿にて管理していた、教職員の勤怠管理について、IC カードを活用して勤務時間管理、計画年休を含む有給休暇の取得状況などの確認を円滑に行えるよう勤怠システムを導入し適正に管理している（備付-70）。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

職員の出張関係の諸手続はシステム化されたが、教員の出張関係に係る諸手続については、申請書等所定様式による手続きとなっており、そのシステム化について、現在検討中である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料-規程集

118 経理規程、121 固定資産及び物品管理規程、125 危機管理規程、126 防災管理規程、127 自衛消防団則、128 図書管理規程、129 大阪国際学園個人情報保護規程、129.3 大阪国際学園個人情報保護規程施行細則、131 情報セキュリティ対策基本規程

備付資料

51 校地・校舎に関する図面、52 図書館・学修支援センターの概要、74 施設の設置機器・備品一覧、79 大阪国際学園情報セキュリティポリシー

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
  - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

### ＜区分 基準Ⅲ-B-1の現状＞

本学は、同一敷地内に大阪国際大学を併設しており、多くの設備を両者で共有しているため、施設・設備等の点検・評価にあたっては本学と大学を併せた形で記述する（備付-51）。

本学の校地面積、運動場面積、校舎面積は、基礎データ（様式 11）に示すとおり短期大学設置基準の規定を充足している。なお、このほかに体育館、プール（25m×6コース）、フィットネスルーム（3室）、トレーニングルーム（1室）を有している。

障がい者の対応に関しては、校舎出入口のスロープ、校舎間の接続渡り廊下、障がい者対応エレベーター、障がい者用トイレを設置している。

教室等については、受講者数に応じて、セミナー室（収容人数 15～30 人程度）、小規模（40～60 人程度）、中規模（80～120 人程度）及び大規模（200～250 人程度）の講義室を用意している。また、各学科で行う様々な専門教育に対応できるよう施設や備品が整備されている。例えば、栄養学科では、給食の運営に関わる施設（調理実習室や給食管理実習室）は 6 号館 5 階、6 階に、食品や衛生などの実験を行うための実験室は 3 号館 3 階に整備されている。また、栄養指導論用の教材や栄養価計算ソフトをインストールしたノートパソコンは 6 号館 4 階の教室のロッカーに保管されている。ライフデザイン学科では、ビジネス実務に関する備品を 4 号館 3 階の教室に整備している。幼児保育学科では、音楽の授業に必要な施設は 4 号館 6 階と 7 階に、美術室、実習室及び作業室は 7 号館に整備されている。なお、共通施設としてコンピュータ演習室（1 号館 2 階、3 階）、フィットネスルーム（1 号館地下 1 階、3 号館 1 階、6 号館地下 1 階）や第 2 調理室（3 号館 2 階）も整備されている（備付-74）。

図書館は 6 号館の 2 階、3 階に設置されており、その総延面積は 1,559 m<sup>2</sup>である。図書館の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等については、表Ⅲ-B-1 のとおりである（備付-52）。

表Ⅲ-B-1 図書館の蔵書数等一覧（令和 4（2022）年 3 月 31 日現在）

蔵書数 (国書、外国 書、製本雑誌)	国書数	外国書数	製本雑誌 数	AV 資料 数	学術雑誌 数	座席数
120,065 冊	91,543 冊	28,487 冊	35 冊	3,353 点	156 種 <sup>※1</sup>	314 席 <sup>※2</sup>

※1 受入れ中の学術雑誌タイトル数（電子ジャーナルを含む）

※2 グループ閲覧室、AV 視聴室を含む

購入図書選定については、「図書管理規程」（提出-規程集 128）に基づき、「授業関連の参考図書や指定書を揃える」、「学生利用を目的とした選書を行う」等の収集方針を定め、国際関係研究所委員会が行っている。学生は図書館に対し図書の購入希望を書面あるいは図書 Web システムにより申し込むことができ、図書の選定の際にはその希望にも応じている。また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う遠隔授業の増加に対応して、電子ブック等の購入を増やし、学内だけでなく学外からも電子資料を使用できる仕組みを導入し



ている。廃棄についても、「図書管理規程」に基づいて、著しい破損または汚損や教育研究に資する価値がないと認められた場合等に、蔵書点検等の諸手続きを実施した後、除籍処理を行っている。参考図書・関連図書については、各学科の特性に合わせた選書を行っており、特に幼児教育、体育、音楽、栄養・調理、ビジネス、観光、語学、キャリア開発等の分野を整備している。さらに大学との共用館である利点を活かして、より専門的な図書及び資料も整備している。

体育館は延床面積2,144.68m<sup>2</sup>を有し、トレーニング室・シャワー室を設けており、授業だけでなく課外活動にも活用されている。

1号館1階ラーニングcommons、4号館1階ラーニングcommonsにおいて、授業に対応できるようメディア設備やWi-Fi環境を整備している。

#### [区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

#### <区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

固定資産や施設設備の維持管理に関する規程については、学園規程である「経理規程」、「固定資産及び物品管理規程」等の必要な規程を整備している（提出-規程集 118、121）。これらの規程に従い、庶務部庶務課は固定資産の維持、修繕、廃棄、付保等現物管理、物品の発注・検収、出納及び保管を、法人本部事務局財務会計課は固定資産台帳等の整備・保管、資産の購入・除却の記録等の財産管理を行っている。

本学は、火災・地震対策、防犯対策について「危機管理規程」、「防災管理規程」及び「自衛消防団則」を整備している（提出-規程集 125、126、127）。防災設備や危険物に関しては自主点検を行うとともに、法定による建築設備点検や消防設備点検については専門業者に委託し、定期的に実施している。さらに、地震の初期対応や火災に対する訓練を毎年1回実施している。なお、令和3（2021）年度は、12月6日（月）に防災訓練を実施した。

コンピュータシステムのネットワークセキュリティ対策については、令和元（2019）年度に全学的にファイアウォール機器を刷新するとともに、SOC（Security Operation Center）サービスを導入し、出口対策を行っている。情報セキュリティ対策の強化の観点から、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ対策基本規程」及び関連規程を制定・改正し令和4（2022）年4月1日付で施行する（提出-規程集 129、129.3、131）、（備付-79）。

省エネルギー・省資源対策に関しては、学内での省エネ意識の啓発を図るため、ポスター等による啓発活動を行うとともに、職員による巡回を行い、講義室等での不要な空調運転の停止や消灯等に努めている。なお、施設設備の改修時には、省エネルギー性能の高い空調機器を選定し、LED 照明などの先進機器を採用する等の配慮を行っている。また、省資源対策として、会議資料等の電子化、タブレット端末による閲覧、シラバスや規程集等のウェブサイトへの掲載及び Web による履修申請等のペーパーレス化に努めている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

火災・地震対策については、地震の初期対応や火災に対する訓練を学生及び教職員が参加し、毎年 1 回実施しているが、災害時に重要とされる教職員の対応が適切に行われるよう、防災訓練以外に教職員向けの講習会等を定期的実施する必要がある。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

なし。

#### [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

#### <根拠資料>

備付資料

53 学内ネットワーク施設状況、54 コンピュータ演習室の機器、74 施設の設置機器・備品一覧、75 教職員サイト「教務課」Google Classroom 研修動画、76 教職員サイト「教務課」Google Classroom 研修会（入門編）録画映像、77 教職員サイト「教務課」各種マニュアル一覧

#### [区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

### <区分 基準Ⅲ-C-1の現状>

本学では、次に示すとおり、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。

- ・「ピアノ実技」、「音楽Ⅱ」の授業においては、単位認定教員のほかに非常勤教員（レスナー）を置き、専門的で細やかな技術指導を行っている。
- ・調理や実験に関する授業においては、技術助手が専門的な技術支援や学習支援を行っている。
- ・コンピュータ利用に関しては、情報システム室が技術的支援を行っている。
- ・海外研修・海外留学については、それらの企画及び情報の提供や助言を国際交流センターにおいて行っている。
- ・調理、実験、情報、音楽、体育、美術等に関わる施設に備品を整備している（備付-74）。
- ・教室には、学習効果を高めるために、プロジェクター、AV機器等を整備している。
- ・音楽教室に備え付けの諸楽器については、課外時間においても自由に使用できる環境を整えている。

学生に対する情報技術の向上に関するトレーニングについては、「コンピュータ基礎演習Ⅰ（ワープロ）」、「コンピュータ基礎演習Ⅱ（表計算基礎）」、「情報処理のしくみ」などの情報技術に関する授業での指導を行っている。また、コンピュータ関連資格に対する特別講座を実施している。

教職員に対する情報技術の向上に関するトレーニングについては、e-Learning、プレゼンテーションソフトウェア、Google Classroom 及び Zoom の利用講習会等を実施し、効果的な授業向上に努めている。また、情報システム室では、常時教職員の情報機器利活用に関し支援できる体制を整えている（備付-75、76、77）。

技術的資源と設備の両面において、各学科及び事務局から実習室のメンテナンス、楽器の修理、AV機器や情報機器の更新や備品等の予算を毎年申請し、総合的に検討・見直しを行った上で適切に予算を配分している。各学科及び事務局は、予算に基づき、技術的資源と設備を計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

本学では、令和3（2021）年度入学生からPC必携化を実施している。学生のパソコンが授業で活用できるように、令和3（2021）年8月にキャンパス内の無線LAN設備を刷新し、全ての教室において教室定員数の学生がWi-Fiに接続して授業が受けられるように整備している（備付-53）。

また、基準Ⅱ-B-1で述べたとおり、本学ではコンピュータ演習室8室（314席）を整備しており、そのうちの2教室については、平成25（2013）年度にコンピュータ支援語学学習システム（CALL）を導入し、その活用を推進している（備付-54）。

### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

特になし。

### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし。

## [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

### <根拠資料>

#### 提出資料

31 資金収支計算書・資金収支内訳表（令和元（2019）年度～令和3（2021）年度）、32 活動区分資金収支計算書・事業活動収支計算書の概要（令和元（2019）年度～令和3（2021）年度）、33 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（令和元（2019）年度～令和3（2021）年度）、34 貸借対照表の概要（令和元（2019）年度～令和3（2021）年度）、36 事業計画書（令和4（2022）年度）、37 予算書（令和4（2022）年度）、38 中・長期の財務計画書

#### 提出資料-規程集

33 全学人事計画委員会の設置について、69 大阪国際大学短期大学部教職員の特別海外出張者取扱基準、112 研修員規程、116 国外出張旅費規程、118 経理規程施行細則、121 固定資産及び物品管理規程、122 大阪国際学園資産運用規程

#### 備付資料

55 寄付金募集資料、59 中期経営計画、72 情報公開「財務公開」、78 学園だより

## [区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
  - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
  - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
  - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
  - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
  - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
  - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
  - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
  - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
  - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
  - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
  - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③ 年度予算を適正に執行している。
- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

### <区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

本学園は従来、法人の財政基盤の安定のために、毎年度の帰属収支差額の目標値に基づく予算編成を行ってきた。しかしながら、過去の本学及び併設大学の募集の落ち込みに起因する帰属収入の減少という状況の下での単年度帰属収支の均衡は現実的でないとの判断の下、後述のとおり、平成 28（2016）年度～平成 33（2021）年度にわたる「中期経営計画」を策定し、教育活動資金収支の均衡及び黒字化を目指すこととした（提出 31、32）、（備付-59）。

過去 3 年間の活動区分資金収支計算書における教育活動資金収支差額については黒字を確保しているが、事業活動収支は支出超過であり、これは過去の一時期における学生数の減少に起因している。本学及び併設大学の募集力の回復に伴う学生数の増加により、支出超過の状況は年々縮小傾向にあるが、なおも支出超過状態である要因は、減価償却額相当額をカバーできていないことであり、今後克服すべき課題と考えている（提出-33）。

また、令和元（2019）年度～令和 3（2021）年度の貸借対照表関係では、学校法人会計の自己資金の充実度をみる純資産構成比率は 80%超で推移し、全国平均値の 87.9%と比較しても遜色がない（提出-34）。固定資産構成比率は 88.3%～95.0%で推移し、全国平均の 86.3%と比較すると下回ってはいるが、要因について明確に把握している。流動資産構成比率も 5.0%～11.7%で全国平均の 13.7%を下回るが、これについても要因を明確に把握している。一方、負債に備える資産の蓄積状況をみる流動比率は全国平均の 256.6%を下回り 62.6%、同様に前受金保有率も全国平均値 358.5%を下回り 88.3%であるが、これは併設高等学校及び中学校の校舎建設のために資金を消費したことによる一時的な現象であり、資産の蓄積については、不安はないと考えている。負債の割合の適切性をみる総負債比率は全国平均 12.1%に対して令和 3（2021）年度 18.1%と高い状況にあるが、財政状況については今後注視していくこととしている。

本学の事業活動収入は学校法人全体の事業活動収入の約 14%を占めており、学校法人全体の財政は、本学の財政状態から少なからず影響を受けている。本学としては、学校法人全体の財政との調和を考慮し、学生募集力の維持向上による収入増、支出内容の精査による支出抑制などが重要であると考えている。

本学園の財政について、収支バランスが崩れ支出超過になることは、本学のみならず併設各校の教育研究経費や施設設備費の抑制要因となる。本学園の財政に影響を及ぼさぬよう、中長期的観点に立った教育活動資金収支の黒字化を目指した予算編成を行うとともに

に、さらに予算執行の段階においても、支出内容の精査、相見積もりの徹底、共同購入の利用等を通じての経費削減に努めている。

本学園は、教職員の退職に備えて退職給与引当金を設定しており、期末要支給額の100%を基に、私立大学等退職金財団の掛金の累積額及び交付金の累積額等を加減した金額を計上している。

また、本学園は、資産の適正かつ効率的な運用に資するため、「大阪国際学園資産運用規程」を設けている（提出-規程集 122）。本学園の資産運用は安全性と計画性を基本方針とし、手続き面では資産運用責任者を法人本部事務局長とし、資産運用（預貯金を除く）にあたっては常勤理事会の議を経た後、理事長の承認を得るものとしている。運用の対象となる金融商品は、預貯金のほかは日本国国債、政府保証債及び地方債、一定以上の格付をされた社債等、安全性が高く、国等より補助金の交付を受け、公益性の高い学校法人の資産の運用先としてふさわしいものに限定されている。また、資産運用責任者は運用状況（預貯金を除く）を毎月末に検証し、その結果を理事長に報告している。

以上のように、本学園の資産運用については、手続き面、リスク管理面等において適切に執り行われており、過去のサブプライム問題に端を発する世界的な金融危機に際してもその影響を受けることはなかったが、近年においては併設高等学校及び中学校の校舎新築のため金融資産が減少気味であることから、資産運用の規模は縮小気味である。

教育研究経費について、令和元（2019）年度～令和3（2021）年度本学における教育研究経費比率（教育研究経費／経常収入）は表III-D-1（1）のとおりである。これらの経費は教育研究活動の維持・発展のためには不可欠なものであり、この比率も事業活動収支の均衡を失わない限りにおいて高くなることが望ましいとされているが、本学は36.5%～40.9%であり、20%を大幅に超えている。

令和元（2019）年度～令和3（2021）年度の本学における教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての支出に関する比率（施設設備関係支出／経常収入）は表III-D-1（2）のとおりである。同キャンパス内の併設大学との共用の施設設備に係る支出は、主に学生数比により按分された金額が計上されている。本学では施設設備面での学生の利便性、満足度の向上のための教育環境整備については、今後も収支状況を勘案しながら計画的に実施していきたいと考えている。

表III-D-1 (1) 教育研究経費比率

(短期大学部門)

(単位：千円)

区 分	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
教育研究経費 (a)	316,537	364,410	342,211
経常収入 (b)	868,057	919,966	836,477
教育研究経費比率 (a)/(b)	36.5%	39.6%	40.9%

表III-D-1 (2) 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての支出に関する比率

(短期大学部門)

(単位：千円)

区 分	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
施設設備関係支出 (a)	30,817	45,462	59,762
経常収入 (b)	868,057	919,966	836,477
比率 (a)/(b)	3.6%	4.9%	7.1%

本学園は、磯部公認会計士事務所と監査契約を締結し、会計監査を受けている。会計監査は、私立学校振興助成法第14条第3項に基づき、監査日程表のとおり実施されている。毎年度、決算終了後に公認会計士から、計算書類について「適正」との独立監査人の監査報告書の提出を受けている。また、年2回、学校関係者が正しい認識と共通の理解を得ることを目的として、理事長、常勤理事、監事、監査室長及び法人本部財務会計課長出席の下で監査協議会を行っている。その中で、公認会計士から指導事項・改善事項について報告された事項に関しては、適正な運用管理への改善（設置校への指示・指導等含む）対応を速やかに行っている。

本学園は従来、特定の目的による寄付金の募集及び学校債の発行は行っていなかったが、令和3（2021）年度において、併設高等学校及び中学校を対象として寄付金の募集をはじめた（備付-55）。なお、同窓会からの寄付金等、寄付者の意思に基づいたものについては従前どおりに受け入れ、教育研究施設・設備の充実や奨学事業などに役立てている。

令和元（2019）年度～令和3（2021）年度の本学の入学定員充足率及び収容定員充足率は表III-D-1（3）、（4）のとおりである。

表III-D-1 (3) 入学定員充足率

学科（入学定員）	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
ライフデザイン総合学科（0人）	128.6%	127.9%	—
栄養学科（40人）	—	—	87.5%
ライフデザイン学科（100人）	—	—	123.0%
幼児保育学科（150人）	97.3%	89.3%	72.7%
合計	112.4%	107.9%	92.1%

表III-D-1 (4) 収容定員充足率

学科（収容定員）	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
ライフデザイン総合学科（140人）	119.3%	129.3%	130.0%
栄養学科（40人）	—	—	87.5%
ライフデザイン学科（100人）	—	—	123.0%
幼児保育学科（300人）	93.3%	95.7%	81.0%
合計	105.9%	111.9%	100.5%

令和元（2019）年度～令和 3（2021）年度の本学の入学定員充足率は漸減傾向にあり、本学全体としての収容定員充足率は定員を充足しているものの、学科別内訳では、栄養学科と幼児保育学科が定員割れを起こしている。このことに関しては、大学・短期大学の改革に関する企画・立案及び調整などの業務を担う「大学・短大改革室」の下、令和 3（2021）年度入学生よりライフデザイン総合学科を栄養学科とライフデザイン学科に改組し、定員についての見直しを行った。なお、令和 5（2023）年度入学生からは、幼児保育学科の入学定員を 150 人から 100 人に減ずる予定としている。

一方、学校法人の健全な運営および適正な事業を遂行するとともに、学園の建学の精神・理念に基づく教育・研究活動を永続的に発展させるため、法人と設置校が共通の現状認識に基づき、学園の経営諸課題の解決に向けた「中期経営計画」が平成 27（2015）年 12 月 22 日の理事会で承認された。本計画は理事長が本部長となる財務改善推進本部が中心となり、各部門との部門審議会を経て、全部門合意の上に策定されたものである。本計画の最優先事項は本学と併設大学の再生であったが、それが成立し平成 30（2018）年度までに学園全体としての教育活動資金収支差額についての黒字化が達成でき、しかもこの黒字状態が継続できたことから、平成 30（2018）年度には、令和元（2019）年度から令和 3（2021）年度までの期間にわたる「改訂中期経営計画」が策定され、さらに上方修正が行われたところである。

各部門はこの中期経営計画に基づいた各部署の意向を集約した予算申請書等を法人本部事務局に提出し、財務改善推進本部による部門審議会などでの審議調整が行われる。その後毎年 3 月開催の理事会で予算決定がなされ、速やかに各部門に伝達されている（提出-36、37、38）。

予算の執行については合规性と経済性を重視している。一旦査定された予算項目でも、執行段階で再度適正性と経済性を検討しながら執行を行う。したがって、執行されない予算項目が出てくることもあるが、本学及び本学園の主要な課題としての経費削減を念頭に、申請段階の予算査定以上の緻密さを以って執行を管理している。また、予算を超えた執行ができないように、会計システムによる管理がなされている。

日常的な出納業務については、「経理規程施行細則」に基づき、学内ネットワークを利用した会計システムにより、円滑かつ効率的に行われ、会計システムの機能を通じて、定期的に経理責任者（法人本部事務局長）を經由し理事長に報告している（提出-規程集 118.2）。



「固定資産及び物品管理規程」に基づき、固定資産の取得、除却に関する台帳を整備し記録保管している（提出-規程集 121）。有価証券を含む資金については「大阪国際学園資産運用規程」に沿い安全性を第一として適正に運用管理している（提出-規程集 122）。

毎月の経理処理については、月次試算表を作成した後、特に重要視している金融資産（支払資金と積立金）の残高の適正性を財務会計課長が検証した上で、経理責任者（法人本部事務局長）を經由し理事長に報告している。

**[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

**[注意]**

**基準Ⅲ-D-2 について**

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

**<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>**

短期大学を取り巻く環境は 18 歳人口の減少や、生徒の 4 年制大学志向など年々厳しさが増している。そのような中、本学では校舎（1 号館）の建替えや既存施設内のトイレリニューアルなど施設の更新を積極的に行った。幼児保育学科については、併設幼稚園の建替えに伴って建設した仮園舎を幼児保育棟として平成 29（2017）年度後期から利用を開始している。

これらのハード面の充実は交通アクセスを含め大きな強みとなっている。ソフト面においては、職業に直結する免許・資格が取得できるライフデザイン総合学科の栄養士コース（令和 3（2021）年度栄養学科に改組）や幼児保育学科があること、多様な海外研修プ

プログラムや積極的な地域貢献活動を行っていることは本学での学びにおいて大きな特徴となっている。

一方、財務面において本学園は日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標における「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」によると B0 に区分される。平成 27 (2015) 年の「中期経営計画」策定にあたっては、設置諸学校単位で SWOT 分析 (Strengths-Weaknesses-Opportunities-Threats analysis) を行い、本学においても令和 3 (2021) 年度のあるべき姿として入学定員充足率や就職率、退学率に数値目標を設定し、この将来ビジョンの実現に向け、高大連携授業の強化や課外活動の充実といった学生募集対策を打ち出した。支出面では、短期大学設置基準に基づいた教員数を考慮したり科目の精選を通じた非常勤講師への依存率を下げたりといった人事計画や学生募集戦略や奨学金の見直し、メリハリのついた予算査定を通じ、財政面での教育活動資金収支差額の黒字化を最大の目標としたところである。今後は、減価償却額相当額をカバーすべく、経常収支差額の黒字化が重要であると考えているところであり、令和 4 (2022) 年度から令和 9 (2027) 年度までの「第 2 期中期経営計画」については、中期経営計画の成果を基本として、現状認識とともに新たな課題の洗い出しを行った上で策定されたところである。

これら今後の課題を含む経営情報、財務状況については全教職員に向けて財務状況説明会を通例毎年 6 月に実施、意識の共有を図っている (ただし令和 2 (2020) 年度及び令和 3 (2021) 年度についてはコロナ禍により実施を中止した)。

人事計画は、前述の中期経営計画における収支バランス (人件費) を考慮した教職員人事計画に基づき作成される。具体的な人事計画は、まず、短期大学部長が教授会の議を経て学長に提示する。次に、学長は「全学人事計画委員会」を招集し、提示された計画を全学的バランスや経営的観点から協議・調整した後、運営協議会に付議する (提出・規程集 33)。このように、人事計画は適切に作成されている。

また、施設設備に関しては、中期経営計画を念頭に、事務局長を委員長とする「学舎検討委員会」において、デジタル化時代が求める学内オンライン環境整備、ウイズコロナ / アフターコロナへの対応、大規模修繕計画等、キャンパスの効率的な運用、学生満足度向上に資する整備計画を策定、運営協議会承認等を経て、学内に周知されている。

併設大学のキャンパス集約とともに、本学では一時的に枚方キャンパスをサブキャンパスとして使用していたが、利用状況を勘案し支障なしと判断し、枚方キャンパスを令和 3 (2021) 年度中に売却する決定を行ったが、諸事情により延期となった。これについては令和 5 (2023) 年度中の完了を見込んでおり、これにより一定の資金が得られる見込みである。

収支状況を改善するため、収入の確保と支出削減の取組みを行っている。収入の確保においては、積極的に文部科学省の補助金を獲得するよう努力をしている。老朽化したブロック塀の改修費用について、平成 30 (2018) 年度から令和 2 (2020) 年度にかけて補助金を受給した。支出削減に関しては、相見積もりの励行等適正な予算執行に努めるとともに、共同購入やリバースオークション等の手法を使い、積極的に経費削減を行っている。

情報の公表については、ウェブサイトによるほか、学園内の教職員向けの広報誌「学園だより」において、毎年決算終了後、説明文を付して決算情報を掲載しており、「学園

だより」は教職員の間での情報共有のための重要な媒体として認識されていると同時に、危機意識の醸成に貢献している（備付-72、78）。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

事業活動収支の支出超過が続いており、これの改善と併せて、学園保有資産の効率化（売却等）が急がれる。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし。

#### <基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

人的資源に係る (1) 「今後のさらなる国際化に向けて、専任教員の留学に関する規程の整備を行う。」については、現存する規程を運用することで対応した（提出-規程集 69、112、116）。(2) 「クラブ指導者の教員の負担を軽減するための体制を整備する。」については、課外教育センターの管理の下、「強化クラブ」には3人、「準強化クラブ」には2人、その他のクラブには1人まで指導謝金を支払うことのできる学外指導者を置くよう整備した。

物的資源に係る (1) 「施設の老朽化への対応を行う。」については、老朽化が激しかった2号館の利用を取り止め、平成30（2018）年に3号館をリニューアルすることで栄養士養成関係の施設を充実した。また、平成29（2017）年4月より幼児保育学科専用の7号館を新たに供用開始し、より専門的で実践的な教育ができるよう対応した。令和元（2019）年度には体育館の補強工事を行い、令和2（2020）年度には6号館のタイル補修を実施した。(2) 「地域と連携した防災知識の啓発ならびに訓練を行う。」については、平成29（2017）年度より毎年度、守口市と門真市との連携の下、本学地域協働センターが中心となり学生も参画する「防災フェスタ」を開催し、地域と連携した防災意識の啓発に努めた。

技術的資源に係る「教職員に対する講習会等の開催時期を見直し、実施内容・回数をさらに充実させる。」については、学生の授業が無い期間や、会議日などに引き続いて、研修会を開く等の工夫をし、教職員の意識向上、能力開発に努めている。

財的資源に係る「現在フローにおいて厳しい状況にあるが、この状況を打開するために、平成25（2013）年5月開催の理事会・評議員会で「財務健全化に向けての中期対処方針」が発表され、収入の増加及び経費の削減等により早期に黒字化する方針が示されたので、この方針に従い、平成26度以降の予算編成を進めることとする。」については、平成27（2015）年度に中期経営計画が策定され、平成28（2016）年度及び平成29（2017）年度の予算編成に反映された。さらに、併設大学及び本学の募集力回復に伴い、平成30（2018）年度策定の改訂中期経営計画において併設大学及び本学の双方で1年前倒しでの黒字化を見込み、実現した。「また、短期大学の将来構想について、『大学・短大改革室』

における短期大学部改革チームにおいて、社会のニーズや行政動向を充分に見極めて、現在鋭意検討中である。」については、ライフデザイン総合学科の栄養士コースを学科として改組する計画を策定し、令和3（2021）年度の学科立ち上げを実現した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

課題「職員の出張関係の諸手続はシステム化されたが、教員の出張関係にかかる諸手続については、申請書等所定様式による手続きとなっており、そのシステム化について、現在検討中である。」については、令和5（2023）年度のシステム化に向け、庶務課と情報システム室のプロジェクトチームを立ち上げ、電子決裁による出張処理の検討を進める。

※ 参考 令和元（2019）年度の出張件数は、教員 1,146 件、職員 540 件である。

※ 令和2（2020）・令和3（2021）年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく件数が減少した。

課題「火災・地震対策については、地震の初期対応や火災に対する訓練を学生及び教職員が参加し、毎年1回実施しているが、災害時に重要とされる教職員の対応が適切に行われるよう、防災訓練以外に教職員向けの講習会等を定期的実施する必要がある。」については、守口市門真市消防組合消防本部に協力を要請し、講習会が定期的実施できるような体制を整える。

課題「事業活動収支の支出超過が続いており、これの改善と併せて、学園保有資産の効率化（売却等）が急がれる。」については、令和3（2021）年度策定の「第2期中期経営計画」の下、引き続き学園をあげて収支改善のために取り組む。

## 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

## [テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

## &lt;根拠資料&gt;

## 提出資料

40 学校法人大阪国際学園寄附行為第 6 条第 1 項・第 11 条第 2 項・第 12 条・第 16 条第 2 項・同条第 3 項・同条第 8 項・第 33 条第 2 項・第 34 条第 1 項・同条第 2 項、40.1 学校法人大阪国際学園寄附行為施行細則第 4 条第 3 項・第 4 条第 5 項、41.1 常勤理事会議事録、41.2 理事会議事録

## 備付資料

57 経歴書、71 役員（理事・監事）・評議員名簿（令和 3 年度）、72 情報公開「財務公開」

## [区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
  - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
  - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
  - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
  - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
  - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
  - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
  - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

### ＜区分 基準IV-A-1の現状＞

理事長は設立者の意思の継承者として、平成7（1995）年7月に本学園の理事長に就任し、現在までの約26年間理事長としての職責を果たし、その間、10年間は本学の学長を、約12年間は併設大学の学長を、2年間は併設高等学校の校長を兼務してきた。

このように、理事長は本学園について熟知し、その職務を遂行するにあたっては、「学校法人大阪国際学園寄附行為（以下、寄附行為という）」第3条に規定する学園の教育目的を理解するとともに、学園共通の建学の精神である「全人教育」、「建学の精神である『全人教育』を基礎として、礼節を重んじ、世界に通じる心豊かな人間を育成します。」という理念についても十分理解をしている（提出-40）。

理事長は、実際に、入学宣誓式等の学校行事において、学園を代表して建学の精神や理念を表明するとともに、学園の教職員を対象とした新年互礼会において、これらの精神や理念に加えて、具体的に取り組む課題などを示している。

以上のとおり、理事長は建学の精神・理念、教育目的を十分に理解し、学園の発展に寄与できる者である。

さらに、理事長の職務については、「学校法人大阪国際学園寄附行為」第12条に、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」と規定されている。前述のように理事長はこの規定に基づき学校法人を代表し、その業務を総理している。（備付-57）。

理事長による評議員会への決算及び事業の実績の報告については、私立学校法に基づき、寄附行為第33条第2項に「理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。」と規定されており、理事長は、毎年度5月に、前年度の決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）について、監事による監査を受けた上で、理事会での決議の後、評議員会に報告し、その意見を求めている。

以上のように、理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

理事会の業務については、寄附行為第16条第2項に、「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定されている。また、「寄附行為施行細則」第4条第3項に基づき、以下の業務の決定については、理事会の委任に基づき、理事長及び常勤の理事をもって構成する常勤理事会において審議が行われ、迅速な意思決定を図っている（提出-40、40.1）。

- ① 組織及び機構等に関する事項
- ② 規則等の制定及び改廃に関する事項
- ③ 教員及び職員の任免、給与に関する事項
- ④ 予算及び決算の作成に関する事項
- ⑤ 財産の管理及び施設、営繕に関する事項
- ⑥ その他、理事長が必要と認めた事項

また、同細則第4条第5項により、「常勤理事会の決定事項は、理事会に報告し、必要あるときは承認を求めるものとする。」と定められており、次回の理事会に、常勤理事会の承認事項について、承認を求めている。

理事会の招集については、私立学校法に基づき、寄附行為第16条第3項に、「理事会は、理事長が招集する」と規定され、同条第8項に、「理事会に議長を置き、理事長をもって充てる」と定められており、この規定に基づき、理事長は理事会を招集し、その議長を務めている。

本学は、平成27(2015)年度に第三者評価を受審した。理事会の認証評価に対する役割と責任に関しては、令和3(2021)年10月25日に「大阪国際学園(大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部)ガバナンス・コード」を制定し、定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行すること、評価結果を踏まえ自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めることを明確に表明し、学園のウェブサイトにも公開することで、理事会の認証評価に対する役割と責任を明確にし、実際に理事長が責任者となり、全教職員が自己点検・評価に取り組み、その内容を常勤理事会にて審議するなど、理事会がその役割を果たし、責任を負っている。このような形で、理事長のリーダーシップの下、全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みを機能させている。

理事会・評議員会の構成員の中には、学内関係者として本学の学長、副学長、事務局長等が含まれており、理事会は学内情報を十分に収集することができている(備付-71)。学外の情報収集については、理事会構成員は文部科学省関連会議や私立短期大学協会の研修会等に参加する等、積極的に学外の情報収集に努めている。また、理事長は日本私立短期大学協会や大阪私立短期大学協会の役員などの役職を務めており、それらの会議等を通じて学外の情報収集を行っている。

理事会は、関係法令を遵守しており、短期大学の運営に学校教育法等による法的な責任があることを十分に認識している。毎年度の予算や決算、事業計画等を私立学校法及び寄附行為の規定に基づき慎重に審議している(提出41.1、41.2)。

学校法人の情報公開については、私立学校法に基づき、寄附行為第34条第1項には「この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿を作成しなければならない」、同条第2項には「この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄付行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない」と規定しており、これらの規定に基づき、毎年度、法人本部事務局に、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿の書類を備え付け、また本学ウェブサイトにも掲載し、情報の公開を行っている(備付-72)。

理事会は、学校法人運営に関する規程として「学校法人大阪国際学園寄附行為」、「学校法人大阪国際学園寄附行為施行細則」、「大阪国際学園組織規則」を整備し、短期大学運営に関する規程として「大阪国際大学短期大学部学則」、「大阪国際大学短期大学部学位規程」、「大阪国際大学短期大学部運営協議会規程」、「大阪国際大学短期大学部教授会規程」等を整備している(提出-規程集)。

理事は、私立学校法及び寄附行為の規定に基づき、適正に選任されている。理事はいずれも高い見識と学識を有しており、本学園の建学の精神を十分理解し、毎年度、本学の授業見学等にも適宜参加し、本学園及び本学の現状について認識している。但し、コロナ禍

により、令和 2（2020）年度以降、理事・評議員による授業見学が実施できていないので、今後の対応について検討の必要がある。

理事の選任については、私立学校法の規定に基づき、寄附行為第 6 条第 1 項に従い行われている。また、理事のうち複数名は、私立学校法第 38 条第 5 項に定められている、本法人の役員または職員でない者が選任されている。同条第 7 項の親族の制限については、理事長と理事のうちの一人が 3 親等以内の親族である以外は、3 親等以内の親族は含まれていない。加えて、寄附行為第 11 条第 2 項に、役員 of 退任事由として、「私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当するに至ったとき」と規定しており、学校教育法第 9 条の規定が寄附行為に準用されている。

#### <テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事会において、全理事が出席できるよう、年度開始前に理事会開催予定日を周知するなどに努めているが、学外者については、本務の都合上、書面での出席が多くなる者がいる。実出席率向上のため、この点についてさらに改善する余地がある。

#### <テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

なし。

#### [テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

#### <根拠資料>

##### 提出資料

4 大阪国際大学短期大学部学則、42 拡大教授会議事録、42.1 卒業判定拡大教授会議事録、42.2 教授会議事録

##### 提出資料-規程集

1 大阪国際大学短期大学部学則第 28 条第 3 項、4 大阪国際大学短期大学部運営協議会規程第 38 条、5 大阪国際大学短期大学部教授会規程第 3 条、第 6 条、第 7 条、57 大阪国際大学短期大学部学生の懲戒に関する申し合わせ、99 大阪国際学園組織規則、111 大阪国際大学短期大学部学長選任規程

##### 備付資料

60 学長の個人調書

#### [区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。



- ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
  - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
  - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
  - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
  - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
  - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
  - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
  - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

#### <区分 基準IV-B-1の現状>

本学は、学長が短期大学の意思決定と業務執行において適切なリーダーシップを発揮できるよう、学長の下、短期大学の運営に関する基本的な事項の審議及び部門間の連絡調整を図る運営協議会（提出-規程集 4）、学長が意思決定を行うにあたり審議し、教育研究に関する専門的な観点から意見を述べる教授会（提出-規程集5）を設置している。これらの体制の中、学長は、運営協議会を招集し議長となり、短期大学運営上の基本的事項について諮問し、審議を求め、また、教授会に対して、教育研究に関する専門的な観点から意見を求め、意思決定を行っている。

このように、学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行い、理事長とも密に連携を取りながら職務遂行にリーダーシップを発揮している。

現学長は学長職3期目（任期4年）に臨み、短期大学設置基準第22条の2にあるとおり、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している（備付-60）。

また、建学の精神に基づく教育研究を推進するために、短期大学部長、各学科長、事務局長等と連携を密にし、適切な教育研究環境を確保し、学生や地域社会に還元できる研究をモットーに教育研究活動を積極的に推進し、本学の向上・充実に向けて努力を重ねている。

学生に対する懲戒に関しては、その軽重に従って譴責・停学・退学とする旨が学則第38条に規定されており、この規定に基づき「大阪国際大学短期大学部学生の懲戒に関する申し合わせ」で懲戒の手続きを定めている（提出-規程集57）。

学長は、「学長は、短期大学部を代表し、校務を統括するとともに、所属教職員を統督する」とする「大阪国際学園組織規則」（提出-規程集99）に則り、常に短期大学運営の先頭に立ち、校務をつかさどり、所属教職員を統督している。

学長は、「大阪国際大学短期大学部学長選任規程」（提出-規程集111）に基づき選任され、常に教職員からの案件に迅速に対処しながら、教学運営の遂行に努めている。

学長は教授会が意見を述べる事項を「大阪国際大学短期大学部教授会規程」第6条等に定め、教授会に周知している。

学長は、「大阪国際大学短期大学部学則」第28条第3項（提出-4、提出-規程集1）及び「大阪国際大学短期大学部教授会規程」第6条に基づき、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で意思決定を行い、教授会を審議機関として適切に運営している。

教授会は、「大阪国際大学短期大学部教授会規程」第3条に基づき短期大学部長が招集し、同規程第7条に基づき、原則として毎月1回開催される定例会議及び必要に応じて開催される臨時会議として開催されている。なお、本学の教授会は併設大学と合同ではなく、単独で開催されており、その開催状況は、表IV-B-1（1）及び表IV-B-1（2）のとおりである。

表IV-B-1（1）令和3（2021）年度 拡大教授会の開催状況

【拡大教授会（教授、准教授、講師、助教で構成）】

	日付	オンライン	審議数	報告数	主な議案	出席者数
1	4/21	○	4	23	・学生の異動 ・令和3年度 開講科目の担当者変更等 ・令和3年度 入学前の既修得科目の単位認定 ・令和3年度 科目等履修生の履修許可	27
2	5/26	○	3	24	・学生の異動 ・令和3年度 開講科目の担当者変更等 ・令和3年度 資格取得に係る単位認定	26
3	6/23	○	1	23	・学生の異動	26
4	7/21	○	4	15	・学生の異動 ・令和3年度 資格取得に係る単位認定	26
5	9/8	○	1	0	・令和3年度 前期卒業判定	27
6	9/8	○	3	2	・学生の異動 ・令和3年度 開講科目の担当者変更等 ・令和3年度後期 科目等履修生の履修許可	27
7	9/22	○	2	16	・学生の異動 ・令和4年度 「学習成果」の策定及び大阪国際大学短期大学部ポリシーの	27

大阪国際大学短期大学部

					改定に伴う「大阪国際大学短期大学部卒業認定・学位授与の方針等に関する規程」の改正	
8	10/27	○	2	18	・学生の異動 ・多様なメディアを高度に利用した授業の導入に伴う「大阪国際大学学則」並びに「大阪国際大学短期大学部学則」の改正	27
9	11/24	○	2	16	・学生の異動	27
10	12/22	○	3	13	・学生の異動 ・令和4年度 非常勤講師の新規採用	27
11	1/19	○	1	0	・令和5年度 短期大学部 幼児保育学科の定員変更	27
12	1/26	○	3	15	・学生の異動 ・令和3年度 資格取得に係る単位認定 ・令和4年度 非常勤講師の新規採用	27
13	2/16	○	4	17	・学生の異動 ・令和5年度 大阪国際大学短期大学部学則の改正 ・令和4年度 非常勤講師の新規採用	26
14	3/2	○	2	0	・令和3年度 後期卒業判定 ・令和4年度 在籍期間延長申請	27
15	3/2	○	2	4	・学生の異動 ・令和4年度 大学、大学院、短大部の学則並びに教授会規程、研究科委員会規程の改正および学長裁定の制定	27
16	3/23	○	3	22	・学生の異動 ・短期大学部「資格取得者の学科対応科目の単位認定」の申し合わせ(改正) ・令和4年度 非常勤講師の新規採用	27

表IV-B-1 (2) 令和3(2021)年度 教授会の開催状況

【教授会(教授のみで構成)】

	日付	オンライン	審議数	報告数	主な議案	出席者数
1	5/26	—	1	0	・令和4年度 短期大学部教員人事	9
2	9/22	—	1	1	・令和4年度 短期大学部教員人事	10
3	11/10	—	1	0	・令和4年度 短期大学部教員人事	10
4	1/6	—	1	0	・令和4年度 短期大学部教員人事	9
5	1/26	—	1	0	・令和4年度 短期大学部教員人事	10
6	2/8	—	1	0	・令和4年度 短期大学部教員人事	10
7	3/1	—	1	0	・令和4年度 短期大学部教員人事	7

本学では、全ての教授会の議事録を作成し、構成員が確認できるよう整備している（提出-42、42.1、42.2）。

学習成果及び三つの方針については、ウェブサイトで公表するとともに、その変更については教授会に報告される。したがって、教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

本学では、教育・研究上必要な各種委員会を本学と併設大学の共通組織として表IV-B-1(3)のとおり設置し、諸規程等に基づいて適切に運営している。

表IV-B-1 (3) 令和3(2021)年度 各種委員会一覧

委員会	規程
入試委員会	大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部 入試委員会規程
就職委員会	大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部 就職委員会規程
教務委員会	大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部 教務委員会規程
学生委員会	大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部 学生委員会規程
人権委員会	大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部 人権委員会規程
人権教育センター会議	人権教育センター規程
国際関係研究所委員会	大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部 国際関係研究所委員会規程
特別研究費交付審査委員会	特別研究費の取扱要領
キャンパス・ハラスメント 防止・対策委員会	大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部 キャンパス・ハラスメントの防止と解決に関する 規程
コンプライアンス委員会	大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部 コンプライアンス委員会規程
国際交流センター会議	国際交流センター規程
FDセンター会議	大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部 FDセンター規程
教職センター会議	教学・教職センター規程
基幹教育機構会議	基幹教育機構規程
情報教育部会	基幹教育機構規程
語学教育部会	基幹教育機構規程
教養教育部会	基幹教育機構規程
日本語教育部会	基幹教育機構規程
キャリア教育部会	基幹教育機構規程

地域協働センター会議	地域協働センター規程
自己点検運営委員会	大阪国際大学短期大学部 自己点検運営委員会規程
自己点検実施委員会	大阪国際大学短期大学部 自己点検運営委員会規程
課外教育センター会議	課外教育センター規程
学修支援室会議	学修支援室規程

※「人権委員会」及び「コンプライアンス委員会」は、それぞれの委員会所管の問題が発生した時に開催される。

#### <テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

現在、学長のリーダーシップが発揮できる組織を構築し運営を行っているが、現状の継続だけでなく、短期大学を取巻く環境の変化に対応できるよう、PDCA サイクルによる継続的な検証・確認を行い、意思決定機能の改善・向上を図っていく必要がある。

#### <テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特になし。

#### [テーマ 基準IV-C ガバナンス]

##### <根拠資料>

提出資料

40 学校法人大阪国際学園寄附行為第5条第1項第2号・第15条・第18条・第20条、45 評議員会議事録

提出資料-規程集

123 学校法人大阪国際学園監事監査規程第8条・第9条

備付資料

67 監事の監査状況（令和元（2019）年度～令和3（2021）年度）、72 情報公開「財務公開」、73 教育情報の公開

#### [区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。

- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

#### <区分 基準IV-C-1の現状>

本学園は寄附行為第5条第1項第2号に基づき監事2人を置き、監事は寄附行為第15条に基づき、本学園の業務若しくは財産の状況または理事の業務執行の状況について適宜監査している（提出-40）。

監事は、理事会及び評議員会に出席し、本学園の業務若しくは財産の状況または理事の業務執行の状況に関する事項について必要に応じ意見を述べている。また、監事のうち1人は、各所属の管理職員及び一般職員と面談等を行い、日常の業務内容の把握に努めている。

監事は、学校法人大阪国際学園監事監査規程第8条、第9条及び私立学校法第37条第3項第4号の規定により、本学園の業務若しくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している（提出-規程集123）、（備付-67）。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

#### <区分 基準IV-C-2の現状>

評議員会は、私立学校法第41条及び寄附行為第18条に従い、理事の定数（10人）の2倍を超える人数（24人）をもって組織されている（令和3（2021）年5月1日現在）。

評議員会は、私立学校法第42条及び寄附行為第20条に基づき、予算、事業計画、事業に関する中期的な計画、役員に対する報酬等の支給の基準、寄附行為の変更、そのほかこの法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めるものなどに関して、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている（提出-45）。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

#### <区分 基準IV-C-3の現状>

情報公開については、「学校教育法施行規則」に基づき、本学でもその主旨を踏まえ、建学の精神、三つの方針、教育組織、授業科目、進路状況等の事項を本学ウェブサイトに掲載し広く社会に公表している（備付-73）。

財務情報については、私立学校法の規定に基づき、法人本部事務局に決算の概要を付した資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、監査報告書、財産目録、事業報告書を備え置き、閲覧できるようにし、開示要求に対応しており、さらに上記財務情報は、本学ウェブサイトにも掲載し広く公開している（備付-72）。

#### <テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

監事が、業務の監査を実施するにあたり、各事務局の業務内容や教学面等について、より充実した業務監査ができるよう、監査室による支援と連携を充実強化していきたい。従来から三様監査の連携を図るため、監査室、監査法人（公認会計士）との監査協議会（5月、2月に開催）を実施しているが、一層の充実を図っていきたい。

#### <テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし。

#### <基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

「理事長のリーダーシップを支援するため、本法人の役員または職員でない者から選任されている理事も含めた担当理事制のあり方について検討する。」については、担当理事制をさらに強化するために、そのあり方について検討を行い、総務・人事・企画・財務等担当、高等教育担当、初等・中等教育担当に役割を集約することとした。なお、外部理事については、企業経営者、ほかの学校法人の理事長、元校長等、多方面からの人材を選任しており、その専門性を活かした役割分担について、引き続き検討していく。

「学長のリーダーシップについては、本学のより迅速な意思決定を図るために、併設大学と合同で開催されている運営協議会及び各種委員会の審議方法等を検討する。」については、審議内容に応じて、プロジェクトを組むなど事前に意見集約を図り、学長の迅速な意思決定につなげている。

「ガバナンスについては、監事が、業務の監査を実施するにあたり、監査室の協力も得て、各事務局の業務内容や教学面等について、より深く把握ができるような協力体制、方法を検討する。」については、監事が業務の監査を実施するにあたり、監査室（平成26（2014）年4月設置）の協力も得て、各事務局の業務内容や教学面等について、より深く把握ができるような協力体制、方法をとっているが、さらに充実した監査を行うため、引き続き検討する。また、「評議員会の開催日を設定するにあたり、事前に日程調整を行う等の方法により、外部から選任されている評議員が、できるだけ出席できるよう工夫をする。」については、評議員会の開催日を設定するにあたり、年度開始前に各評議員に対し

翌年度の開催予定日を通知することにより、外部から選任されている評議員が、できるだけ出席できるようにした。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

課題「理事会において、全理事が出席できるよう、年度開始前に理事会開催予定日を周知するなどに努めているが、学外者については、本務の都合上、書面での出席が多くなる者がいる。実出席率向上のため、この点についてさらに改善する余地がある。」については、コロナ禍により、オンラインでの理事会開催について設備面が整備されたので、今後対面での開催とオンラインでの開催を併用するなどし、実出席率の向上に努めていく。

課題「現在、学長のリーダーシップが発揮できる組織を構築し運営を行っているが、現状の継続だけでなく、短期大学を取巻く環境の変化に対応できるよう、PDCA サイクルによる継続的な検証・確認を行い、意思決定機能の改善・向上を図っていく必要がある。」については、今後、各学科での自主的・自立的なガバナンス体制を強化し、各学科の自己点検・評価による教育の質向上のための仕組み作りをさらに充実させ、それを有効に機能させ改善に結びつけていく。

課題「監事が、業務の監査を実施するにあたり、各事務局の業務内容や教学面等について、より充実した業務監査ができるよう、監査室による支援と連携を充実強化していきたい。従来から三様監査の連携を図るため、監査室、監査法人（公認会計士）との監査協議会（5月、2月に開催）を実施しているが、一層の充実を図っていきたい。」については、「大阪国際学園監事監査規程」に基づき毎年度、監査方針及び監査計画を作成し、これを基に監事による業務監査を実施しているが、今後監査室から監事へのよりきめ細かな情報提供を行い、さらに充実した監査を行うこととする。